

平成 29 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年9月11日（月）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月11日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	奥 田 信 宏
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	岡村 智彦	次長兼ふるさと振興課長	伊藤 保光
		政策推進課長	北條 寿文		
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼安心安全課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民生部	部長	橋本 浩之	次長兼環境課長	江場 満
		次長兼保険医療課長	寺西 孝	子育て推進課長	鈴木 敬
		健康推進課長	小島 昌己	住民課長	中村 和恵
	産設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼土木農政課長	伊藤 光彦
		まちづくり推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼水道課長	伊藤 和孝		
	消防本部	消防長	奥村 光司	次長兼消防署長	佐藤 安英
		総務課長	山田 靖		
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	黒川 静一	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 務会 局	局長	金山 昭司	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	松本正美	①教育行政について……………	30
		②保健予防対策は万全か……………	45
2	板倉浩幸	①就学援助の入学準備金の支給は必要な額を必要な時期に……………	59
		②廃棄物（ごみ）処理計画について……………	69
3	黒川勝好	火葬行政見直す時期では……………	82
4	戸谷裕治	近鉄蟹江駅周辺開発を進めよ……………	92
5	佐藤茂	富吉南の区画整理について……………	104
6	中村英子	①「かにえ子ども条例」の制定について……………	111
		②まちづくりと町財政の実状……………	118

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成29年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻前にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問される議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4項の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

皆様のお手元に飯田雅広君の一般質問に関する資料を配付いたしておりますので、お願いをいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。利用される議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えないように利用形態としていただきますようお願いを申し上げます。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出をいただきますよう、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次、許可をいたします。

質問1番 松本正美君の1問目「教育行政について」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

おはようございます。

1番 公明党の松本でございます。

議長より許可をいただきましたので、1番目の質問であります「教育行政について」を質問させていただきます。

最初に、学力向上の取り組みについてお伺いしたいと思います。

蟹江町では学校の教育力の向上としてさまざまな教育課題に対しまして、子供たちにとってもよりよい教育を進めるために、教育環境の整備や教育活動を計画的に進めることができるよう、教育支援に取り組んでおられます。

愛知県の平成28年度の全国学力・学習状況調査の結果では、小学校6年生では、国語Aが42位、国語Bが47位、算数Aが45位、算数Bが30位でありました。中学校においては、3年生では、国語Aが32位、国語Bが19位、数学Aが8位、数学がB 9位の結果でありました。

文科省は全国学力・学習状況調査をこの8月28日に発表いたしました。本町での29年度の全国学力・学習状況調査はどのような結果になっていたのか。その結果についての評価、課題についてお聞かせ願いたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

ただいまのご質問にお答えをいたします。

全国学力・学習状況調査の平均の比較では、本町は、小学校国語Aで愛知県を上回りましたが、他に関してはわずかながら下回っております。しかしながら、各科目の問題数に対する正答数の最も多い数の全体に占める割合を比較しますと、どの科目も全国と相違ありません。特に小学校の国語Aに関しては、その割合が全国よりも多くなっています。それにもかかわらず、全国よりも平均点が低くなっているのは、平均点の50%以下の得点になってしまう生徒の割合が多いからであります。

また、中学校の数学Aに関しては、全国と比べて平均点の30%程度の得点になってしまう生徒の割合が多い結果となっております。

このことから、本町では補充学習により力を注ぐべきであると考えております。定期考査前とか夏季休業中には、児童・生徒がわからないところを質問することを中心とした学習時間を、現在よりもさらにふやしていきたいと考えております。

児童・生徒がみずから学び、意欲的に学習に取り組むことのできる環境を整えていくことが大切であるかと考えております。

以上であります。

○1番 松本正美君

今、教育長のほうからお話をいただきました、本町の学力調査の結果では、全国平均より下回っていたということですが、全15問中の各問題に対しては、国語のAが全国平均より上回っていたということもお話がありました。

このことについては、文科省も学力調査で都道府県の下位の層の底上げが上がってきていると、そういうことを、だから上位と下位の地域差は縮まってきているということもお話しております。そういう意味では、今後、本町でも分析結果をもとに、学力向上に向けた児童・生徒の学習意欲を高めるための授業の改善が求められるのではないかなど、先ほど教育長のほうからもそういったお話がありました。どうか、そういう生徒に寄り添っていただきながら、学習意欲を高める授業の改善に求められていますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

実は、新聞報道によると、文科省が行った全国学力・学習状況調査では、愛知県内は特に

日常生活に関する質問事項では、帰宅後に家で授業の復習をしている児童・生徒は、小学校で47%、全国平均比マイナス6.8ポイントでありました。中学校では40.7%、全国平均比でマイナス9.8%にとどまっている状況でありました。

本町でも授業時間以外の学習量に対しての課題の工夫が求められております。学力向上のための授業時間以外の家庭学習などの取り組みは、どのように考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

授業時間以外の家庭学習等のあり方ということですが、先ほど申し上げたように学校では特に補充学習を中心に進めていくということですが、全国のこととも考えますと、やはりうちへ戻ってから家庭学習、これも大事であるというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、うちに戻っての家庭学習は大事なんだということで、教育長のほうがお話があったわけなんですけれども、特に土曜日、日曜日など学校がない日の学習時間、そして家での予習復習などの学習習慣の定着にも課題があるのではないかなと、このように私は思います。

家庭学習の充実のためには、保護者の理解も必要であります。家庭の果たす役割は極めて大きいと考えるのであります。

本町の家庭学習の自立を図るためにも、家庭学習の課題の工夫の必要があるのではないかなと、このように思いますが、この点についての改善策について、何か、教育長、思われるところがあったらお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

家庭学習の改善策ということで、確かに調査を見ても、勉強する時間というんですか、これが少ない子が多いんじゃないかなということがあります。実は、そういう家庭学習の仕方ということがしっかり子供たちにわかっていない場合もありますので、学校のほうでは課題を与えて、そしてそれを教師が点検する、あるいは評価するということで学力の向上を図っているところであります。

特に、中学校でありますと、定期考査前には学習計画表を作成させて教師が点検しており、そしてそれが実際に実行できるかどうか、そんなことで子供たちに振り返る、そんな場面もつくっております。

それから、特に先ほどからありますように、底上げということでもありますので、家庭学習のそういうような時間、そして自分たちより自分で学習ができる、そういうような姿勢を培っていく必要があろうかと思ひますし、そういう点をまた保護者のほうにも働きかけていけたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか自立ということで、本当に家庭学習の方もしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

もう一つ、子供の貧困などによりまして子供がどうすることもできないという、そういう場合もあるわけなんですけれども、こうした子供たちの課題解決のための支援はどのように考えてみえるかお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

貧困というか経済的な理由でなかなか家庭学習ができにくいという場合がありますし、それが成績につながるという場合もあるかと思いますが、でも、全ての児童・生徒がそういう状況に置かれていて、成績が全て悪いというばかりではないというふうに思うわけですが、やはり先ほどちょっと言いました保護者の方のご協力ということをやったわけですが、家庭、保護者が家庭を、家族をどのように考えているかというようなことが大事であらうかというふうに思います。

それで、担任がそういう状況を見ながら保護者の方に話をして、そして理解をしていただく。やはりそういう子供を育てるには学校、保護者、地域ということはよく聞きますけれども、特に学校と家庭がお子さんの成長、育成にあわせてどのようなサポートをしていくか、学校だけでも難しいし、保護者だけでも難しいということでもあります。

ですから、そういうような貧困というんですか、経済的なところはそれはそれとしながらも、やはり親としてというようなところも意識しながら、先生もまた子供たちに寄り添うような形で進めていけたらと思っています。

以上です。

○1番 松本正美君

こういった子供の貧困の問題は、今後これから大きな問題になってきていますので、一つこうしたことも考えていただきたいと思います。

地域によっては土曜学習だとか、そういった支援も行っておりますので、どうか一度そういったことも含めて、授業以外の学習の確保などにも使ってみるところもありますので、土曜学習の支援、そういったことも今後授業の中でも1回考えていただけるといいかなと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。

私たち、総務民生常任委員会の所管の事務調査といたしまして、子育て支援をテーマに研究、調査に取り組んでいます。

その中で、学力向上と体力向上の取り組みについて、福井市へ視察に行っていました。

文部科学省が行っています全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに福井県の子供たちの平均正答率が全国平均を大きく上回り、都道府県別ランキングでは常に上位を維持し

ているところであります。

今や福井は全国が注目する教育先進県であります。他県に比べれば人口も少なく、進学率を重視する私学や塾、大学の数も少ないのにこの結果が出るのはなぜか。今回の視察先として選ばせていただきました。

福井市が学力向上の取り組みとして、全小・中学校で2学期制の導入と最も重要視している取り組みが「中学校区教育」というシステムの取り組みでした。福井市では130年の歴史あるまちで、約26万人の人口、福井市の学校の概況は小学校が50校、児童数は1万4,058人、中学校23校、生徒数6,563人で、この中には小・中併設校が4校ありました。

福井市は平成19年度から全小・中学校で2学期制を実施しており、1学期は夏の長期休暇をまたいで10月第2木曜日まで、5日間の秋季休業後、2学期はその翌日からとなっております。これは、夏休み前にテスト結果により成績を出してしまうのではなく、夏休みはわからなかったところを補習し、挽回する機会として捉えております。教員は長期休暇に補習講座を組み、理解が難しかった生徒指導に当たっているところであります。

また、福井市の特徴的な教育として、中学校区教育という形がとられています。これは、同じ中学校区内の福井市は23校区にある保育園、幼稚園、小学校、中学校がそれぞれに連携し、意図的、計画的に一貫した取り組みを行っているところであります。また、地域と協働した教育を進めることを通して、子供が地域の一員として、将来にわたって地域づくりに貢献できるようになることを目指しています。

福井市では小・中学校の先生が互いの授業を参観する場を積極的に設けられておりました。小学校の先生は幅広い学科の知識を必要とされるのに対し、中学校の先生は学科ごとの専門的な知識が必要とされる互いの授業を参観、研究することにより、より広い視野での授業、手法の深い専門知識を学ぶことができると同時に、保育園、幼稚園、小・中学校の先生のみならず地域の子供たちを育てていこうという意識が生まれてきたそうです。

また、福井市の多くの小学校で、授業を少人数に分けて行ったり、2人の教員、ティームティーチングを行ったりすることで、子供たちにきめ細かい指導ができる体制も整っています。

福井の先生方の教育への熱意が、子供たちの学力向上に大きな影響を与えているようでありました。通常授業以外の夏休みや放課後に、個別に子供たちを指導したり、中学校で進学に向けた補習学習や先生が家庭学習の評価、指導を十分に行うことで、福井県の子供たちは全国的に見ても、宿題を真面目に取り組む傾向があるそうでありました。

また、学力調査を生かした継続的な取り組みといたしまして、結果を授業づくりに生かす学力向上プランの作成など、PDCAサイクルで結果を授業づくりに生かしていました。

福井市では29年度より新しい学校教育方針として、地域に根差す「学びの一貫性」をテーマに、これまでの「中学校区教育」のよさをより進化させ、各中学校区の取り組みの質を高

めながら、子供たちの未来を切り開いていくための力を育てています。

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学ぶこと、社会のつながりを意識した地域連携の質を高めていくとのことでもあります。

本町の学力向上の取り組みとして、福井市の小・中学校における2学期制の取り組みや中学校区教育の取り組みは、大変よい取り組みだと思います。本町でも参考にすべきと思いますが、石垣教育長のご所見をお伺いしたいと思います。

また、本町の小・中学校の学力向上のための対策と取り組みはどのように考えてみえるかお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

まず、2学期制の取り組みについてであります。蟹江町では10年ほど前に3学期制、2学期制についての検討を行いました。そして、2期制として現在、蟹江北中学校、須西小学校が取り組み、特色ある学校づくりという視点で学校運営を行っております。

当時、蟹江中学校は3学期制、今もそうですけれども、蟹江北中学校は2期制ということから、教科の評価期間が違っておりましたが、公立高校への進学的面から両校とも主要教科は3期に、他の教科は2期に分けて評価することになり、現在に至っております。今回、資料をいただきましたので、学校に話をし、再度考えてみたいというふうに思っております。

次に、中学校区の教育についてであります。議員のお話から大いに参考になることがありました。

本町の中学校区においても、小学生が中学校を訪問したり、中学校教諭が小学校で授業をしたりしています。また、小学校教諭と中学校教諭が互いの授業を参観、研究する活動は、県全体で取り組まれております。福井市の報告を参考に、今後とも小・中学校だけでなく保育園、幼稚園などとのつながりも大切に教育活動を進めてまいりたいと思います。

あと、学力向上に関しては、特にティームティーチングを推し進めているところであります。全国学力・学習状況調査の結果にもありますように、学習に自信を持ってない児童・生徒が意欲的に取り組むことができるよう、きめ細かい指導を続けていけるよう指導していきたいと思っております。

以上であります。

○1番 松本正美君

よろしくお願いたします。

特に、最初のほうでもちょっとお話しさせていただいたんですけれども、本町も全国学力調査の結果を見て、一生懸命取り組んでいただいているのに感謝をするわけではありますが、特に児童・生徒の学習意欲を高めるための授業の改善、こういったことは非常に大事なじゃないかなと、このように思います。

そしてまた、学力向上への課題といたしまして、小・中学校への支援策、各学校において

も温度差があるんじゃないかなと、このように思いますが、こういった面の支援策はどのようにちょっと考えてみえるかをお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

支援策ということではありますが、各学校では、まず自分の学校の子供たちの結果を見、そして改善方法を考え、努力しているところではありますが、一番そういうことも繰り返しながら、愛知県では授業アドバイスシートというんですか、そういうようなまとめたものを愛知県がつくっております。そして、各科目、あるいは項目ごとにどのような指導法がいいのかというようなことも参考に各学校に配付をしているところでもあります。

そういう点から、学校ではそういうようなこと、自分のところの学校の次に向けてどのようなことが課題で、どういうふうに対応していくかということも研究をしっておりますし、現職教育で行っておりますが、また県のものも参考にしながら、こちらもそのような形で次へのステップアップを願っているところでもあります。

以上です。

○1番 松本正美君

支援策のほうもやっぱり各学校においても温度差あると思いますので、そういったところの支援策もしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

特に、今回は福井市の学力向上の取り組みのお邪魔させていただいて感じたことは、児童・生徒の質問紙の中でもありました。先生が児童・生徒への向き合う姿勢を大事にしておりました。教師とのかかわりの中で、先生はあなたのよいところを認めてくれていると答えた児童・生徒の割合は、全国を大きく上回ってございました。また、先生がわかるまで教えてくれた児童・生徒の割合も全国を大きく上回ってございました。先生が児童・生徒へ向き合う教師とのかかわり方について、非常に私たちも勉強をさせていただきました。

この点について、教師と生徒とのかかわり方について、教育長はどのように考えてみえるかお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

児童・生徒と教師のかかわりではありますが、これは初任者研修でもよく先生方言っているわけではありますが、まず信頼される先生になろうよと、そして子供たちとのかかわりを大事にしていくというようなことで、教員を皆さんスタートしているわけではありますが、先ほどお話がありました福井市がさらに向き合って、そして子供たちとのかかわりを強めているというところをまた一つ学ばせていただいたなということを思っております。

やはり、先生と、教員と子供の間信頼関係がなくてはいけないなと、そんなことを思っております。それがないと、やはり先生が幾ら指導しても、やっぱり耳に入るものと入らないものが出てくるんじゃないかなと、そんなことを思っております。

これは一般論になりますが、担任先生がそういうまず学級の30人なら30人の授業を行うと

きに、指導法がテクニックもあるとしましょう、それでもなかなか定着しない場面があります。どういう場面が、それは学級がばらばらです、子供たちが。

まず、やはりそういう信頼関係と、もう一つ、一番私も言われたんですけども、先輩から。授業で子供たちにしっかり教えるために何が大事だ、学級経営だぞ。学級をどのようにまとめていくか、子供たち同士のかかわりをどう考えているか、まずそれをベースにしないではない。そして、その後で、後と言ったらおかしいですが、それを並行しながら、あと教えるべきことは教える、考えさせることは考えさせる。そんなようなことをしていくことが大事だとよく言われました。

子供同士のかかわり、そして先生とのかかわり、いま一度また学校の先生にもこれはお話をしながら、足元を見つめてみたいなというふうに思っております。

以上であります。

○1番 松本正美君

どうか、今、教育長のほうからお話がありましたように、先生と生徒の信頼関係だということでお話がありましたので、この点もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、体力向上の取り組みについて質問します。

文科省の平成27年度新体力テストが実施された結果は、愛知県は小学校5年生が46位、中学2年生が40位でありました。愛知県では「ボール投げ」を初め、ほとんどの種目で平均を下回っているとの報告も聞きます。

本町における新体力テストの結果は、どのような状況だったのかお伺いしたいと思います。また、新体力テストの結果についての評価、課題についてもお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

蟹江町における新体力テストの結果であります。福井市の報告にありますように、体力テストの結果は県での分析ということでありまして、ここでは愛知県のデータをもとに述べさせていただきます。

平成28年度において愛知県は、小学校女子の立ち幅跳び、中学校男子の20メートルシャトルラン、中学校女子の反復横跳び、そして20メートルシャトルラン、ボール投げについては、全国を上回ることができました。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査のアンケートの結果から、次のような傾向が見られました。1週間の総運動時間の分布は全国と同様であります。小学校、中学校の女子に運動をほとんどしない児童・生徒が多いようであります。男女とも体育・保健体育の授業が「楽しい」集団は、それ以外の集団に比べて体力合計点が高い傾向が見られました。小学校から中学校になると「楽しい」集団の割合が低くなり、「やや楽しい」、「あまり楽しくない」、「楽しくない」集団の割合が高くなってきております。

このようなことから、体力と運動能力に自信を持たせ、体を動かすことを楽しいと感じる

ような指導が必要であろうかと思えます。

以上であります。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。特に、今回の調査でも握力、要するに握る力、握力などが全国平均を下回っているということでもありますけれども、全国の放課後や休日の昼、よく遊ぶ場所としてアンケート調査によれば、家の中が70%、友達の家が65%、圧倒的に室内が多いという結果も出ております。そのために子供たちの体力にも大きな変化が出てきているのではないかと、私はこのように思います。

体力向上のためにも、子供の外遊びの重要性が今、問われているところだと思います。この外遊びの重要性につきまして、体力向上と含めて、石垣教育長、所見がありましたらお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

確かに、本町においても児童・生徒の遊び方、これが外で遊ぶよりも部屋の中で遊ぶと、ゲーム機器等もあるわけではありますが、そういうことの実態がありますので、学校では基礎的な体力の向上と体を動かすことについて、意欲向上に努めているというところでもあります。

具体的には、昼放課や2時限目の放課においては外で運動するよう、今まで以上に働きかけております。毎2時間目の放課に雨降りとかそういうときはいけませんけれども、そうじゃないときに外に行っていこうということで、外に出るだけでも、やはり太陽を浴びることが大事だなということは思うわけであります。それから、あと体を動かすと。

あと、先ほど教えていただきました福井市の取り組み、グーパー体操ですか、そういうこともありますけれども、そういう取り入れられるものがあれば、また現在の学校にプラスをしていけたらということをおっしゃいますし、今回このように松本議員からいろんなことをお話しいただきました。そういうことも含めて、学校にはお話をして少しでも向上するようなふうに働きかけていきたいと思っております。

以上であります。

○1番 松本正美君

それで、今、教育長のほうからお話しいただいたわけなんですけれども、体力の向上の具体的な取り組みにつきまして、私たち総務民生常任委員会は、学力向上の取り組みとあわせて体力の向上の取り組みについても、福井市で視察をさせていただきました。

福井県は、全国体力テストは対象4部門で、小学校5年生男女、中学校2年生男女ともに全国1位というすばらしい結果でもありました。

福井市の体力向上の取り組みは、1年間の反省を踏まえ、体力づくり推進計画を年度初めに作成するなど、体力テストの結果の考察と対策を10月に体力づくりの推進報告を、年度末にPDCAサイクルで体力向上を目指しておりました。教科の一部や授業と授業の合間に行

われる「業間体育」は福井の伝統である始業前、業間等の時間に継続して、「時間走」や縄跳び、鉄棒などの運動を行い、自分の記録に挑戦をしていました。

また、グーパー体操を始業前や業間などに行うなど、握力の強化を図っていました。これ以外にも、初心者水泳教室、陸上練習を夏季休業に、器械運動練習を放課後などにも取り組んでいました。

学校体育活動への支援といたしまして、日本のトップで活躍する選手からの専門的な指導を受けていました。また、投力向上の具体的な実践といたしまして、紙鉄砲、バトン投げ、シャトル投げなど投力向上にも取り組んでいたところでもあります。

このような福井の体力向上の取り組みにつきまして、石垣教育長にご所見をお伺いしたいのと、本町の小・中学校の体力向上に向けた対策をもう一度お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

ただいまお話がありましたように、体力と運動能力の向上につきましては、本当に福井市の取り組みはすばらしいというふうに思いました。さまざまな工夫を凝らして児童・生徒の体力、運動能力の向上を目指していることがよくわかりました。

本町におきましては、基礎的な体力の向上と体を動かすこと、そしてそういう面から意欲向上に努めているところでもあります。具体的にお話をしますと、耐寒マラソン、冬にやっているわけではありますが、全校児童が参加をし、そしてそのときだけではなく、休み時間も利用して練習に取り組むような、そんなような指導というんですか、動きをしております。また、水泳指導も補充授業も行っておりますし、夏休みの前半には特に泳げない子の指導にも充てているところでもあります。

中学校の体育ではダンスが必修になっておりますが、本町ではグループでの創作ダンスを指導しております、生徒がみずから発案、計画し、練習を重ねてつくり上げております。そして、学校祭での創作活動も推し進めているところでもあります。

以上であります。

○1番 松本正美君

今、教育長のほうからお話がありましたように、本町では体力、そうした向上の取り組みについても非常に一生懸命取り組んで、福井にないものを取り組んでみえると、このように思うわけではありますが、特に福井県は小・中学校とも7年連続全国1位という成績があり、これは単に体力テストを実施しているだけではなく、その平均データを各校にフィードバックし、他校や他県との比較、分析、考察、その結果を次の取り組みに反映をしております。

いわゆるPDCAサイクルを回しながら、施策を進めることで体力向上のポイントがあると私は考えます。

本町でも体力テストの結果から見ると、その進め方や改善策を進めるための各学校の状況の把握やPDCAサイクルを踏まえての計画的な取り組みは考えないのか、石垣教育長、お

聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

先ほど申し上げましたように、今現在、取り組んでおるわけではありますが、福井市のそのような取り組みを参考にしながらというようなお話をしたわけでありまして。そして、本町では、特にその結果から、全般的に楽しんで運動する機会をふやす必要があるということが感じておりますので、そういう面から取り組んでいきたい。また、各学校で現在行われておりますそのようなものとか、児童会とか生徒会による運動を中心とした交流行事もさらに進めていけたらというふうに思っております。

何しろそういう取り組みについて、学力と同じように結果を見、そして評価をし、改善をしていく。それも子供たちもそのような意識を持ってもらおうと、そういうことはとても大事でありますので、児童・生徒が生き生きと活動できるような、そんなふうな学校を目指していけたらと思っております。

以上であります。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。特に、今、教育長のほうからもお話がありました、蟹江町も一生懸命取り組むということではありますが、特に福井で行われていました授業と合間に行われる業間体操の取り組み、これは非常に福井のすばらしい活動の歴史があると、このように感じておるわけなんですけれども、蟹江町でもこうした今先ほど昼間の休憩時間だとかを使って、そうしたことを行っているということではありますが、今後も業間、体育の取り組みというのは非常に大事だと思います。

これは、1月に小浜市にお邪魔したときに、小浜市の教育委員会の方が本当に業間、体育の取り組みに一生懸命取り組んでみえていた。休憩がある時間ごとにグーパー体操をやっているというような、そういう状況でありました。非常に時間があってないようなんですけれども、時間の合間を見て、そうした活動を行っているということは非常にいいことだなと、このように感じて帰ったところであります。

どうか、この業間の教育の取り組み、もう一度ちょっとお話を聞きたいと思いますが、取り組みについて。

○教育長 石垣武雄君

確かに業間のそういうところは、ずっと午前中にちょうど業間が2時間目の放課とお昼放課、そういうところで気分転換も図りながら、そういうような体を動かすこと、そういうことに取り組むことはとても大切であるというふうに思います。

先ほど小浜市の例も上げられたように、子供たちが維持すると、言わなくてもそういうようなところで、グーパー体操もそうですけれどもやるということで、基礎的な体力をつけていくと。

蟹江町におきましては、まだそこまでは行っておりません。行っておりませんが、先ほどの耐寒マラソンとか、あるいは別に何も無いときには運動場で何しろ外に出て駆けっこなり、ボール運動なりというようなことは、まず外に出ることを言っております。

今、言われた、そういうような何かということもまた考えながら、子供たちも意識しながら体力向上に取り組んでいけたらと思っております。

以上であります。

○1番 松本正美君

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、ICTを活用したプログラミング教育についてお伺いしたいと思います。

次期学習指導要領では、グローバル化、情報化が進む中、ICT環境や機器を効果的に活用した未来を開く資質、能力の育成が重要視されております。今、全世界でもIoTなど社会を大きく変えていくともいわれ、欧米ではプログラミング教育を必修科目として、プログラミング教育を行わなければ世界の動きに大きく後れをとってしまいます。日本でも2020年4月より、小学校でプログラミングが社会でどのように役立っているのかを学びます。また、中学校ではプログラミング作成を中心に実技教育を行う予定であります。

本町においても、これまで電子黒板やパソコンの導入など環境整備に取り組んできました。教育先進地蟹江町を目指すためにも、ICT教育の具体策といたしまして、これからの情報社会の進展に対応するためにも、今後2020年改定の新学習指導要領にプログラミング教育の必修化が求められております。

本町でも今後ICT教育の具体策として、これからの情報化社会の進展に対応するために、今後プログラミング教育の導入の取り組みが必要だと考えますが、石垣教育長のご見解をお示しく下さい。

また、生徒たちが教え合いともに学び合うアクティブラーニングの視点からのICT環境の充実としてタブレットの導入の考えはないかお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

平成32年度より全面実施される小学校学習指導要領におきましては、算数科、理科、総合的な学習の時間において、児童がプログラミングを体験しながら論理的思考力を身につけるための学習活動で取り上げる内容やその取り扱いについて示されております。

本町においては、既に導入をされておりますデジタル教科書の活用を中心に、プログラミング学習が教科学習と並行して進められるようにしていけたらと考えております。また、中学校においては、既に技術・家庭科の技術分野の学習において、プログラミング学習が行われております。今後は、小学校と同様に他教科においても、プログラミング学習が進められるように取り組んでいきたいと思っております。

ところで、もう一つの本町においてタブレット端末の活用は一部の教員に見られるものの、

個人で準備している状況であります。このタブレット、画面に直接触れて行う操作は、教示の効率を格段に向上されることが出来ます。また、児童・生徒においてもパソコンよりも効率的な情報収集及び情報交換ができることが期待されます。

まずは、より多くの教員がタブレットを活用できる環境を整え、徐々に児童・生徒用の導入を進めていけたらと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。今回、IoT、人工知能の開発、またIT技術の発展ということで、2020年にはITの人材が、2020年じゃない、失礼しました。2030年には最大で約79万人が不足すると言われております。

そうした中で、2020年度から小学校でプログラミング教育が必修化されるということであり、特に、学習要領のプログラミング教育の必修化に伴いまして、学校のICTの環境の整備だとか、また教材の開発、教員の研修、指導体制の充実などが求められております。

学校の先生は本当に教職員の方は今でも多忙であります、今後もこういったことも含めて、多忙化の対策をとっていかなくてはいけないのではないかなど、そういう意味ではこのプログラミング教育とともに、あわせて学校教職員の多忙化対策もあわせて取り組んでいかなくてはいけないのではないかなど、このように思います。

また、タブレットの導入についても、非常に今先ほど教育長のほうからお話がありましたように、私たち議会も情報の収集には非常にいいものだと、このように取り組んでおるところであります。どうか、学校の生徒たちにもこういった情報の収集のためにも取り組んでいただきたいなと思います。

どうか、そういう意味で多忙化対策について少しお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

確かに、現在教員の多忙化が特に言われております。これは長時間労働ということで、学校ばかりではないというふうには思うわけですが、各学校においては、県が実は多忙化解消プランというのを出されまして、それを参考にしながら各種行事、そして部活動のあり方、あるいは会議の持ち方等、いま一度見直しをして取り組んでいるところであります。

そういった面で、新しく導入されるものを含めて、またまた時間が長時間になってしまうというところはあると思いますが、そのあたりはうまく考えながら、そしてまた先ほどの新しいものが入るわけでありますので、得意な先生、不得意な先生もみえるかもしれません。そういった面で、県の事業とか研修に積極的に参加させたり、そしてまた校内で現職教育、先生方の勉強会ですけれども、そういうものも行いながら、できるだけ効率よく長時間労働にならないような形で、そしてまた新しいことにも取り組んでいけたらというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。どうかそういった意味でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、学校図書館の活用についてであります。

学校図書館は自由に読書ができる読書センターとしての機能と児童・生徒がさまざまな疑問や学習課題について調べることができる「学習情報センター」としての機能を持っております。全国の自治体ではパソコンやスマートフォンを活用しての時間外の授業参加、学校図書館での自学自習の充実を図るメディアセンター化の取り組みが始まっているところであります。

本町でも学校図書館の機能の充実を図るために、蔵書の充実とあわせて、小学校では社会科や総合学習の時間に調べ学習ができる環境整備も必要であります。中学校においては授業だけではなく、休み時間や放課後にパソコン等の電子機器を活用して、自主的に学習できるメディアセンターとしての機能の充実が求められているところであります。

本町でのこれからの学校図書館は、子供たちの学習の中心的な役割を大きく担う大変重要な居場所であります。そのためにも読書センターとしての機能に加え、学習センターとしての機能や自学自習を支えるあらゆる情報が提供できるメディアセンターとしての機能の充実が必要ではないでしょうか。

学校図書館の役割、機能については、休み時間や放課後など、パソコン等を活用して自主的に学習ができるような機能、役割にしていくべきだと思いますが、小・中学校の図書館環境整備についてのご見解を石垣教育長へお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

学校図書館の機能を見直すということはとても重要だというふうに私も思っております。私たちの生活の中において、情報化社会の発展によりまして、次第に紙への印刷物からデータ通信へと変化をしております。

学校図書館、図書室においては、その利点を生かした機能を持ち合わせた場所ということを変えていけたらというふうに思っています。それには、図書室へのコンピューターの設置や通信機器の設置が不可欠になるかというふうに思います。

本町の小・中学校には全校にコンピューター教室が設置をされております。図書室へのコンピューター設置に伴う維持管理費とか、現在のコンピューター室と図書室の利用状況を鑑みて設置の検討をしていけたらというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

いろいろとあると思いますが、どうか一番初めも言いましたように、家庭学習の課題の工

夫ということも、学校でも自主学習ということはできると思いますので、こういった図書館を利用した自主学習にも努めるのもいいのではないかなと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

最後であります、町長のほうへ振りますけれども、よろしく願いいたします。

これからの学校図書館は児童・生徒がさまざまな疑問や学習課題について活用できる場ではなくてはならないと、このように思います。

読書センターとしての機能に加え、学習センターとしての機能や自学自習を支えるあらゆる情報が提供できる、IT情報技術を活用したメディアセンターとしての機能が必要であると私は思います。活用しやすい学校図書館となるよう、環境面や運営面についても検討していただくといいかとこのように思います。

このことにつきまして、最後に横江町長にお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、松本議員のご質問にお答えをしたいと思います、ちょっとどちらかというのを射ていないかもわかりません。お許しをいただきたいと思います。

今、ずっと松本議員のご質問を聞かせていただきました。我々といたしましては、小・中学校の学力向上、そして体力向上、もう一つ言うと精神の向上、これも含めてバランスのよい子供たちを育てるのが、我々の義務教育の義務であります。そういう意味でいろんなIT、ICT、IoTを駆使してこれからはやっていかなきゃいけない、その事実はしっかりと認識をさせていただきます。

今、学校図書館のことについて言及されましたが、学校図書館のばかりではなくて、情報の発信基地としては蟹江町にも図書館、蟹江ライブラリーがございます。ここにもいろんな機材を用意しておりますが、今後また町民の皆さんに使っていただけるような、いろんなアクセス方法を考えていかなきゃなりませんし、それから先ほどご指摘をいただいたタブレットの導入もこれから考えていかなければならない。いわゆるハード面も充実、ソフト面は教育委員会、それから学校の先生方と相談をさせていただく。ハード面については、特に学校施設については、これから議員各位の皆様方にもいろいろご提案を差し上げまして充実をさせていただきたい、こんなことを考えているわけであります。

学校図書館だけではなくて、学校の施設も今後充実するために、またいろいろご相談を差し上げることがあるかと思いますが、ぜひともよろしくお願いを申し上げ、ちょっと焦点がぼけたかもわかりませんが、何かございましたらまたご質問をいただければと思います。

○1番 松本正美君

今、町長のほうからもお話をいただいたわけなんですけれども、私たちの住むこの蟹江町の子供たちが、本当に児童・生徒たちが本当に蟹江町に住んでよかったなと思える、そういう環境整備も非常に大事になってくるかなと思います。その上での教育の向上、また体力の

向上ということでもありますので、そういったことをしっかりと取り組んでいただいて、蟹江町の子供たちが未来に羽ばたいていけるように、またこの地域で活動していただけるような、そういった取り組みをしっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「保健予防対策は万全か」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本でございます。

2問目の「保健予防対策は万全か」について質問をさせていただきます。

初めに、肝炎予防対策についてお伺いしたいと思います。

肝炎対策においてはB型肝炎が上げられるわけですが、B型とはB型肝炎ウイルスに感染することによりまして引き起こされる肝臓の病気であります。

B型肝炎ウイルスに感染した場合に引き起こされる症状とは、倦怠感や食欲不振、悪心・嘔吐等がありますが、また皮膚や眼球の白い部分が黄色くなる黄疸が見られるとも言われております。しかし、肝臓は日常生活ではその一部しか使われないため、弱体化している自覚症状が出てこないことが非常に多くあり、「沈黙の臓器」とも呼ばれているのであります。症状が出ていなくても、一人一人が進んで血液検査を受けることが感染予防の上でも最も重要であります。

本町でも肝炎ウイルスの早期発見と重症化予防は重要な取り組みであります。肝炎ウイルス陽性者の早期発見のための取り組みと、B型肝炎及びC型肝炎は適切な治療を行わないまま放置することによりまして、慢性化し肝硬変や肝がんに行進するおそれがあると言われており、肝炎ウイルスの陽性者を早期に発見し、早期に治療に結びつけることが重要であります。

国は昨年6月30日に「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を改正いたしました。肝炎の検査体制の強化と陽性者への受診促進の強化を推し進めるようにしておるところであります。

現在、C型肝炎は治せる時代になってきているところであります。蟹江町においても町民の肝硬変や肝がんを減らすために、広く町民の皆様に肝炎検査を受けていただき、また陽性者には治療に進んでいただくことが重要でないかと考えます。

本町の肝炎ウイルス検診の受診率状況をお伺いします。また、肝炎ウイルス陽性者の早期発見についてと重症化予防について、本町ではどのような対策を講じられているのかお尋ねしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、肝炎ウイルス検診の受診率状況でございますが、蟹江町の検診制度では、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方で40歳以上の方を対象としまして、集団検診、個別検診による血液検査において、B型肝炎、C型肝炎ウイルスの検診を実施しておりますが、平成28年度実績は、40歳以上通知対象者数約9,000人の方に対し、256の方が検査を受けられ、陽性と判定された方はB型、C型ともゼロでした。受診率は2.8%となります。

次に、肝炎ウイルス陽性の早期発見方法でございますが、陽性であるかそうでないかの発見は血液検査での判定となりますので、事業所単位、自治体が行う定期健診にあわせて、必ず肝炎ウイルス検査を受けていただくことが重要と考えます。県内保健所におきましては簡易検査が随時できますので、チラシ等により啓発を行っております。

次に、肝炎ウイルス陽性者の重症化予防方法でございます。

いずれかの方法により陽性が確定した場合には、早急に医療機関での受診を受けていただき、治療につなげていただくことが重要と考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。今、課長のほうからお話し、答弁があったわけなんですけれども、受診率に対しては28%……

(「2.8」の声あり)

2.8%、非常に少ないと思うわけでありまして。そういう意味ではこのウイルス検診の受診率アップという取り組み、早期発見のためにも大変重要であると私は思っております。

そういう意味で、受診率アップに対する対策、取り組みはどのように考えてみえるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

健康推進課としましては、検診をより多く受けていただくためには、今年度から検診の対象者の方を、前年は節目だけにしておりましたが、やっていただけるかどうかは定かではありませんでしたが、できるだけ多くの方にやっていただく形をとるために、対象者の方、通知件数を増やさせていただきました。それによって今年度まだ検診の期間中ではありますが、その動向を見せていただいて、またその対応、より多くなる方策を次にも考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、ちょうどそういう時期ですので、そういう検診の状況を見て、お話ししていきたいということだそうなのでありますが、この肝炎ウイルスの検査等におきましては、各市町村においてもそれぞれ温度差がありまして、状況にこういった個別勧奨対象者の肝炎ウイルス

検査の自己負担を無料化して取り組んでおるところもあります。だから、そういう意味では蟹江町もそういったことも一つ取り組んでいくのも、もちろんそうだし、もう一步やっぱり強力に進める上で、やっぱり受診率の向上を目指した啓発、こうしたことが大事になってくるんじゃないかなと思います。

そういう意味では啓発と自己負担の無料化についてはどのように考えてみえるでしょうか。

○健康推進課長 小島昌己君

自己負担につきましては、節目の方には今年度クーポン券をお出ししまして、40歳以上の5歳刻みで無料の方が実際に無料で受けていただくことが可能となっております。もし、自分が肝炎について不安であるとか、そういうことを気にされます方は、県の事業といたしまして保健所のほうで、随時無料で受けていただくことが可能となりますので、また受けるについては細かな取り決めがございますので、その辺のところもお話、保健センターのほうに問い合わせいただくか、保健所のほうに問い合わせいただければ、効果的に検査を受けていただくことができますので、その辺をまた皆さんにわかっているように啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

啓発に取り組んでいくということですが、実際町民の方でも啓発しても知らない方が結構見えるものですから、だからそういう面では強力な啓発、推進が本当に重要になってくるんじゃないかなと、このように思います。

先ほど課長が言われましたように、保健所でも無料で行われているということですので、意外とそういったことも知らない町民の方、結構みえると思いますね。そういったことも含めてしっかり啓発をお願いしたいのと、それと自覚症状がないまま、そのまま放っておくと進行して肝がん、がんになっていくという、そういう状況も言われておるところであります。

そういう意味では保健センターや、そしてこの近隣の医療機関での肝炎ウイルスに関する相談を気軽に相談に乗っていただけるような、肝炎ウイルスの重症化予防のための相談支援体制というのは、大変重要になってくるんじゃないかなと、このように思います。

そういう意味で本町の重症化予防対策といたしまして、相談やフォローアップ、そういった体制をどのように考えてみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

フォローアップ、連携体制についてでございますが、フォローアップのほうでございますが、保健センターの検診については先ほども申し上げましたとおり、検診していただける方2.8%、そのうちでここ数年のところを見ますと、ほとんどB型肝炎、C型肝炎とも1人ですとかゼロの方でございます。もともと2.8%と数字が高くない状態ですので、そのところ

を健康推進課としましては、検診をより多く受けていただく、そのためには紙ベースだけではなくて、ホームページ、電子媒体を使うことですか、やはり保健師がおりますので、専門知識を持ち合わせた保健師が各種事業において、きちっと対面で説明をさせていただくことが重要かと思えます。

また、蟹江町には保健師、ほかの部局にも出ておりますので、そのところと高齢者部門、それから国保、特定健診部門のほうにも保健師が在籍しておりますので、そのところと連携、情報を密にしまして、もし肝炎予防をしたいとか、血液検査で肝臓の数値が悪いというところが出ておりましたら、その辺のところをいろんな部署のところから、気軽に相談を持ちかけていただけるように啓発に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか、この肝炎に関しまして、ウイルスに関しましては、しっかり啓発も含めてフォローアップ体制をしっかり取り組んでいただきたいなど、このように思います。

次に、B型肝炎に伴うものでありますが、B型肝炎訴訟についてお伺いしたいと思います。

昭和23年に予防接種法が施行され、国は国民に対しての集団予防接種を受けるよう強制をしてきました。しかし、その管理体制には深刻な問題があり、注射器の使い回しなどが原因で、非常に多くの方がB型肝炎ウイルスへ感染していました。

その後、B型肝炎の感染被害者の方が国に責任を迫る訴訟を起こし、国の損害賠償を認める最高裁判所判決を勝ち取るのをきっかけに、国と原告で基本合意が成立し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の等の支給が始まっておりますが、実際に給付金を受給した方はごくわずかであると聞いておるところであります。

平成28年5月31日に厚生労働省の発表によりますと、感染被害者は四十数万人のうち給付金の受給者はわずか5%との報告もありました。被害者の中にはご自身の給付金を受け取ることでできる対象であることをご存じでない方もあるのではないかと思います。また、B型肝炎の給付金請求権は正当な権利であります。が、手続が面倒なため、取り組むか迷っている人もあると聞きます。

B型肝炎訴訟は、以前は平成29年1月12日までに提訴する必要がありましたが、ことしの国の法改正によりまして平成34年1月12日まで請求期限が延長されました。

本町では、町民の皆様からB型肝炎訴訟における給付金制度についての手続などの問い合わせの相談や給付金を支給された方はあったのかお伺いたします。

また、本日はクローバーテレビが中継しておりますので、B型肝炎訴訟の請求期限が国の法改正により延長となりました。B型肝炎訴訟にかかわる給付金制度の内容、手続について住民の皆様にもわかるような説明をお願いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

平成23年度からB型肝炎ウイルス感染者給付金の手続が始まっておりますが、蟹江町保健センター、住民課住民相談係、蟹江町社会福祉協議会での弁護士相談につきまして、過去の実績を確認いたしましたところ、平成26年度中に蟹江町社会福祉協議会が行う弁護士無料相談におきまして、1件相談があったことを把握しております。

また、給付金を支給された方につきまして、所管しております厚生労働省健康局結核感染症課に支給実績を確認しましたところ、県単位、市町村単位の当該実績を算出していないとのことで、平成23年度の請求制度開始からの総提訴件数が、直近の集計値、平成29年6月30日時点で4万8,273人、和解、これは多分支給に至ったと理解していいと思いますが、和解の件数が2万8,983件と集計結果が出されておりました。

最後に、B型肝炎訴訟にかかわる給付金制度の内容、手続についてのわかりやすいご説明ということですが、B型肝炎訴訟とは、幼少期に受けた集団予防接種等、予防接種やツベルクリン反応検査の際に、注射器が連続使用されたことにより、B型肝炎ウイルスに持続感染したとされる方々が、国による損害賠償を求めている訴訟です。

平成18年の最高裁判決により、議員も先ほどお示しになりましたが、国の責任が確定し、平成23年6月の和解協議により「基本合意」に基づくことになり、和解が成立した方々に給付金を支給することとする「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給に関する特別措置法」が施行され、集団予防接種等により持続感染した方々が救済されることとなり、その提訴期間が延長されております。

給付金支給を受けるためには、一次感染者であることを証明するための要件とし、B型肝炎ウイルスに持続感染していることなど、5つの要件を満たすことが必要になり、要件に適合している証拠収集や提訴のための法律的専門知識が必要となってまいります。

B型肝炎訴訟を提訴されることをお考えの方は、蟹江町社会福祉協議会などの弁護士無料相談をご活用していただく方法や、ホームページなどで啓発されている厚生労働省の相談機関を最初の窓口として、丁寧に相談に乗っていただくことができますので、そのようなところをぜひともご活用いただき、ひょっとしてといった思いをお持ちの方はぜひご相談いただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。このB型肝炎訴訟につきましては、今、課長のほうからもお話がありましたように、一定の条件がそろった場合、症状に応じて給付が支給されるということでもありますので、そういう意味では、町民の皆様が万一特定B型肝炎ウイルスの感染者であった場合、この給付金が活用できないことがあってはいけないと思っておりますし、そういう意味では、これまでB型肝炎の訴訟の給付金制度についての周知というのは余り聞いたことがな

いです。だから、そういう意味で今回、国も延長したということもありますので、まだかなりの方がまだ厚労省が把握している数からいけば、まだかなりの方がみえるということですので、蟹江町でもそういった方があるといけないものですから、終わってからではもう何ともならないものですから、周知徹底のほうをしっかりとお願いしたいなど、このように思います。

そういう意味で、このB型肝炎の訴訟に対する周知徹底について、救済措置の周知徹底、これをどのように考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、お答えさせていただきます。

B型肝炎訴訟の救済措置の周知徹底についてでございますが、平成28年6月30日には肝炎対策の推進に関する基本的な指針、こちらのほうも先ほどお話があったかと思いますが、こちらのほうも改正されて、続いてB型肝炎訴訟の提訴期間が延長されることとなりました特定B型肝炎特別措置法が平成28年8月1日に施行され、国が先導しつつ、肝炎対策に取り組んでおる状況でございます。

健康推進課としましては、町内での血液関連事業はもとより、各種事業が開催される折には、この救済制度をいま一度積極的にPRしていくことを心がけ、また迅速に公表される国の肝炎に対する有効な情報を町のホームページを活用いたしまして、住民の皆様へ情報提供できるよう工夫を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、この肝炎訴訟の件につきましても、しっかり取り組んでいただきたいなど、このように思います。

次に、骨髄移植のドナーへの支援についてお伺いしたいと思います。

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法であります。我が国では公益財団法人の日本骨髄バンクが主体となり、骨髄等の提供を広く国民に呼びかける骨髄バンク事業が実施されているところであります。

日本骨髄バンクのドナー登録者は46万人、これは28年12月末現在であります、を超え、今では移植を希望する患者の9割にドナーが見つかるようになっていますが、そのうち実際に移植に至るのは6割程度にとどまっております。せっかく骨髄バンクに登録され、移植希望者のHLA型が適合しても、最終的にドナーが移植に結びついていない状況もあります。

その背景といたしまして、ドナー側の健康上の理由に加え、骨髄を採取する際は通常3泊4日の入院、末梢血幹細胞の提供の場合は3日から4日の通院後、1泊2日の入院が必要になるため、「仕事が休みにくい」といった事情があるなど、勤務先や家庭の理解が得られないことを理由とするケースが3割を占めておるところであります。

理由の内容といたしましても、ドナーの検査や採取施術に一定の時間が必要で、勤務先などに休業の理解や補償がないなど、ドナーの時間的、経済的な負担が重いことが上げられているところでもあります。

本町でも、骨髄移植を必要とする患者に対しまして、一人でも多くの骨髄が提供されるよう、骨髄提供率を向上させるために骨髄提供しやすい環境整備が求められているところでもあります。

現在の蟹江町のドナー登録者数、提供者数の状況をお聞かせください。

また、骨髄移植の推進に欠かせないのは、骨髄バンクのドナーをふやすことでもあります。蟹江町として、骨髄移植ドナーの登録推進については、どのような取り組みをされているかお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、町内ドナー登録者数、提供者数について、まずお答えさせていただきます。

愛知県赤十字血液センターに確認いたしましたところ、平成29年7月末現在、全国で47万5,606名、そのうち愛知県の登録者数が1万9,836名、そのうち蟹江町においては84名の方がドナー登録されていらっしゃるということです。

また、実際に骨髄を提供された方の人数につきまして、公益財団法人日本骨髄バンクに確認いたしましたところ、1992年（平成4年）から2016年（平成28年）までの25年間で4名の方が提供者になられたと情報をいただいております。

蟹江町における骨髄ドナー登録者数の推進についての取り組みでございますが、平成4年から日本赤十字社「骨髄データセンター」が設置され、ドナー登録の受け付けが開始されて以降、国や県の情報提供を得ながら、成人式、町内での献血事業、町民まつり等の各種イベントによりまして、チラシ等の配布などを行い、啓発を行ってきた状況でございます。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。今、課長の説明によりますと、ドナー登録者数ですけれども、蟹江町は84名ということでありました。4名の方が提供したということによろしいですか。4名の方が骨髄提供をされたということでもあります。

移植にはHLA型と呼ばれる白血球の型の適合が必要であります。本町ではドナー登録の重要性について、どのように認識をされているのかお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

ドナー登録の重要性でございますが、ドナー登録の方がふえることにより、白血病を初めとする血液疾患などのため骨髄移植などが必要な患者さんが、骨髄バンクの情報では現在全国に3,600名余りの方がいらっしゃるという状況と示されております。

しかし、この移植には数万通りもあるという白血球の型が互いに適合することが必要であ

り、その確率は政府広報などによると、兄弟姉妹の間でも4分の1、血のつながりのない他人ともなれば、数百万分の1と非常に低くなるとされております。移植を希望される全ての患者の方が治療のチャンスを得るためにも、一人でも多くの方のドナー登録が必要であると考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。今、課長のほうから、一人でも多くの方がドナー登録していただくことが大事だということでお話があったわけであります。

全国各地でも骨髄バンクに登録していただくために、市民への啓発事業や講演会などを実施されて、骨髄バンクの登録事業などを行って支援の理解を広めているところであります。

本町でも普及啓発がもっと足りないのではないかなと、私はこのように思っております。

一人でも多くの方がドナー登録できる普及啓発をしっかりと取り組んでいただきたいと思うわけでありますが、ドナー登録できる方というのは決まっておるわけなんです。それで、このドナー登録、提供できる方ということは、このドナー登録に対して理解していただける方が、まず第1点としては大事であると。それで、2点目には年齢が18歳以上で54歳以下の健康な方と、このように指定をされております。そして、3つ目には体重が男性45キログラム以上、女性40キログラム以上の方と、このようにドナーの登録できる方が3点にわたって指定をされているところであります。

本町でもこういった普及啓発に取り組む上でこういったことも含めて、ドナー登録できる普及啓発の考え方がないかお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

ドナー登録者数増加のための啓発の考え方でございますが、ドナー登録、骨髄バンク事業は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律、平成24年に施行されたものでございますが、これに基づき都道府県が行う啓発事業に寄り添った形で啓発を行わせていただいております。

健康推進課といたしましては、愛知県から随時発信されるドナー登録などの最新情報を町のホームページなどから積極的に紹介することや在籍する保健師などの保健教育活動により登録者数がふえる取り組みに心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

松本正美君の質問中でありますが、暫時休憩をしたいと思いますので、ここから続きにします。

10時35分まで午前中の休憩といたします。再開は10時35分から再開をいたします。

(午前10時21分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○議長 奥田信宏君

松本正美君の中断をいたしました。

○1番 松本正美君

今先ほど課長からも啓発に取り組んでいただけたということではありますが、この骨髄ドナーの支援といたしまして、これもちょっとお聞きしたいんですけれども、今、学校においてもがん予防に対する取り組みが行われていると思います。学校においても、がん予防や骨髄移植について学習することは、児童・生徒が将来にわたりがん予防に取り組んだり、骨髄バンクに登録したりすることはドナー支援にもつながるのではないかなと、このように思います。

また、命の大切さを学び、ボランティア精神を育むことになるとと思いますが、学校現場でのがん教育、そういった骨髄移植のドナー支援への今後の取り組みといたしまして、学校に関連しますので、教育長のほうからお話しいただければいいかなと思いますが、よろしくお願ひします。

○教育長 石垣武雄君

ただいま松本議員からお話がありました、学校においてがん予防や骨髄移植について学習するというところでありますけれども、将来子供たち自身のがん予防につながったり、さらにはがん患者を間接的に救ったりすると、そんなようなことにつながっていくんじゃないかなというふうに思います。

現在、これは以前もお話をさせていただいたところではありますが、中学校では保健体育科の授業で生活習慣病とともにがん教育というか、がんの勉強を行っております。学習しております。また、小・中学校とも健康教育ということで健康や命の大切さ、そんなことを発達段階に応じて学習しておるところであります。

ちょっと聞いてみましたら、本町においても昨年度蟹江北中学校が11月だったかな、がん教育の出前授業というか出前講座をどうもお願いしたみたいなところあります。

ですから、そういうような場面にもあわせながら、啓発というか、そういうことも図っていくということで、今後、先ほど話がありました町保健センターとの協力も得ながら進めていけたらと、そんなことを思います。

以上であります。

○1番 松本正美君

どうかよろしくお願いいたします。

次に、いざ骨髄移植ドナー候補者となり、実際提供するときを迎えますと、7日間程度の

通院もしくは入院が必要となっております。この間、官公庁とか大手企業では整備がなされていますが、中小企業や自営業者なども同じように7日間程度休まなければならないにもかかわらず、有給とはならないのであります。これを支える仕組みが骨髄移植ドナー助成制度であります。

ドナー登録者数も46万人を超え、骨髄バンクで骨髄移植、末梢血幹細胞移植を希望する患者さんの9割以上にドナーが見つかるようになりましたが、そのうち6割の方しか移植が受けられません。既に全国でも191の市町村が独自にドナー助成制度を導入、取り組んでおります。

埼玉県では県内の63市町村全てに助成制度がありますが、この愛知県ではドナー助成制度を取り組む市町村は少なく、現在、犬山市、東浦町、29年度には名古屋で実施されますが、今後、骨髄移植ドナーへの支援がこの愛知県では求められております。

本町でもドナー登録者の推進とともに、骨髄移植ドナーへの支援として、仕事や家庭への負担など、経済的な不安がなく骨髄提供ができる環境整備が必要だと考えているところであります。

健康日本21蟹江町計画の中に、社会全体で支える健康づくりの推進が基本方針として掲げられております。福祉のまち蟹江町の先駆的な取り組みとして、ドナーによってとうとい命を救うドナー助成制度を導入する考えはないかお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

ドナー助成制度の導入の考え方についてお答えさせていただきます。

骨髄提供が確定するまでの検査、検査により適合が確認され、骨髄移植をしていただくことになった方の時間的拘束、心身のご負担は相当なものになると想像されます。ドナー登録者数をさらにふやし、骨髄移植を求めていらっしゃる方の治療が推進されるために、議員がご指摘される助成制度を筆頭に、有効な手段がどのような制度として確立できるかを健康推進課において情報収集を行い、制度のご提案ができるよう考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

本町でも骨髄移植のドナー支援といたしまして啓発、また登録事業、そしてドナー助成などに取り組むことにより、白血病で苦しむ多くの方の命を救うことができるのではないかなど、このように考えておるところであります。

私ども公明党といたしましても全国的にドナー支援に取り組んでおりますので、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

この蟹江町におきましても、骨髄移植ドナー支援についても早急に検討し、政策に結びつけていただきたいなど、このように思うわけではありますが、最後に横江町長にこの件についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○町長 横江淳一君

骨髄ドナーの助成制度の導入について、今うちの担当者がお話をさせていただいたとおりであります。

大変身体的な苦痛、そして精神的な苦痛も伴うものであります。我々といたしましては、先ほど言いましたように情報収集をして、できる限り前に進めるような、そんな提案をいただきまして、また皆さんにお示しをしたいなど、こんなことを思っています。

今の時点では、まだどういう状況になるかはちょっとまだ詳しく申し上げられないのは大変残念でございますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○1番 松本正美君

どうか骨髄ドナー支援、しっかり取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、健康予防の取り組みについてお伺いしたいと思います。

日本は現在、世界トップクラスの長寿国であります。男性の平均寿命は80.21、健康寿命は71.19であります。女性は平均寿命が86.61、健康寿命が74.21であります。

このことからわかることは、平均寿命と健康寿命の差が、男性は9.01年、女性は12.40年であります。つまり、寝たきりや介護が必要な「不健康な期間」が9年から12年以上あるということであるということでもあります。

9年から12年という年月は、人生の1割近くをも占める期間となっているところであります。このことから、健康上の問題で日常生活動作にも影響が出てきておまして制限がされてくると考えられます。誰もが心の中では「ずっと元気で自立した生活ができ、周りの人に迷惑をかけず、生きがいを持って過ごしたい」と願っているのではないのでしょうか。

本町の町民の健康づくり、健康予防の意識の取り組みは日に日に高まっていると思います。住民の皆様の健康管理の意識は高く、日光川ウオーターパークでは外周を利用したウオーキングや、各地域の公園周辺のウオーキングに励んでいる人も多く見かけます。本町の健康に関するアンケート意識調査の中でも、「自分の健康を意識しているか」は、「常に意識」が40.4%、「時々意識」が47.2%、合わせると87.6%が意識をしているところでもあります。また、「健康のための日常特に気をつけていること」の中に、「体を動かす」が27.0%、健康への意識としての体を動かすことの町民の意識が高くなっているところでもあります。

町民の皆様からは、ウオーキングが楽しくできるよう、年齢に合わせたウオーキングコースの設置はできないかと設置の要望もいただきます。また、町民の皆様からは、健康づくりのための公園への健康遊具の設置はできないかとも要望をいただいております。健康遊具は、誰でも気軽にストレッチや簡単な筋力トレーニングなど運動ができる遊具で、自身の体力やレベル、目的に合わせて健康遊具に取り組むことができます。また、健康遊具による筋力トレーニングの効果は、大変効果が期待できると言われています。

何も無いところでつまずいてしまう、信号が青の間に道路を渡り切れない、ペットボトルのふたがあけられないなど、加齢に伴って日常生活に起きる問題は筋力の衰えたことのあらわれでもあります。立ったり座ったりなどよく使うものの、前の筋肉は加齢とともに衰えやすい筋肉であり、筋力が低下することによる転倒や骨折の原因となっています。また、足腰の衰えは脳の神経細胞が減少していることのあらわれでもあり、足腰の衰えは脳の老化を加速させるとも言われております。したがって、骨折から寝たきりにといった事態だけではなく、認知症から要介護状態になるリスクも高めることとなります。このことから、ウォーキングと筋力トレーニングをあわせて取り組むことにより、さらなる相乗効果による筋力の低下を防ぐことが期待されております。

今後、本町の人口の超高齢化に伴い、生活習慣病のある町民が増加し、それに伴い医療の増加も予想をされているところであります。こうしたことから、健康づくりにおいて予防の視点を持ち、発症予防、重症化予防を推進するためには、本町の町民の健康づくりとして、町民の皆様がウォーキングを楽しんでできるようなウォーキングコースの設置や、小さなお子様からお年寄りまで気軽に健康づくりが行えるまちづくりとして、公園の健康遊具の設置の取り組みのお考えはないか、お伺いしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

質問のございました健康遊具の設置の取り組みについてお答えをさせていただきます。

現在、町内の公園で設置されている遊具は、ほとんどがお子様を対象にしたものとなっております。町内でも1カ所だけ、桜地区のなかよし公園にバランスボードという健康遊具が設置されており、お子様から高齢者の方々にも利用をいただいております。

また、今年度は、学戸地区にある源氏塚公園で、水系施設の老朽化に伴いまして、公園施設の抜本的な改修計画の策定を予定しております。その中でも、健康遊具の設置についても検討していきたいと考えております。

今後におきましても、遊具の入れかえ等する場合には、それぞれの公園の特色に合わせ、健康遊具の設置も視野に入れながら検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうから、今後健康遊具の検討もしていきたいというお話があったわけですが、今度は健康づくりのための健康遊具、散歩やウォーキングを楽しむ、そういったことについてもちょっと、健康づくりについてもお話をしていきたいと思っております。

健康づくりのための健康遊具は、散歩やウォーキングを楽しむ中、気軽にストレッチしたり体のつぼを刺激したり筋肉を鍛えるなど、日常生活での健康づくりは大変よい取り組みだと私は考えておるところであります。

東京都葛飾区では、区民の健康づくりのために、ウォーキングプラス健康遊具体操などの

おすすめ健康づくりマップを作成し、市民の健康づくりに取り組んでいて、大変好評とお聞きしておるところであります。

本町でも65歳以上の高齢者が9,000人を超えました。いつまでも元気で過ごしていただくためにも、健康寿命を延ばしていく取り組みとして、大変重要な取り組みだと私は考えているところでもあります。特に、足腰の衰えが脳の老化を加速すると言われていますが、健康寿命を延ばす取り組みとして、このような健康づくりの取り組みについて、橋本民生部長にお伺いしたいと思いますが、健康づくりについてお伺いしたいと思います。

○民生部長 橋本浩之君

案内マップを見れば自宅近くにどんな健康遊具があるかという取り組みが、東京都の葛飾区の取り組みだと思っております。

そんな中で、運動がしやすいまちづくり、環境整備に取り組むことが必要だと思っておりますが、健康づくりには、日々の中で、通勤通学時の自宅から駅までできるだけ速足で歩くとか、家事の合間でながら体操をするとか、それから歩いて買い物をするなど、実践的なことが大事ではないかと思っております。

町としましては、観光協会で紹介をしております観光散歩マップを活用したウォーキングコースを利用して、健康づくりに取り組んでいけるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか健康づくりのそういった取り組みもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

先ほどまちづくりの課長さんのほうからお話があったんですけれども、現在、駅北区画整理事業の公園にバランスボードという健康遊具が設置されているということをお聞きしたわけではありますが、健康づくりのためのPRが足りないのではないかなと、このように思うわけなんです。ただ健康づくりの遊具が設置された、それで終わりではなく、しっかりとPRもしていただきたいなど、このように思うわけなんですけれども、この遊具の設置についてはまちづくりで、健康づくりの促進は民生部といった、そういった縦割りのそういった取り組み、構図があるように思えてならないわけではありますが、今後、健康づくりを推進するのなら、健康遊具の設置については、部局を超えて横断的に協議を必要ではないかなと、このように思うわけなんです。

これは、以前、河瀬副町長がまちづくり、都市計画のほうでやってみえましたもので、そういったことでよくご存じだと思いますので、ちょっとこの点について、部局を超えた横断的な取り組みはできないかということをお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○副町長 河瀬広幸君

松本議員から健康遊具の設置についてのお問い合わせがありました。

先ほどまちづくり推進課長が答えましたように、現在は駅北の公園内にバランスボードの設置はしてあります。

今後の方針につきましては、それぞれ地域の公園のさまざまな需要がありますので、その需要をつかみながら設置をしていくという考えであります。特に、区画整理事業でつくりました公園は、ワークショップ等をやりまして、それぞれの地域に合った公園をつくっておりますので、特に子育て世代の方が望む施設等やっております。

今後、先ほど言いましたように、特に町民の健康については大変なことでありますので、大変重要なことと考えておりますので、私どももまちづくりの推進する部署、そして健康推進課、オール蟹江町で、それぞれの利点を生かしつつ、設置に向けて一同検討していくというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

蟹江町といたしましても、6月の代表質問でも、町長も健康づくりという言葉、しっかり取り組んでいきたいということを書いてみました。本当に私たちの住むこの蟹江町におきましても、健康寿命を延ばしていくということは大変重要な取り組みであります。健康寿命を延ばしていくための健康推進ということで、最後に町長にお聞きして終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

総括ではございませんけれども、担当のほうからご答弁を申し上げました。私も健康については大変関心がありますし、いろいろなセクションで今取り組んでおるのも事実でございます。医療行為が伴うもの、医療行為が伴う前の事前の予防、いろいろあるわけでございますけれども、まずは自分が平均寿命に近づくまで長生きしよう、平均寿命と健康寿命を近づけようという強い意識が必要だというふうに思っております。

65歳以上の方がまさに9,000人を超えた、25%を高齢化率が超えたこの蟹江町で、やっぱり今まで先人の方がしっかりと築いてきたこの文化、伝統、歴史を守ってみえた方、そういう方がこれからもこの地で長くアドバイスをしていただける、そういう町であり続けたいというふうに我々も考えてございます。

今、副町長からもお話がありましたように、蟹江町にはたくさんの都市公園、それから地域公園がございます。子供さんの運動具に特化したというわけではありませんが、運動具がなくても、例えばある国の早朝の運動、例えば台湾の台北市民がたくさんの団体をつくって、朝太極拳をやるだとか、そういう集まりをこれからどんどんつくっていただいて、自分たちだけでも健康になろう、軽いウォーキングでもいい、サーキットトレーニングでもいいわけですので、まずは自分たちが健康になろうという意識を高めていただく、そういう啓発をこれからも我々はやっていきたいなと、こんなことを思っております。

過日行われましたニュースポーツフェスティバルの中でもちょっとお話をさせていただき

ましたが、いつでもどこでも誰でもできる、そういう軽い運動をこれからもご提案を差し上げ、皆さんと一緒にこの長寿命社会、そして高齢化社会、そして元気なまちづくりに寄与できるような、そんな施策をこれからも打ってまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○1番 松本正美君

今、町長のほうからも、蟹江町の健康づくりについて本当にしっかり取り組んでいくということでもあります。どうかいつまでも私たち町民が元気で、いつまでも長生きし、蟹江町のためになるようにしっかりと頑張っておられるような、そういうまちづくりを私も頑張っておきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、健康づくりもあわせて終わらせていただきたいと思います。

○議長 奥田信宏君

以上で松本正美君の質問を終わります。

質問2番 板倉浩幸君の1問目、「就学援助の入学準備金の支給は必要な額を必要な時期に」を許可をいたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

私は1問目として、「就学援助の入学準備金の支給は必要な額を必要な時期に」と題して伺っていきたくと思います。

この質問事項につきましては6月議会での代表質問でも質問をいたしました。再度今回の一般質問でも伺っていきたくと思います。

日本の子供の貧困をめぐる状況は依然深刻であります。厚生労働省が6月末に公表した国民生活基礎調査で、子供の貧困率は13.9%へ低下したものの、約7人に1人の子供が貧困ラインを下回ったままです。ひとり親世帯の貧困率は50.8%と、主要国では最悪の水準です。家庭の経済的困窮は、子供の現在と未来を閉ざしている現状に対し、国の対策は極めて不十分であります。しかも、貧困と格差をさらに広げる経済政策、アベノミクスを推進しようとしています。抜本的な解決へ向け、政治の姿勢を変えることが必要となっていると思います。

厚労省が3年ぶりに公表した日本の貧困についての数値は、国民生活の厳しい現実を改めて裏づけています。貧困を示す国際的な指数である相対的貧困率は下がったままとはいえ、17歳以下の子供は13.9%、全体では15.6%という結果となりました。

相対的貧困率とは、世帯の可処分所得などをもとに、その国で生活できるぎりぎりの貧困ラインを算出し、それ未満の所得しかない人がどれぐらいの割合でいるのかを示す数値であります。子供の貧困を初め格差と貧困を解決することが、日本の政治と社会の優先課題の一つであることは明らかです。

2013年に子どもの貧困対策推進法が成立し、子供の貧困対策に関する大綱が決定されました。貧困対策の当面の重点施策として、教育、生活、保護者の就労及び経済的支援を掲げています。この法律では、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携のもとに、総合的な取り組みとして行うとあります。

そこで、教育、学習支援、また食事支援についての取り組みについてお聞きいたします。子供の貧困対策に関する大綱において、重点施策である生活困窮世帯等への学習支援として、愛知県が今年度から子ども学習支援実施事業を開始し、本町も入っているが、この事業内容について、どのようなものなのかお答えください。

○住民課長 中村和恵君

今ご質問のありました子ども学習支援事業の内容についてお答えいたします。

本事業は、愛知県地域福祉課で委託先を選定し、海部福祉相談センターが募集や参加の決定をしています。

本事業の内容としましては、生活困窮世帯の主に中学生を対象に、学校の勉強の復習や宿題の習慣づけ、学力向上を目的とした学習支援を行っています。また、子供の適正な日常生活習慣の形成や社会性の育成を図ることを目的に、子供が安心して通える居場所を提供しています。

蟹江町の実施会場としましては、民間の学習塾を使用し、月2回、1回当たり120分程度の授業を行い、授業時間以外でも教室開校時はいつでも来校可能とし、自主学習やコミュニケーション等の場として居場所の提供を行っています。

平成29年6月から本事業を開始し、現在中学1年生3名、2年生2名、3年生1名の6名が参加しています。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ようやく県も動き出したんですけれども、これについて少しお尋ねいたします。

これは生活困窮世帯等だと思うんですけれども、これについて、保護者のお知らせとか、また、ひとり親家庭や生活困窮者の子供は対象なのか。また、この登録自体、町で行うものなのか、県なのか、お尋ねいたします。

○住民課長 中村和恵君

この実施要領がありまして、その中に支給対象という項目があるんですけれども、その中の1から3のいずれかの世帯に属することというふうになっていまして、生活保護受給世帯、生活困窮者自立相談支援機関において相談支援を行う世帯、県福祉相談センター長が事業へ

の参加を必要と認めた世帯となっております。

実際のところ、全て県の事業として県が行っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

次に、本町において、教育支援である生活困窮世帯等への学習支援、また生活の支援である子供の生活支援で、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくり、また食育の推進に関する支援で、子供の食事、栄養状態の確保ですが、児童・生徒の居場所づくりとしてNPOなどで取り組まれている無料塾、また、こども食堂ですが、本町での支援の考えはないのかお尋ねいたします。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

ただいま議員から質問のありました質問にお答えさせていただきます。

放課後子供教室や地域未来塾などに代表されるいわゆる無料塾につきましては、現在のところ蟹江町において開設されている団体はありません。設立されているようであれば、主催者側と懇談する機会を持ち、設立の経緯や趣旨を踏まえた上で、どのような援助ができるのか、教育的支援の具体策を練り、推進していきたいと考えております。

また、こども食堂につきましても同様であり、現在、町内において開設されているところはありませんが、県内には約60カ所のこども食堂があり、ことし6月には、あいち子ども食堂ネットワークが設立されたところであります。

また、愛知県はこの秋、こども食堂を支援するため、余剰食料の活用について、民間フードバンクと連携し、実態調査をすると発表されました。

町におきましても、貧困世帯や家庭に居場所のない子供たちにとって、こども食堂は非常に重要な存在であると考えておりますので、近隣市町村の動向等を調査研究し、社会福祉協議会などとも連携しながら情報共有に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

生活に困窮している家庭やひとり親家庭の児童・生徒を対象とした学習支援事業を実施する、先ほど県内でも、無料塾は蟹江町ではないと言っていますが、学習支援実施事業を実施する自治体が広がっています。

大治町では中学3年を対象とした町による学習支援、昨年23日実施されたようです。豊田市では市の学習支援事業が2カ所から3カ所にふえ、豊川市では中学1年、2年を対象とした学習支援事業が実現しております。春日井市では、今年度から市内で2カ所、無料塾が実業化されております。北名古屋市で無料塾、春日井市ではこども食堂、長久手市では無料塾、また、こども食堂への補助も始まっております。多くの市町村が関心を持っております。

このように、無料塾、こども食堂の取り組みとして、蟹江町がどうタイアップするかが課

題であると思います。再度答弁をお願いいたします。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

先ほど答弁させていただきましたとおり、無料塾につきましては教育関係との連携が非常に重要となると思います。特に学校空き教室等を利用することが多くなると思いますので、その点は教育委員会と協力しながら進めてまいりたいと思います。

それから、こども食堂につきましても、徐々にですけれどもふえてきているところがありますので、こちらも、先ほど答弁しましたとおり、社会福祉協議会などとも協力しながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

それでは、町長にちょっとお尋ねいたします。

愛知県は、「人が輝くあいち」をつくるためには、未来を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されない環境を整備することが重要であり、子供の貧困対策は社会全体で取り組むべき課題としていますが、しかし、経済的に困窮している家庭における生活実態やさまざまな問題を把握しなければなりません。実効性のある子供の貧困対策を行うことはできないと思います。

県が実施した子供の貧困調査とともに、蟹江町の特徴点を浮き彫りにし、対策を強化すべきであると思います。この点についてお伺いいたします。

○町長 横江淳一君

子供の貧困の問題であります。前にもほかの議員さんからもご質問をいただきました。

確かに私の周りでも、父子家庭、母子家庭の方が何かふえているような気がしないでもありません。それはいろいろなご事情があったやに聞いておりますが、なかなかその実態をつかむのは複雑な部分があるかというように私自身は思っております。

6月にもご答弁させていただきましたとおり、民間の方がやらないから、それにはまだまだよなんていう、そういう答弁に聞こえたようではありますが、決してそうではなくて、先ほども担当課長が申し上げましたとおり、近隣で実際始めてみえるところがあるということは聞いております。6月の時点でしっかりとリサーチをして、蟹江町が仮にやれるようであれば、その貧困の状態をしっかりと把握した上で、教育委員会とも相談しながら、やっぱり前へ進むべきだというふうに私は考えてございます。

実際、今、蟹江町では不登校の学生を対象に、あいりすも運営をしておりますし、これも先進的な取り組みだというふうに私は思っております。そんな中で、そういう学生、生徒、児童もあるやに聞いてございます。そんな中で、新たな取り組みをするには一朝一夕で前に進めるわけではなく、やっぱり地域の事情をしっかりと踏まえた上で進めていくべきだというふうに考えております。

しかしながら、いつまでもリサーチというわけではなく、進めるべきときが来たら、やっぱり勇気を持って一步進むというのが必要でありますので、基本的な考え方としては大賛成でありますので、またお力添えいただければありがたいというふうに考えてございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、町長の貧困対策、重要課題だと思います。

こども食堂についてなんですけれども、戸谷議員も力を入れておるこども食堂です。私にも一緒にやろうよという話を持ちかけてくれました。ネットワークもでき、まだまだ課題は残っておりますが、町も一緒になってやっていけたらいいのかなと思っておりますので、一緒になってこども食堂、取り組んでいきたいと思っております。

次に、就学援助制度のさらなる拡充についてお尋ねをいたします。

この制度の就学援助費は、経済的な理由により、児童・生徒が小学校、中学校に就学することが困難な保護者に対し、就学に必要な学用品費などを補助する制度であります。そこで、就学援助制度を保護者へのお知らせはどのようにしているのか、お聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のありました保護者へのお知らせはどのようにしているのかについてお答えをさせていただきます。

保護者へのお知らせは、町の広報の4月号に詳細を掲載をし、全世帯への周知を行っております。また、就学時健診の折には、就学援助制度の対象家庭や申請方法を説明をした冊子を配布をして、新入学生への周知も行っております。

受給者には毎年2月ごろに翌年度の申請案内を送付をいたしまして、申請を促すとともに、年度の途中であったとしても、申請の手続きを忘れていたような家庭には学校からお声かけをしたりしております。実際に声をかけられて申請に見えられた方もおみえになるところでございます。

そのほか、ホームページや、転入者に配布をいたします「暮らしの便利帳」の中にも紹介をするなど周知に努めております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

保護者へのお知らせということで、今、少しホームページの話が出たんですけれども、ホームページ、この就学援助の蟹江町のホームページを見ると、最終的に、詳しくは教育課へお尋ねくださいとしかありません。隣の弥富市のホームページは本当に親切です。対象者、認定基準、認定の所得の目安、援助の内容、支給の時期、これらが全部ホームページで見られます。対象だと思ったらお尋ねできる、これが重要だと私は思います。

そこで、ホームページのこのお知らせの取り組み、もう少し蟹江町のホームページ、何と

かならないのでしょうか。お尋ねいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

今、ホームページのほうの掲載の仕方ということでご指摘をいただきました。

今、弥富市の例が教えていただきましたので、また弥富市を含めた実情のほうを実際確認等をさせていただきます、対象者、基準、内容や時期、もう少し詳しい内容を蟹江町のホームページにおいても掲載するように改善に努めてまいりたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

次に、就学援助の対象者は、蟹江町に在住し、小学校、中学校に在学する児童・生徒で、保護者が生活保護を受けている方及びそれに準ずる程度に困窮し、就学困難と認められる方です。蟹江町での補助の対象となる認定対象基準、また認定可能な所得の目安としての所得基準をお聞かせください。家族構成や、持ち家の場合、また賃貸住宅の場合での所得の目安でお願いをいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のありました対象となる認定対象基準、また所得の基準についてお答えをさせていただきます。

認定の基準額は、家族構成員の年齢や人数、また持ち家か賃貸住宅かなどの条件によって金額が変わってまいります。

なお、蟹江町では平成29年度から、認定対象基準をこれまでの生活保護基準の1.1倍から1.2倍へ改めたところでございます。

先ほどご質問にございました所得の基準をモデル家族、例を挙げて説明をさせていただきます。

2人家族、父もしくは母と小学生の子供1人の場合、持ち家で所得のほうが197万円以下、賃貸で264万円以下になります。3人家族ですと、父、母、小学生の子供1人の場合、持ち家で220万円以下、賃貸で287万円以下。また、4人家族、父、母、子供が小学生1人、中学生1人の場合、持ち家で291万円以下、賃貸で358万円以下。おおよそこれくらいの金額が目安となりますので、お願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

蟹江町もようやくと言っていいのか、認定対象基準、生活保護の1.1倍から1.2倍に今年度なったところですが、県内1.4のところもたくさんあります。これも1.2ではなく、子供の貧困対策としてまた考えいただくようお願いいたします。

次に、就学援助受給者数と、また支給総額はいかがでしょうか、お聞かせください。受給割合についてもお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のありました就学援助の受給者数、支給総額、受給割合についてお答えをさせてい

たきます。

平成28年度の実績でございますけれども、就学援助受給者数は、小学生が85人、中学生が91人、合計で176人であります。支給総額は、小学生が403万6,230円、中学生が705万1,390円、合計で1,108万7,620円であります。受給割合は、小学生全体に占める割合は4.4%、中学生全体では9.8%、児童・生徒の全体では6.1%というふうになっております。

○2番 板倉浩幸君

次に、学用品費、修学旅行費、給食費は愛知県の全市町村が支給対象であります。蟹江町での就学援助の支給項目をお聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

蟹江町の援助費の支給項目でございますけれども、学用品費、新入学の学用品費、修学旅行費、給食費、宿泊費を伴わない校外活動費でございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

2010年からクラブ活動、また生徒会費、PTA会費も就学援助の補助の対象となっております。本町が支給をしていないこの項目についてどう考えているのか、また取り入れていくのかお聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

蟹江町が支給をしていない項目についてということでございますけれども、町といたしましては、近隣市町村の状況をしっかりと把握をしながら、蟹江町において追加することが可能かどうかを見きわめ、可能であればできるところから項目の追加を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

それでは、支給をしていない項目の、今答弁があった宿泊を伴う校外活動費ですが、県内の44市町村が支給項目であります。小学校のキャンプなどが対象だと思いますが、宿泊費を伴う校外活動費について支給してはいかがでしょうか。お聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

今、キャンプの費用についてご指摘をいただきました。他の多くの自治体で支給をされているということでございますが、町といたしましても、こちら予算にかかわることでございますので、財政当局とも相談をしながら、前向きに検討していきたいと思っております。

○2番 板倉浩幸君

今回、ちょっとどうしても聞いておきたいのが給食費の補助です。給食費は支給をしていますが、蟹江町は全額支給ではありません。県内のほとんどの自治体が全額支給であります。全額支給でないのは3市町村で、蟹江町、津島市でございます。この点についての考え方と、

全額支給にできないのかお答えください。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のありました給食費は支給しているが全額支給ではありませんと。この点について、考え方と、全額支給にできないかというご質問にお答えをしたいと思います。

蟹江町の給食費の支給額は全体の約75%でございます。これまでも限られた予算の中、有効的に活用していくという考えのもとで実施をまいりました。全額支給につきましては、近隣市町村の状況も確認をしながら、可能かどうかを含め、前向きに検討をまいりたいと思っております。

○2番 板倉浩幸君

給食費は75%、確かに占めております。蟹江町は3分の2で、津島市は4分の3であります。町長、この点について、全額支給にできないのか、保護者への経済的支援も図られると思っておりますが、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

今、担当がお答えをさせていただきました。津島市と蟹江町だけだということでありまして、これは前から実は指摘は受けておったわけでありますので、今お答えをさせていただいたとおり、予算を一度しっかり考えさせていただき、前向きにというとならないんだろうというような、そんなことになってしまうといかんですから、検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○2番 板倉浩幸君

次に、就学援助の新入学児童・生徒学用品、入学準備金について2点ほど伺います。

就学援助の補助金交付要綱の一部改正があり、文科省はことし3月31日に各都道府県教育委員会教育長に通知を出しました。その中で、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校等だけではなく小学校等についても、入学する年度の開始前に支給した入学準備金を国庫補助対象にできるよう補助金交付要綱を改正しました。各都道府県教育委員会におかれましては、市町村において見直し等の趣旨を踏まえ、援助が必要な児童・生徒等の保護者に対し、必要な援助が必要な時期に実施されるよう、市町村教育委員会に周知をいただきますようお願いすると書かれております。

そこで、まず支給額についてお伺いたします。入学時に必要な学用品や制服などは入学前に購入しますが、小学校で使用するランドセルだけでも1万円から4万円かかります。また、中学校に必要なものをそろえると、制服からかばん、靴など5万円から7万円程度は必要であります。

一方、蟹江町の入学準備金は、国の補助単価の改正前の基準に近い、小学校入学で1万9,500円、中学入学で2万2,400円です。実際にかかる費用と支給額が余りにもかけ離れています。

生活保護世帯の場合、入学準備の一時扶助は、小学校で4万600円、中学校で4万7,400円ですから、少なくとも生活保護世帯と同額に引き上げるべきではないのか、見解をお願いいたします。自治体によっては支給額のみを引き上げている市町村もあります。よろしくお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のございました準要保護世帯の入学準備金を生活保護世帯と同額のように引き上げるべきではないかというご質問でございますけれども、入学準備金の引き上げについては、近隣市町村の状況をしっかりと把握をしながら、こちらについても前向きに、できる限り前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

前向きに検討、就学援助の補助金交付要綱の一部改正で補助単価の、先ほども言いました改定もあり、入学準備金は、家庭が入学に必要なものを準備しなければいけません、就学援助を受けているといっても、これだけ実際の費用とかけ離れています。子供の貧困の実態を直視していないのではないのでしょうか。積極的に検討していただくことを強く求めます。この点についても再度お願いをいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

引き上げについてでございますけれども、町と教育委員会といたしましても、積極的にこの点は検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

よろしくお願いいたします。

2点目として、入学準備金の支給時期についてお伺いいたします。

現在の仕組みでは、就学援助は4月末までに、前年度受給者については3月末までに申請をし、6月支給となっています。中学校の年子のお子さんを育てているひとり親のお母さんから、入学のためにまとまった出費となって、月々の収支が厳しい、とても負担、入学前に支給してほしいとの声があります。

代表質問の答弁で、先ほどもありましたが、近隣市町村の動向を確認しながら、教育委員会と前向きに進めていきたいと町長も答弁もありました。近隣の市町村で支給時期の見直しが進んでいます。津島市では来年度から実施です。あま市が来年度の予定、愛西市、再来年度から予定と聞いています。近隣の市町村でも支給時期の見直しがここまで進んでいます。

既に県内の自治体で、ことし見直しを始めた自治体では、支給を早めた理由は、学用品の購入時期への配慮はもちろん、子供の貧困対策であり、効果として、保護者への経済的支援が図られたとしています。蟹江町においても入学準備に必要な時期に支給されるように答弁

をお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のありました入学準備金を入学前に支給されるようにできないのかというご質問にお答えをさせていただきます。

入学準備金の入学前の支給については、近隣の市町村の状況、先ほど議員もおっしゃられました、そのほかの市町村も含めてしっかりと把握をさせていただくとともに、実施予定の自治体の運用方法も参考にしながら、蟹江町として可能かどうかの状況を見きわめて、前向きに検討をしてみたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

少しちょっと、運用方法をちょっと話したいと思います。

一番課題があると思うんですけれども、支給後に町外へ転出、転入となった場合の課題があると思います。支給後に転出した場合、申請した時点では入学準備金は必要だったことは間違いないわけで、たとえ町外に転出しても、スムーズに入学されるのであればいいとして返還を求めています。また、所得にしても同じです。所得が確定してから、対象者はほとんどないとしております。また、4月以降の転入については従来の就学援助と同様に行っておりますと、既に前倒しで支給を始めた自治体の回答でありました。

このように、保護者の負担は本当に大変です。わかっていたきたいと思います。来年度の新入学に間に合うよう進めていただくことを求めますが、答弁をお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

議員ご指摘のように、転校して学校が変わってしまったと。そういうようなときの返納とか、そういったようなところはちょっと課題とはなっておりますけれども、基本的には、重複支給にならないように注意をしていく必要があるかと思っております。

転校前の自治体と転校した後の自治体、それぞれの2つの自治体がちゃんと連絡をとりながら、そこら辺はそういったことがないように進めていきたいというふうに、やる場合はそういう形で進めていければというふうに考えております。

○2番 板倉浩幸君

この就学援助、入学準備金なんですけれども、町長に最後にお聞きしたいと思います。

先ほども、松本議員からも先ほど質問がありました子供の貧困。このような子供の貧困と言われているときに、入学前に必要なお金がなく、立てかえて、買った後に支給してもらわなければならない。経済的に苦しい家庭にとって本当に大変だということはわかりだと思っております。入学前に支給できるように早く対応する必要があると思っております。いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

板倉議員にも6月に、代表質問のときにお答えをさせていただきました。決してこれ軽んじてお答えをさせていただいたわけじゃございません。先ほどの給食費の問題もしかりでありますし、すぐやるべきものはやっぱりすぐスタートをさせていただきたいというふうに指示をさせていただいております。

今回、この準備金については、来年、再来年施行、いろいろなこと、まだ予定であるやに聞いておりますので、蟹江町としても、重複だ何だの話はちょっと置いておいて、蟹江町としても、蟹江町の財源をやっぱり均等に使うという我々は大きな責務を負っておりますので、しっかりと状況を把握した上で、歩調がとれればそれが一番いいことでありますので、検討させていただき、また前へ進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

町長から前に進めると。よろしくこの点についてはお願いしたいと思います。

来年度の入学に間に合うよう、実務的にはやはり課題もあり大変だと思っておりますが、それを押しても、必要な家庭に必要なときに支給されるようお願いをいたしまして、1問目の質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

それでは、引き続き、板倉浩幸君の1問目の質問を終わらして、2問目の質問に入ります。「廃棄物（ごみ）処理計画について」を許可をいたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

2問目として、「廃棄物（ごみ）処理計画について」伺っていきます。

人々が不安を持つ中、放射能物質汚染廃棄物の処理が進まない状況にあります。国は予算措置などを通して、自治体に強引にその処理を押しつけてくるのが十分考えられます。放射能汚染物質は焼却や埋め立てによって解決できる問題ではありません。それどころか、福島原発事故による災害廃棄物を全国的な規模で処理をすることによって、放射能汚染を日本全国に広げるおそれがあります。

今、改めて廃棄物とは、自然環境とは、廃棄物は目の前から消えれば済むのか、廃棄物処理と環境の保全、安心して住み続けられるまちづくりはどうあるべきかなどについて、住民と自治体、また議会が真剣に考えるべきだと思います。そこで、2018年4月から、焼却炉の排出ガスの水銀規制についてお尋ねをいたします。

現在ところ、日本では焼却炉の排出ガス中の水銀汚染についての全国的な規制は、一般廃棄物の焼却炉はもちろん、産業廃棄物の焼却炉に対してもありません。そのため、焼却炉の水銀汚染濃度の測定はほとんどの自治体で実施をしておりません。住民は大気の水銀汚染があっても知ることができません。それが、国際的な水銀規制強化の動きの中で、日本でも水

銀の大気汚染に関する規制がようやく実施をされることになりました。

工場及び事業所の事業活動に伴う水銀等の排出を規制する大気汚染防止法の改正が行われ、2018年4月から焼却炉の排出ガスの水銀規制実施へ動きます。このことについてどう考えているのかお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の焼却炉の排出ガスの水銀規制実施についての考えであります。八穂クリーンセンターは、竣工当初より排ガスのダイオキシン類対策として活性炭を噴霧しており、排ガスの水銀対策にもなるので、水銀の測定結果も問題ないと聞いております。

廃棄物焼却炉の排ガスの水銀対策は、焼却炉に水銀を入れないことが重要と国からも通知が来ており、乾電池は既に別途収集を行っております。来年度より蛍光管等水銀使用廃製品の別途収集を行う計画をしております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

日本での焼却炉の排出ガス中の規制対象項目は、これで、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシンの5項目に水銀が加わり、6項目となりました。日本では一般廃棄物の焼却率が約80%と、出されたごみのほとんどを焼却炉で燃やしており、これについては世界トップクラスです。にもかかわらず、焼却炉による大気汚染の実態は測定がされないために、不明のまま放置されているのです。焼却炉の安全性を確保するために、早急にヨーロッパ並み、このヨーロッパは規制対象項目が12種類と有害物質の排ガス規制になっております。日本でもこの排ガス規制の強化する措置が不可欠だと思っております。

次に、一般廃棄物総量及び生活ごみ排出量は減少し、事業系ごみ量は増加していることについて伺います。

生活ごみの排出量と事業系ごみの排出量の推移を見ると、生活ごみの排出量は、人口減少もあり年々減少をしております。事業系ごみの排出量は逆に上昇が続いております。事業系ごみは特定の事業や業務を行う施設から排出されるため、多様な種類の廃棄物をごちゃ混ぜになっている生活系ごみと比べれば、分別、資源化が比較的容易だと考えられます。資源物がごみとして焼却されてしまっていることも少なくありません。事業系ごみの排出削減への対策をとらなければ、事業系ごみを燃やすために、財政負担のより大きい大規模な焼却炉を用意せざるを得なくなるということになります。

国としても、昨年1月、環境省は廃棄物の減量その他、その適切な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を変更し、事業系ごみの減量促進に力を入れ始めています。自治体の事業系ごみへの対応は、当然のことながら自治体ごとに事業者を取り巻く事情が大きく異なります。

そこで、蟹江町でも減量化対策に手をつけるべきですが、事業者の実態を正確に調査、把

握をし、事業者の実態に合わせた独自の取り組み、対応が必要であります。そこで、この事業系ごみの減量化対策をどうしていくのか、また、どう考えているのか、答弁をお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の事業系ごみの減量化対策についてであります。事業系廃棄物は、事業者が事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならないとなっております。そこで、一般廃棄物は、町認可の許可業者または自己搬入により処理をする。また産業廃棄物については県認可の許可業者により処理をするとなっております。しかし、いまだに一般家庭ごみとして出している事業所も多々ありますが、今後も啓発や指導をしていきたいと思っております。

事業所の中でも多くを占めているのは、小売店や飲食店から排出される食品廃棄物に着目をし、食品ロスの削減による事業系ごみの排出抑制を推進していきたいと考えております。その対策として食品リサイクル事業があります。食品リサイクルは、食品の製造や調理の過程で生じる残渣や売れ残り等の食品廃棄物をリサイクル工場に持ち込み、飼料化や堆肥化することでございます。既に町内でも一部のコンビニエンスストアを初めとする十数店舗で実施をされておりますが、事業者が積極的に取り組むことが大切でございます。

町としましても、食品衛生協会や商工会とも連携をしながら、食品廃棄物に向けた啓発活動を検討していきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

事業系ごみの性質や量に関しては、紙類、繊維類、プラスチック類、先ほど答弁があった食品の残渣類など家庭から出るごみより、同じ種類のものが大量に出されるという特徴を持っています。事業者みずからが排出段階でごみになるものを減らす工夫をすとか、一旦出たごみを分別や資源化で減量する対策をとることは、家庭ごみよりはるかに容易だと思えます。一般的に、家庭ごみに比べて異物の混入や汚れも少なく、資源化に向いていると言われております。事業系ごみのほとんどが、分別することで資源として活用できる資源物であると考えます。事業系ごみの焼却は資源をそのまま燃やすことにつながりかねません。

事業系ごみの減量化への対策でまず必要なことは、事業系ごみの実態を正確に把握をすることです。そして、そのために必要な予算措置をとることも大事です。その上で、調査結果を生かした独自の迅速な対応策が欠かせません。蟹江町ごみ処理基本計画にある事業系ごみは事業者の責任で行うものとするだけでは減量化はできません。再度この点について、よろしく願いをいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

事業系のごみをさらにもっと減量化ということでございますが、事業系のごみでやっぱり

多いのは、瓶とか缶、資源になるごみは確かに大量に出る場合がございます。そういうものはそれぞれのそういうリサイクル事業者責任を持って契約なりして、委託をして処理をしていただくように、今後も事業者に対して啓発なりしていきたいと思っております。

そして、また事業系のごみにつきましては、燃える可燃ごみにつきましては、今の八穂クリーンセンターのほうに搬入を行っております。その現状についても、先ほども言いましたリサイクル工場に持ち込んだりとかをしていただいて、八穂に搬入する量をもっと減量していきたいと考えており、利用者に対して啓発をしていきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

町長、どうなんですかね、この事業系ごみの削減、前向きに本当に取り組む必要がやっぱりあると思うんですけども、予算をとると先ほど私も質問しましたが、とって事業者の把握をし、もっと減量、事業者にお願いできるものはお願いし、町で取り組めるものは町でやる、この点について、事業系ごみ削減、どのように考えているのかお願いいたします。

○町長 横江淳一君

事業系ごみの件でありますけれども、今始まったわけではなくて、生産活動が活発になれば当然商店から出る、食べ物屋さんから出る量が多くなるわけですが、多くは皆さん自覚をしておみえになりまして、自分たちできっちり処理をされておみえになるというふうには私自身は考えております。

一番心配なのは、一般ごみ、事業をなさっている方でも一般の生活をしてみえるわけがありますので、一般ごみと事業系ごみとの差別、区別がなかなかつかないということで、一般ごみのところに自分たちの事業系のごみの、例えば残渣を入れられる方が実際あるようになります。

年に2回、環境美化指導員の講習会とか指導会を行っておりますが、そのときに、パワーポイントを使って、実態を環境美化指導員の皆さんにもお示しをいたしております。そういう啓発がこれからもやっぱり続けていかなければいけないのかなというふうに考えてございますし、事業系の方が直接、特殊な場合は八穂クリーンセンターにお持ちになる方もあります。当然、トン当たり幾らというふうな処理代がかかるわけがありますので、意図的ではないにしても、一般ごみの中に事業系のごみをまぜて出される方が多い、これが問題でありまして、蟹江町の町民の皆さん、毎年毎年、本当にごみの減量には協力をいただいております。そういう意味でいけば、一般ごみ、そして事業系ごみはなかなか難しい問題ではありますけれども、根気強く、粘り強く啓発、啓蒙運動をこれからもやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

それでは、次に、蟹江町一般廃棄物（ごみ）処理の基本計画についてお伺いをしていきます。

この基本計画は、平成20年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする10年を計画期間で、今年度が目標年度であります。基本方針である廃棄物であるごみを適正に処理することは、本町の人々の環境を保全する上で極めて重要なものとなっており、行政の最重要課題となっています。また、ごみ全体については、住民、事業者、行政の協働のもと、3R、ごみの発生抑制、リデュース、再使用、リユース、再生利用、リサイクル、この3Rを基本とし、ごみの減量、リサイクルを推進し、地球環境に優しい接続可能な循環型の町を目指します。

減量目標においても3Rの促進を進め、「まぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に、ごみ処理量の15%減量化を目標とあります。そこで、このごみ排出量の削減目標、資源化率の目標、最終処分量の目標は達成できるのか、お聞かせください。

また、次の計画期間での蟹江町一般廃棄物処理基本計画はどこまで策定されているのか。それと、ごみ排出量の削減目標、資源化率の目標、最終処分量の目標値がありましたらお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

板倉君の質問があったところではありますが、答弁のほうは午後からということで、暫時休憩をして、午後1時から再開をいたします。答弁は午後1時からといたします。よろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩をいたします。

(午前11時56分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 奥田信宏君

先ほど中村英子さんから資料配付の申し出があり、これを許可をした資料が手元に配付してあります。

それでは、板倉浩幸君の質問の答弁からであります。

答弁を求めます。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

基本計画によるごみ排出量等は達成できますかという質問でございますが、蟹江町一般廃棄物処理基本計画は、平成20年度と初年度とし、平成29年度を目標年度とする10年計画でございます。

まず、ごみの総排出量は、年度途中ではありますが、目標最終年度である平成29年度には約8,912トンの総排出量を見込んでおります。これは、計画策定時の29年度推計である1万

1,156トンの約80%で、排出量を大きく削減することができる見込みでございます。1人1日当たりの排出量に換算すると、797グラムの推計値に対し646グラムの見込みとなっております。

しかし、資源化率につきましては、推計値の19.1%に対し13.5%の見込みをしてございます。資源化率の増加を見込んでいましたが、最近民間による資源回収所が設置されたこと等により、資源回収量に影響があったかと考えております。

次の基本計画の期間は、平成30年度から平成39年度の10年計画で、今年度が見直しの時期であり、進めておりますが、今現在、将来予想である目標値等の推移はまだ出ておりませんので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

削減はほぼ目標達成みたいですが、資源化率が落ち込むということになっております。リサイクル大事ですので、次の質問に移ります。

次の計画期間での蟹江町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画はこれからということですが、ごみの排出抑制に関係する国の方針が改正をされ、廃棄物の新たな目標量が決まりました。その基本方針によると、一般廃棄物の2012年度実績に対する2020年度目標として、排出量を約12%削減、1人1日当たりの家庭系排出量を500グラムとする再生利用率を約21%から27%に増加させるとしております。2020年まであと3年です。ごみを減らすためには、もとで出さないことはもちろんですが、資源化による減量対策も欠かせません。

リサイクル率27%の実現を目指して、今からしっかりとごみの減量、資源化計画を立て、目標達成のために、施設頼みではなく、住民の積極的な参加が欠かせません。そこでお聞きをいたします。この目標達成のために手だてをとるべきと考えますが、お答えをお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

国の目標達成についてであります。国のごみ処理基本計画策定指針が改正され、新たに廃棄物の目標量が設けられております。

そこで、国の目標量に当てはめると、蟹江町の平成24年度、2012年度でございますが、時点でのそれぞれの実績値は、一般ごみの排出量が9,515トン、1人1日当たりの家庭系排出量が695グラム、再生利用率が15.1%でございます。これに対して、平成28年度の数値は、一般ごみの排出量が9,056トンで4.8%削減です。1人1日当たりの家庭系排出量が657グラムで38グラム減です。再生利用率は13.2%で1.9%減であります。

国の策定指針を踏まえ、次期計画の目標年度である平成39年度には国の目標値に近づけるよう、資源化率の向上及び一般ごみ等の減量のため、ごみの分別の徹底や食品廃棄物の削減など、さらなる周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

この国の方針、次の蟹江町の計画期間での蟹江町一般廃棄物、ごみの処理基本計画の策定にも関係してくると思います。

このごみについて、最後に町長にお聞きいたします。

蟹江町のごみ行政における役割は、町から出たごみを単に処理すればよいということだけではありません。いかにして出るごみを減らしていくのか、資源化できるごみをどれだけ区分し、有効に活用していくのか、その結果、地域に優しい、清潔で温かみのある我が町をどうつくっていくのかという独自の大切な仕事があるはずです。

ごみの排出量の削減や資源化率の高い自治体では、自治体の首長を初め、ごみ行政の担当者、また住民の意識がとても高いという共通点があると聞いております。そこで、ごみ処理全体について何か考えがあればお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

総括ということだと思いますけれども、今、八穂クリーンセンター、可燃ごみ3炉運転をしております。マックス110トン炉が3つございます。3炉連続運転するというのは、なかなかピーク時にしかありませんけれども、ほぼ2炉運転のローテーションで今やっておりますけれども、先ほどちょっとご答弁を差し上げましたが、蟹江町の可燃ごみ、不燃ごみも含めて減少傾向にあるのは事実でございます。

それで、先ほど板倉議員もおっしゃいましたように、リデュース、リユース、リサイクル、これはもうしっかり進めていかなければいけませんし、小型家電のリサイクルも蟹江町はエコステーションで今やっております。今、蟹江町も2カ所でありますけれども、3カ所目、4カ所目というふうに希望があるのも事実でございますが、ちょっと担当者も申し上げましたとおり、一般の民間の方が資源ごみの回収の業務をやられるということがどうもこのごろ来ていまして、蟹江町にも古紙の回収のための施設が数カ所もう今できております。

そういう意味で、総体的に考えれば、リサイクルのいわゆる資源になるものがたくさん回収されておればいいんですが、それをまたリユースして使う、そして3Rの中の一つであるごみ行政の啓発、啓蒙活動に子供会さんだとか婦人会さんだとかが携わっているとありますと、若干その量が減ってしまうと、それに充てる資金もなくなってくるのかなど。いろいろな意味合いがありまして、非常に複雑ではありますけれども、全体のパイが下がってくるというのは大変ありがたいことでもあります。

今後とも蟹江町の160人余の環境美化指導員の皆様方、そして区会の皆様方、区長様、それから地域の皆さんとともども減量に努めていき、資源化できるものはあくまでも資源化をし、そして減少できるものは事業系ごみも含めてしっかりと啓発、啓蒙をやってまいりたい

というふうに考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

確かに本当に民間の古紙の業者、僕のちょうど事務所の前にもできたんですけども、本当に毎日のように持ってくるんですよ。たまると回収に来るんですけども、今、町長答弁があったように、子供会からいろいろ文句も出ています。うち子供会に集める段ボールが減ったとか、何とかならないのかということも伺っております。地域全体でこのごみ削減、またリサイクル進めて、町も一緒になって進めてもらいたいと思います。

先ほど話もありました海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターの施設について、2点ほどお尋ねをいたします。

国の2017年度の一般廃棄物処理施設整備費は、復旧・復興及び災害対策に関するもの以外に、循環型社会形成推進交付金が計上されており、海部地区環境事務組合では、循環型社会推進地域計画、また長寿命化計画の策定、そして基幹的設備改良工事の交付申請が行われようとしております。

循環型社会推進地域計画は、廃棄物の3Rを総合的に推進し、市町村及び海部地区環境事務組合の3Rに関する施策及び施設整備について、排出量、リサイクル率、最終処分率の目標を取りまとめたもので、長寿命化総合計画は、現場での実態を踏まえて、施設のライフサイクルを低減するための計画であります。そして、基幹的設備改良工事は、施設の建物、設備の長寿命化を図り、ライフサイクル低減を図ることを目的とする事業です。循環型社会推進地域計画のもと、基幹的設備改良工事の交付申請が申請されます。

そこで、まず一点お聞きをいたします。

第1期基幹的設備工事、これは平成27年から29年に11億4,660万円、第2期基幹的設備工事が、平成30年から32年に約50億円の更新計画があります。工事の内容、金額に関して、組合員や専門家、また組合議会において審議する場も必要であり、また、三菱環境・科学エンジニアリングのメーカー主導のコスト高整備事業になっていないのか、必要としない設備更新に約50億円の事業に膨れ上がっていないのか、答弁を求めます。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の整備工事計画についてであります。第2期基幹的設備改良工事は既存施設の老朽化対策であります。計画が確定をしましたら、管理者会等を経て、組合議会で説明をされます。それから、メーカー主導とならないよう、コンサルタントにも検討させているようですが、環境事務組合に十分精査するよう働きをかけていきます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

関連をするので、次の質問をしてから再質問とさせていただきます。

2点目として、平成13年9月28日に組合と地元の間で交わされた清掃工場操業協定書についてお聞きをいたします。

この協定書では、海部地区環境事務組合と弥富市の鍋田区自治会が八穂クリーンセンターの操業に関しての協定であります。操業期間として、平成14年4月から平成44年3月までの30年とする。操業終了の10年前に次の工場予定地を決め、操業終了後、直ちにその工場において操業できるようにすると書いてあります。

1点目として質問した第2期基幹的設備改良工事の設備は、耐用年数30年と聞いているが、それでは、今申し上げたこの協定書はどうなるのか。操業延長に関して地元の住民とまだ協議をしていない。適切な時期に協議をする。今後お願いしていくと聞いております。この操業協定書について答弁をお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の清掃工場操業協定書と、第2期の改良工事の関係でこの協定書はどうなるのかでございますが、第2期基幹的設備改良工事を行っても、耐用年数は30年ではなく、10年から15年程度であります。トータルで操業期間が、30年間操業できる施設整備を図るものと聞いております。

それから、操業協定につきましては、環境事務組合の管理者会等で操業延長に向けた取り組みを始められたと聞いておりますが、具体的に地元自治会との折衝はこれからになるようでございます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

私も聞いているのは、次期の工場の代替地は探すのは相当困難と考えており、適切な時期に地元との協議が必要と組合からは聞いております。今の課長の答弁でいくと、今の答弁だと、海部郡4市2町1村で構成する7市町村の組合、海部地区環境事務組合の統一の見解だと思えます。

第2期基幹的設備改良工事は、循環型社会形成推進交付金、国の交付金ですが、このメニューの一つで、対象事業費の3分の1の交付金を国から受ける改良事業です。清掃工場操業協定書の問題や、計画が確定してから市町村衛生担当課長会、管理者会を経て、組合会議での説明で、これでいいのか。また、すぐにやらなければならない改良事業なのかわかりません。答弁をお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

蟹江町にとっても、この改良工事は、15年が経過してもう老朽化をしておりますので、早急に整備を図っていく必要もあるかと思っております。そして、さらにまだ15年も残っておりますので、今後しっかり運営していくためにも必要不可欠ではないかなと思っております。

また協定書の残りも一応15年となり、操業に向けて何とかあと残り10年で一応期限が切れ

ることになります。早急に取り組みを進めていきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

施設の老朽化の対策のある工事と今答えてもらいましたが、50億円の事業です。このような事業に審議もない、説明会や公聴会も行わないという事業で進めていいのか。今までのこのクリーンセンターの焼却炉にしても、定期点検毎年行い、毎年ごみ焼却炉を停止し、必要な箇所を点検し、管理値等を確認して行い、精密機能検査を3年ごとに機能状況、耐用の度合い等について精密な検査を行われています。それでもこの改良工事、今やらなければならない事業なのか、お答えください。

町長のほうがわかるかもしれませんね。

○町長 横江淳一君

今、八穂クリーンセンターのことについて、次長が述べさせていただきました。

ご存じのように、平成13年に協定を結び、平成14年から供用開始をさせていただいております。270億円近いお金をかけた4市2町1村一部事務組合で運営するクリーンセンターでございます。操業から今約15年がたちまして、先ほど議員がお示しのとおり、30年の操業規定の中で、残り10年に満たないときにどうするのかと。次の操業の場所を見つけ、そして変わっていく、同時にスタートしていきたい。これは私も協定の内容を読ませていただきましたのでよくわかっております。

まだ正式には、実際どういうふうな形で持っていくかということは、一部事務組合の中では、管理者会の中では話をしてはございません。しかしながら、蟹江町ですらピーク時は5億円以上の、5億円ちょっとの負担金を出してきました。ことしはもう3億円を切っておりますが、毎年毎年しっかりと見直しをしながら、ちょうど起債のピークもほぼ過ぎましたものですから、270億円新たにまたかけるといのはとんでもないお金になりますので、少しずつ、少しずつ改良を加えてまいりました。

今、議員ご指摘のように、1年ごと、2年ごと、3年ごと、定期健診はちゃんとやっております。やっておりますが、いかんせん、毎日900度以上の熱にさらされている過酷な炉であります。環境アセスメントもきちんと皆様方にお示しをし、地域の皆さんに運営協議会という形で、空中のちりの状態、それから水、それから状況をつぶさに全ての組合の皆さんにお示しをしております。

全く今問題のない状況で八穂クリーンセンターは運転をしておるわけですが、実際、先ほど申しましたように過酷な状況で、我々が考えていた以上の損傷箇所が見つかったのも事実であります。リサイクルというのか、蒸気を起こして、電気を起こして、発電施設も持っております。いわゆるボイラーの役目をしている水管が何千本も中を通っておる、そういう構造上、非常に突然のアクシデントも過去に1、2回は実はございました。そういう

意味で、万全には万全を期してはやっておりますが、何せ窒素酸化物、それからダイオキシン、出してはならない金属ですか、そういうものをしっかりと封じ込めるバグフィルターの点検も欠かさないわけでありまして。そういう意味で、今後、あと10年間やっていくまでにどうしても必要な施策であるというふうに、我々は環境事務組合の事務局から聞いてございます。

我々管理者といたしましても、中をしっかりと精査をし、メーカー任せにするわけではなく、しっかりとコンサルタントを入れまして状況を把握した上で延命措置を図っていきたい。あと15年もたせるだけでもそれだけかかるという事実であります。ましてや新たな土地を求めて、まだはっきりわかりませんが、これだけのものをつくるというのは、もう270億円や300億円では多分できかねる状況にあるというふうに、私自身は個人的には実は思っております。

ただ、まだ結論が出たわけではございません。できるだけあの場所で延長操業をしていくのがいいのではないのかなというような話は組合の中では、正式な話ではありませんが、話し合いは持たれているわけでありまして。ただ、地域の皆さんにこの話を正式に出すことはまだございません。

そういう状況でありますので、議員各位におかれましても、決して補助金目当てのものだとか、やたらふくらましてやっているとか、そんな悠長な場合ではありませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。一日もとめるわけにはまいりませんので、何とぞそこのところをご理解を賜ればというふうに思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

町長も本当に管理者で長いと思います。いろいろ管理者のときにいろいろメスも入れながらやったと聞いております、私も。

この負担金、実際本当に今、町長話したように3億円切っております。28年度決算でも、し尿合わせても2億9,669万3,000円かな、約3億円の負担金になっております。

循環型社会推進地域計画は、この今の改良工事、海部地区環境事務組合だけでなく、蟹江町のごみ処理計画でも関係してくると思います。また、それぞれの市町村の負担金、先ほど申した負担金の増減についても関係してくるものです。それがつまり住民にも関係がしてくるということでもあります。

もう一つ確認したいんですけども、この八穂クリーンセンター建設、今から15年前に地元の対策費ということで60億円、弥富市に支払われたんですが、この使われ方の報告等、管理者それぞれの市町村にあったのか。インフラ整備等に使ったと聞いておりますが、その点、わかりましたらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

平成13年に協定を結び、平成14年に供用開始をしている炉であります。残念ながら私そのときは町長をやっておりませんので、その60億円の使い道については詳しいことはわかりません。しかしながら、周辺対策に使うということで使われたということは聞いてございます。

そのことは、この議場ではなくて、一部事務組合の環境事務組合の議会でも実は取り沙汰されまして、最終的には、あの当時の弥富市長さんに詳しいことを聞いてくださいということで話は終わった記憶がございます。

環境事務組合としては、適切に使われているように判断をさせていただいたという、そういう結論だったというふうに思っておりますけれども、どこで使われたか詳しいことにつきましては、一番知っているのは弥富市さんだと思いますので、聞いていただけるとありがたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

今、町長もそのとき町長ではないということなんですけれども、実際に地元の整備事業に60億円組合に払われたんです。何に使われたか弥富の市長さんに聞いてくれとか、そうじゃなくて、60億円、つまり蟹江町民の税金でもありますので、その辺、なぜ報告がなかったのかよくわからないんですけれども、もうちょっと突っ込んで聞いてみても、今の町長だったら突っ込んで聞きますよね。

そういうことで、この組合にこの60億円、ちょっと聞いたんですけれども、鍋田地区等の道路に使ったり、用排水路、鍋田公民館の改修、弥富のいこいの里などのインフラ整備だと聞いております。実際その使われ方が本当によかったのかというのは疑問でもありますが、何とも言えません。

あと、この50億円の改良工事、今しかないと、やらなくてはいけないと町長今言っておりますが、実際、今の八穂クリーンセンター、さっき町長言いましたけれども、3炉あって、ほとんど2炉しか動いていませんよね。ごみの多い、新年とかお盆にごみがふえたときに3炉動く程度だと聞いております。それでもなおかつ50億円かけてやらなくてはならないのかというのが、まだまいち納得ができないと思います。

もうちょっと、最後に、この組合と八穂クリーンセンター、総括というのか、実際どう考えていくのか、どう考えているのか、ありましたらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

八穂クリーンセンターのあり方については、4市2町1村が、先ほども言いましたように負担金を出し合って、環境行政、焼却行政を行っている中枢であるというのは、これからも変わらないというふうに思っております。

実際、名古屋市の港区にあります焼却場が、事故がありまして一時中断したときも受け入れをしておりますし、東日本大震災のときにも、実現はしなかったんですけれども、瓦れきの焼却ということで依頼をされたこともあります。

110トン炉3炉あるというのは、大きな施設であることは事実であります。ただ、今板倉議員ご指摘をされましたが、3炉同時運転をいたしますと、確かに発電量も多くなりますけれども、傷む回数も格段と違ってまいります。やっぱり2炉使いながら、例えば1炉、2炉を動かしながら3炉を冷却をし、それで1炉を冷ましながら2炉、3炉とやっていけば、よっぽど使い勝手がよくて延命もできるという、そういう方式であります。

とはいっても、お盆明けのピーク時だとか、いわゆる過密時には3炉運転せざるを得ません。そういう状態ですと、あとのメンテナンスが大変だというふうに実は聞いてございます。

ある意味、しっかりと30年間、安心・安全な運転を続ける、そういう一つの手段だというふうに考えていただければありがたいというふうに思っております。

今後も、皆様方のいわゆる可燃物の焼却はほぼあそこでやっておりますので、できるだけこの状況が続けるべくやってまいりたいとともに、その50億円というのは、あくまでもまだ仮の数字でございます。しっかりこれしたわけではありません。ある程度、これぐらいはかかるであろうと。先ほど言いましたように、交付税措置も3分の1いただけるということもございますので、できるだけ我々は縮めて、しっかりと算定をさせていただくつもりでございますので、そのところは何とぞご理解をいただければありがたいと思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

私、共産党としても、八穂クリーンセンターの延長は望んでいます。今から新しい場所を確保したり、新しい施設の工場、費用を生み出すのは大変だと思うんです。

基幹的設備改良工事の問題点、いろいろ指摘をしましたが、この改良工事の問題点と課題として、災害廃棄物処理、最終処分場の確保など、これから問題もまだまだたくさんあります。この循環型社会形成推進地域計画をもとに基幹的設備改良工事を進める必要があるのか、また、第2期基幹的設備改良工事は本当に老朽化している設備だけ更新すればいいのか、災害廃棄物の処理、最終処分場の動向、八穂クリーンセンターの延命化の課題が解決してから抜本的延命化工事を実施してこそ、施設のライフサイクルを低減すると考えます。それによって負担金の軽減につながると思います。

また、これからますます高齢化が進み、人口が減り、ごみは減少します。高齢化によって多くの高齢者が自由な時間を持つことができ、分別、資源化など活動に積極的に参加できる局面もあります。

今、住民と自治体の協力によって、ごみの大幅削減を基本に、よりよいごみ行政を目指していくのが課題だと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

質問3番 黒川勝好君の「火葬行政見直す時期では」を許可をいたします。

黒川勝好君、質問席へお着きください。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川でございます。

それでは、「火葬行政見直す時期では」ということで質問をさせていただきます。

私もことし6月で60歳になりまして、俗にいう還暦ということでございます。ありがとうございます。小さなときは、本当に60歳の方を見ると、えらいお年寄りだなど、えらい年配の方だなどというような感じを持っておりましたけれども、実際自分が60歳になってみますと、いろいろ複雑な気持ちでいっぱいでございます。私も昭和32年ですので、昭和と平成をちょうど半分ずつ生きてきたという感じがしております。

昭和の時代を思い出しますと、きょう火葬行政について質問させていただきますけれども、葬式といいますと、身内、または町内で葬式がございまして、やはり隣保班、隣近所の皆さん総出でお手伝いをするわけですね。お通夜、そして告別式と、本当に大変皆さんが総出になって、一緒になってお見送りをなされるんですね。最後に火葬場、当時は三昧、三昧という言い方をしておったと思いますけれども、そこで火葬をしていただくわけですね。三昧という言葉は、僕も辞書で調べてみたらそのような言葉がありまして、三昧場というのが何か正式な呼び方みたいでありまして、僧が死者の冥福を祈るための墓地に近い堂、墓場、焼き場ということで、三昧、三昧と言っていた、これが三昧場というところであるそうです。

しかし、時代とともに各町内にありましたその三昧場はだんだんと廃止をされてきてまして、本町の火葬場ができてまして、また舟入の火葬場と、町内には2つの今火葬場が建設されておるということでございます。

また、葬儀場は町内に3つ建設されておまして、今日では自宅で葬式を行われる方はほとんどおりません。そういう斎場で全て行われ、また、最後は町営の斎苑へという形が今の現状であると思います。

そこで、通告書によりまして、1問ずつ質問をさせていただきます。

まず、1つ目でありまして、本町斎苑、そして舟入斎苑、2つありますけれども、建設された年はいつごろでございましてか。また、どのような経緯をたどってきたのかお願いをいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

2つの火葬場、建設の時期とその後の経緯についてであります。まず火葬場の建設でございますが、本町火葬場は昭和32年度、それから、舟入火葬場は昭和62年度に建設をされました。

その後の経緯でございますが、昭和47年度に大字の既設火葬場を廃止をいたしまして、本町火葬場及び舟入火葬場を町指定火葬場として全町の火葬を行うようになりました。火葬場

の運営は、本町火葬場が蟹江本町火葬墓地協同組合、それから舟入火葬場が舟入区とそれぞれ管理運営していました。舟入火葬場が新しくなったことにより、火葬場から斎苑に名称を変更をし、本町斎苑、舟入斎苑となりました。その後、地元で管理運営をしていた斎苑を、平成14年度から全て町において施設管理をすることになりました。

どちらの施設も老朽化が進んでいることから、施設や設備は修繕やメンテナンスにより延命化を図っておる現状でございます。

以上です。

○8番 黒川勝好君

今聞きましたら、本町斎苑は昭和32年、そして舟入が昭和62年ということで、昭和の時代に建てられた2つとも物件でありまして、本町斎苑に至りましては私の生まれた昭和32年です。本当に何か縁があったのかなという気がいたします。60年ですものね。本当に長い間頑張ってお使って使えるということでございます。

それでは、2つ目であります。両斎苑ですが、年間何体ほど、これはわかっていることですが、年間何体ほどされているのか。そして稼働率ですね、この2つの斎苑の稼働率、わかりましたらお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

両斎苑の、年間何体火葬され、年間稼働率はどれぐらいですかということでございますが、火葬件数でございますが、28年度におきましては、本町斎苑で町内が184件、町外が11件、計として195件です。それから、舟入斎苑では町内88件、名古屋市の一部が2件、計90件でございます。過去5年間の年間平均件数は、本町斎苑の町内が181件、町外が32件です。舟入斎苑では町内が89件、名古屋市のほうが34件でした。町内においては両斎苑とも横ばいでございますが、町外につきましては、平成27年度に名古屋市の第二斎場が供用開始されたことにより、一気に減少しておると思います。

それから、稼働率につきましては、28年度は、本町斎苑では41.2%、舟入斎苑が22.5%です。ちなみに、27年度においても、本町斎苑は42.7%で舟入斎苑が22.4%とほぼ横ばいでございます。

以上です。

○8番 黒川勝好君

大体年間このところずっと横ばいだと思います。舟入斎苑に至っては、今の話で27年に新しく名古屋市が第二の斎苑をつくられたということで、一部名古屋市の方は舟入に限っては、蟹江町の人と一緒に値段でできたということで使われておったけれども、それが新しくできたものですから、ぐっと減ったということだと思います。

それでは、これまでに両斎苑につきまして、利用者からいろいろとクレームと申しますか、問題点等が出てきておると思いますけれども、ざっくりとどのような問題点が出ておるか、

お願いをいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の使用者から何か指摘等がなかったかということでございますが、使用者からの直接の指摘等はございませんでした。例えば窓口で申請のときに、火葬についての注意点を説明をさせていただきます。そのときに、本町斎苑は年数がたって、施設も多少老朽化をしておりますということは付けさせていただきます。

それから、使用者からではなく、葬儀業者さんから、例えば本町斎苑については、体が大きいので、棺の寸法や炉の大きさの問い合わせが業者のほうからある場合がございます。

以上です。

○8番 黒川勝好君

余り表立った話はないということではありますが、今一つ出ました身長の関係であります。本町火葬場は183センチ以上の方は火葬ができないということになっておりますが、例えばそれ以上の方がお見えになった場合はどういう対応をされておられるわけですか。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

本町のほうの炉のほうは、一応棺の大きさが約183センチぐらいまでというふうにはしか入ることができません。そこで、身長の大きい方で183以上の棺の場合は、一応もう一つ舟入斎苑がございますが、そちらのほうも使うことが今はできませんので、申しわけないですが、ちょっと変な話ですけれども、足をちょっと曲げていただいて、何とか入る棺でお願いをするときと、あとは、もしよろしければ他市町村の火葬場を利用してくださいというような指導のほうをお願いしております。

以上です。

○8番 黒川勝好君

今、課長のほうから報告がございましたけれども、そんなかわいそうなことをしてまであそこを使わなければいかんということですよ。それが本当に大きな問題だと思うんですね。これがこの60年間続いておったということと本当に寂しい思いです。何の対応もできないというのは、本当に行政として何をやっておるか僕には言いたいところがございます。

ほかに、あそこの両火葬場、斎苑ですけれども、トイレがずっと和式になっておるんですが、そういう問題は出ておりませんか。私も昨年、母親を亡くしまして、舟入斎苑を使わせていただいた。まだトイレがああいう状況だったんですけれども、そういうクレームとかそういうものはございませんか。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

トイレの和式でございますが、特に住民、使用者からは直接町のほうには聞いてございません。今の議員さんたちからこうやってお言葉をちょっと聞いておるんですけれども、この修繕につきましても、今後の斎苑の一応方向性を示して、今後検討していきたいなというふ

うに思っております。

○8番 黒川勝好君

大変高齢者が使われる、高齢者が多いんですね。今、洋式が多くなりまして、立ったり座ったりするのが非常に高齢者の方は苦痛に思われております。できましたら早急に改善はお願いをしたいと思っております。

それでは、次に、これもわかっておることですが、蟹江町の場合、町内の方は1体8,000円、町外の方は4万円となっておりますけれども、近隣市町村はどのようになっておるか、ちょっとお聞かせください。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の近隣市町村の斎場の使用料と時間制約についてでございますが、名古屋市の八事斎場と第二斎場は、大人でございますが、1体5,000円、市外の方は7万円で時間の制約はございません。それから、愛西市の総合斎苑は、こちらも大人でございますが、1体1万円、それから、市外の方は8万円で時間制約がございまして、午前9時と午前9時30分のみ使用可能となっております。それから、津島市の斎場でございますが、こちらも大人が1体3,000円、市外の方は6万円で時間制約はございまして、午後3時のみ使用可能となっております。続きまして、弥富市の火葬場でございますが、大人でございます、1体6,000円、市外の方は6万円で時間制約は特にございません。

以上、名古屋市と海部の近隣の状況でございます。

以上です。

○8番 黒川勝好君

ありがとうございます。

蟹江町は1体8,000円の、町外が4万円と5倍ですけれども、よその市町村はもっと高いんですね。名古屋市に至っては1人5,000円ですが、外から持っていくと7万円、14倍ですよね。あと8倍、10倍と、結構なやっぱり外からの受け入れというのはそれだけのリスクがありますから、高くなるのは当然だと思います。

それでは、ことし、毎年やってみえると思いますが、8月に開催しております斎苑等管理運営協議会というのが、8月に多分毎年やられていると思っておりますけれども、ことしのこの協議会の内容ですが、簡単で結構ですが、どのようなお話がなされたかお願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

先月、8月に斎苑等管理運営協議会を開催をさせていただきました。内容でございますが、まず、斎苑の利用状況、こちらは毎年、昨年度の一応火葬件数等を報告をさせていただいております。

そして、続きまして、斎苑の再編構想案ということについてでございますが、前年度の昨年度、町内の職員でプロジェクトチームをつくらせていただいて、参考資料としまして構想

案を作成をいたしました。その構想案を一応委員の皆様の説明なりさせていただきました。

それから、もう一つは、協議会の中で、協議会の要綱がございます。その要綱の中の一つに、専門委員会を設置することができるということがございます。そして、この専門委員会を設置をしまして、今後はさらなる委員会の場で方向性を示していくということで協議をしていただくようにということで、専門委員会を設置することになりました。

以上です。

○8番 黒川勝好君

今、斎苑の構想案ということが出されたということを今言われましたけれども、どのような構想が出されたんですか。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

先ほども言いましたけれども、これはあくまで庁舎の中のプロジェクトチームを組織をしてつくった、参考資料という形でつくらせていただいたものであります。

まず、大きなものとしましては、一応現状把握、今の現状のことを示させていただいておると、それから将来予想、人口の死亡者数とかこれから稼働状況、それから、必要な火葬炉はどれぐらい要るのかということを示してございます。そして、斎苑の施設の再編ということで、再編の課題、それから、今度大規模修繕等の費用等、それから、再編の基本方針ということで、何が一番いいのかというのを示したものでございます。

これに基づいて、これがあくまでも大きなたたき台ということで、これに基づいて今後委員さんたちと協議をしていくというものでございます。

以上です。

○8番 黒川勝好君

構想案というまだたたき台の段階で、専門委員会をつくって、まだこれからということですね。構想、だから、例えばもう本町はなくしますよ、舟入一本にしますよ、舟入をもっとしっかり大きくしますよとか、そういう具体的な話は出ていないわけですか。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

まだそこまでは出ておりません。今後、この専門委員会でもってある程度示すということでございます。

○8番 黒川勝好君

今までもいろいろ問題になっておったのは、まず、本町斎苑と舟入斎苑、2つあるんですけども、この条例には何も区切りは書いていないわけですね、条例には。だけれども、今現実問題として、蟹江町のホームページ見てもらえばわかるんですけども、近鉄の南と北で利用する場所が決まっておるわけですね。これ暗黙の了解じゃなくて、舟入斎苑をつくったときの何か覚書があったという昔、以前の説明があったと思いますけれども、そういうことで、近鉄南と北で分けてなったということを聞いております。

しかし、時代も変わってきました、今の話でありますけれども、名古屋市第二の斎苑がすぐ近くにできたわけですね。それで、やっぱり去年の実績報告を見ればわかるとおり、舟入で名古屋市、町外の方2名ということになって、今までは大体30か40人くらい、その名古屋市の一部、舟入で認められていると。そこの方が利用されておったと思うんですけども、それがもう名古屋市ができたものですから、もう多分そちらでやられておると思うんですね。それで減ったということだと思います。

ですから、そろそろいろいろな面で時代が変わってきた。先ほど僕が申しました昭和から平成になって、もう平成も29年、30年になろうとしていますね。周りもだんだん変わってきております。本町の火葬場はもう60年ですからね。そういうことを考えると、やっぱりもう見直すべきときが来ておるということは誰でも感じておみえになると思うんですね。

私も事あるごとに、私だけじゃない、本当に先輩議員も何度もこの火葬行政については質問をしておると思います。特に本町の斎苑についてはみんな心配しております。183センチ以上の方、できないんですね。そんな何か骨を外すとか、そんな行政はだめですね。だったらどうするんだと。だったらどうするんだとそこまではいくけれども、ちっともここから進まない、話が。

ですから、今回本当に、一番最後に町長に言ってもらおうと思っておるんですけども、まだ今はいいですよ。ちょっと待っていてください。決断してもらおうと思っておるんですけども、もう一つ聞かせていただきたい。

今、名古屋市に2つある、八事と今茶屋にできましたけれども、そこはたしか炉が名古屋市の場合46、それから今の新しいところが30あると聞いております。稼働率はどれぐらいか、ちょっと僕そっちのほうは聞いておらんものですから、お願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の名古屋市の八事斎場と第二斎場の一応稼働率でございますが、こちらのほうは一応件数、年間の件数と1日の稼働件数から追って割り返しますと、八事の斎場は約7割でございます。それから第二斎場は約4割でございます。

以上です。

○8番 黒川勝好君

年間の稼働率ですか、名古屋市の2つの今の。私が聞いたのは、もうちょっと低かったように聞いておるんですけども、そちらはそちらで聞かれたところが違うのかな。僕はもうちょっと低いように。特にこの新しいところはまだ余り知られていないとかどうかは知らんですけども、ぐっと低いようなことも聞いたんですけども、それはそれでいいです。

それで、先ほどの本町の話ではないですけども、どうしても体が大きいから、だけれども、ここでやらなければいかんという方には、できないんでしたら、そんな名古屋市とか舟入とか、そういうところを使わせてあげてよさそうなものですけども、例えば、それで舟

入がいかんのだったら名古屋市。だけれども、名古屋市7万円ですよ。ちょっと高いですよ。ということになると、多少なりとも補助金という考え方があっていいように思うんですけども、その例外的な方ですね。そういうお考えというのはないんですか。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の補助金を出したらどうかということでございますが、現在、蟹江町には2つの斎苑が稼働しています。その2つの斎苑が稼働している間は、一応町としては補助金を交付する今現在予定はございません。

ちなみに、名古屋市も現在2つの斎場がありますが、八事の斎場が老朽化をしているということから、近いうちに再整備を計画をしております。再整備期間中は第二斎場においても市内が優先となり、市外利用者は時間的制約などの可能性があるよということを聞いてございます。よって、今後も町民にとって利便性が悪くなると思われま。

以上です。

○8番 黒川勝好君

私も、八事の斎場はこれからちょっとリニューアルされると、つくり変えていかれるということは聞いておりますけれども、実際まだきちんと決まったわけじゃないですよ、これ。いつからやるということは決まっていらないはずで、まだね。それで一遍に46基やるわけじゃない。やっぱり3分の1ずつかな、どうやってやっていかれるか知らんですけども、順次つくり変えていかれると思うんですけども、これから蟹江町の今の話ですけども、人口も減っていくと。今、年間、先ほど数字が出た280体だということで、これ2基ある必要が本当にあるのかなということを思うわけですね。

さっき言いました舟入の決まり事、ですから、近鉄から北は舟入は受け入れないという決まり事が、覚書みたいなものがあるということは聞いておるんですけども、もうそこまで縛る必要はなくなっているんじゃないかなと。名古屋市の一部の使えた方も、もう今茶屋のほうでやってみえるはずで。ということは、もうそこまで僕は制約をされることはないと思うんですが、その辺のお話し合いというのは担当の部局でやっておられるんですか。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

お話し合いということですが、舟入の反対者というのか、そちらのほうとの打ち合わせでございまして、最近、ここ2、3年は直接は打ち合わせはしてございませんが、今までの経過でいきますと、やっぱりどうしてもちょっとまだ覚書を守ってもらわないかんというような返事で、なかなかいい返事をいただくことができません。

そして、先ほども大きな体の人だけでも何とか融通、優遇ができないのかなということも打診はしておるんですけども、やっぱりそれに対してもなかなかいい返事が今のところいただけないということで、また今後は、今の専門委員会とかそういうのでまたお諮りをして、また徐々にその舟入地区のほうとも協議をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○8番 黒川勝好君

これから、今からは町長の判断をお聞かせ願うわけですが、今現在町長はどう思っ
てみえるんですか。これ今、本町斎苑をこのままだましまし使う、だましましですよ、
本当に使っているのは、だましまし使えるところまで使うおつもりですか。

それで、例えばあそこはあるかもしれんね、あれ本当に古いですからね。いつ壊れるかわ
からんようなところですが、急に壊れてしまった場合、じゃ、どうするんですか。舟
入は絶対だめだ。それで、じゃ、名古屋市に行ってくれ。じゃ、本人さん、7万円払って名
古屋市に行ってくれと。そんなわけにはいかんわけでしょう。だから、本町斎苑が機械物で
すからいつ壊れるかわからんですよね。そうした場合はどう判断されますか。

○町長 横江淳一君

黒川議員から斎場のことにつきましては再三再四ご質問をいただいております。ほかの議
員さんからもこの蟹江町の町営の火葬場につきましてはご質問をいただいております。十分
認識はしておるわけでありましたが、一昨年でありましたが、議員さんからも実は個人的にも
お話をいただき、昨年度、先ほどちょっと担当者が申し上げましたとおり、庁舎内でPTを
立ち上げました。非常にナーバスな話であります。本当に火葬場でいろいろな突発的な事故
があって、本当に火葬ができなくなったらどうなるんだというのをシミュレーションしたこ
ともないわけではありません。そういう意味で、今後、この火葬場の成り行きということで、
一定の判断材料だけはつけさせていただいたつもりではございます。

過日、運営協議会にお示しをしたというのが、今我々のご案内のとおりでございます。こ
の次に、じゃ、どうするんだ。今まさに黒川議員が言いました本町火葬場これからどうやっ
てやっていくんだ。実際30年たっております。耐火煉瓦も適材適所の状況で修復はしており
ますけれども、多分限界がもう来ております。ある意味非常に、危険な状態ではないんです
けれども、非常に厳しい状況にあるのは事実でありますし、じゃ、一方、舟入の火葬場も新
しいといっても、もうこれ昭和、30年近くたっているわけでありまして、決してこれも新
しいわけではございません。

ですから、選択肢としては、黒川議員もかつてご指摘をいただいた、2つとももう完全に
やめてしまって、ほかにもお願いしたらどうだ。これも選択肢の一つに僕はあると思います。
ほかのところへお頼みすればいい。しかしながら、年間に大体、今平均で270から280体火葬
させていただいております。それが全て賄えるとは思ってはおりません。実際、住民サービ
スとして1体8,000円という金額で蟹江町としてはやらせてはいただいておりますけれども、
これを町外で持っていきますと5倍なり、また10倍なりということで、4万円だ、7万円だ
というお金もかかるのも事実であります。

非常に厳しい選択を実際迫られておるのも事実でありますので、今現在こうするんだとい

う考えは、今持ってはいません。がしかし、もう前へ進む以外ありませんので、今後、地域の皆さんの声を、専門委員会並びに運営委員会の皆さん方になるのかわかりませんが、積極的に地域の皆さんの声を聞く、そういう場所を持っていきたいというふうに考えております。

舟入の火葬場の関係者と私も3度ばかりお話をしたんですが、ご指摘をいただきましたその覚書なるものが、じゃ、地方自治法にどうなんだということを言われると、多分これも厳しい状況のご指摘だと思っています。ですが、言われることもある意味尊重しながら今までここでやってまいりました。がしかし、もう待ったなしの状況が目と鼻の先に来ておりますので、それはそれで地域の皆さんにご理解を願ひ、どちらかの方法、選択肢はたくさんあると思いますが、この1年、2年のうちに決定をしなければいけないというふうに私は考えてございます。

補助金はどうするんだということは、それからどういう状況になるかについて、また皆さんにお示しをしたいと思っておりますが、先ほど言ったように、30炉ですか、それと45の八事につきましても改修の時期が迫っておるということも聞いております。近隣の市町村長さんにも、非公式ではありますがけれども、火葬については自粛を願うことがあるかもわからないということで、直接指示が出ているやに聞いてございます。

そういう待ったなしの状況が名古屋市の八事斎場にもあるということ踏まえると、そんなに時間はないのかなと、今現在ではそういう考え方を持っております。

以上です。

○8番 黒川勝好君

何も話が進んでいないじゃないですか、それでは。僕ら前から言っているじゃないですか。もうこういう状況が来ているんです。せっぱ詰まっておるんですよ。僕はもうそろそろ町長に決断をしてもらわないといかんときが来ておると思うんですよ。また今、1年、2年と、ずっとそうやって言っていましたよ。もういかんですよ、これは。待ったなしですよ。

例えば今、年間280体だと。それを例えば名古屋市の7万円で掛けさせてもらうと1,960万円、全部これ蟹江町が持ち出したら1,960万円。蟹江町、今舟入斎苑と本町斎苑で年間運営費2,000万円ですよ。ちょうどチャラです。何も持ち出し要りませんよ。例えば半分補助、町から3万5,000円、半分補助であれば個人で、それは少しは高くなりますよ。7,000円のことを思えば3万5,000円は高いですよ。ですけれども半分なら960万円ですよ。

単純に言えばそういう話なんですよ。だけれども、本当にもう決めなければいかん。舟入斎苑だってどうですか。建てかえという選択肢は町長の頭の中にはあるんですか。お願いします。

○町長 横江淳一君

決してちゅうちょしているわけではなくて、慎重に今までも熟議を重ねてまいりました。先ほど黒川議員がおっしゃいました、確かに補助金を出せば、チャラという言葉は余りどう

なのかわかりませんが、火葬料というのは、これは当然住民の皆さんに負担をしていただかなければいけない部分でありますので、国民健康保険に入っていていただいております方でしたら火葬料も実は潤沢に出るわけでありまして、それはそれでちょっと、補助金のことはちょっと横に置いておいていただければありがたいと思います。

本町火葬場は年から言ってももう60年、もう還暦を迎えておりますし、先ほど言いましたように、長寿命化を図る施設ではないことはもう明明白白であるのは事実であります。また、他人の土地を今使わせていただいておりますという非常に厳しい状況もあるのも十分理解をさせていただきます。

そんな中で、じゃ、舟入を、例えば今私のこの中で、舟入をどうこうするということは、今ここで言える状況ではないというのは、やっぱり地域の皆さんにまずお話し合いをしっかりとやる段階までもう来たと思っています。じゃ、何でもっと早くやらなかったんだと。それについては大変申しわけなく思いますが、慎重には慎重を重ねて、今までの経緯、経過をしっかりと考察した上で前へ進めていきたい。といいますのも、舟入火葬場の場所が蟹江町の土地ではなくて、やっぱり名古屋の協和土地の関係がありますので、そちらも尊重をしていかなければいけない。そういうことを踏まえた上で、よりスピーディーにこの29年度、30年度についてはやっていきたいというふうに考えております。

じゃ、いつやるんだ。ずっとやっておるだろう。大変申しわけなく思いますが、スピード感を持ってやりたいというふうに思っておりますし、町民の皆さんの負担をできるだけ軽くしていきたいなど。改装費用も実はPTの中では出ております。数億円やっぱりかかるわけがあります。それをどうするかということも考えなければいけないというふうに思っておりますので、もうしばらくお時間をいただけるとありがたいと思いますが、今までのようなゆっくりとしたスピードではないということだけのご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○8番 黒川勝好君

困ったですね。ちょっと進んでいかないですね、話がね。だけれども、本町斎苑はもう廃止しなければいけませんよ、何があっても。

さっきの回答をいただいておりますけれども、本町斎苑で、例えば持っていったらどがん動かんわ、どうしよもならんわ、急にそういうことが起きた場合、そういうときはどういう対応をされるのか教えてください。

○町長 横江淳一君

そういうのにつきましては舟入が受けていただくことになっております。ただ、そうだからといって甘えているわけでは実はありませんので、ご理解をいただきたいなど、こんなことを思っています。

○8番 黒川勝好君

そうですか。舟入を使わせていただけるんですか。じゃ、安心しました。昭和32年、60年ですもの。本町ですよ。こっちは30年、ちょうど半分ですけれども。

私も久しぶりに本町の斎苑を、この間課長さんにあけていただいて見させていただきましただけども、何も変わっていないものね。私の姉が平成14年に亡くなって、調べたら平成14年でした。あそこでやらせていただいて、藤丸だったものですからあそこでやらせていただいたんですよ。あのままですものね。全然何も変わっていないですね。

舟入の斎苑も本当に変わっとらんですね。何も手をつけていないですね。もう少し手をかけてやったらどうですか。本町の斎苑はもう手がかけられないというのはしようがないですけれども、舟入斎苑ぐらいもうちょっと手をかけてやったらどうですか。外の庭のところでもそうですけれども、ちょっとあれですよ、管理が行き届いておらんですよ。蟹江町がこうやってやっていくんでしたら、きちんと管理はしてやってください。もう今どこでもきれいな斎苑、きれいになっているじゃないですか。最後のお見送りのところですよ。そんなところが今の状況では、それは残念ですよ。

JRがよくなるわ、今度多目的な施設もできますわ、それはいいですが、須成にミュージアムもできますわ、みんながよく見えるところはぴかぴかになっていきますが、だけれども、最後のところだけが何も手を加えてもらっていない。言っても、言っても何も手を加えてもらっていない。それは寂しいですよ。みんなが見えるところばかり一生懸命やっていただいて、本当に最後に送り出してもらおうところがあんな状況では、町民の皆さんもがっかりしますよ。

町長、一番最初に公約で、最初に選挙のときに公約出された観光のKですね。最初は5つのKでしたか。それからだんだんふえてきて、今は10個のK。その中に火葬のKも入れてやってください。火葬のKも入れて、もう一つふやしてやってください。それが僕の望みです。よろしく願いいたします。

終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で黒川勝好君の質問を終わります。

質問4番 戸谷裕治君の「近鉄蟹江駅周辺開発を進めよ」を許可をいたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷裕治でございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

「近鉄蟹江駅周辺開発を進めよ」ということで、まず質問させていただきます。

まず、人口減少よりということで、我が国の人口は減少するのは確実である。地方では市町村単位ではなく県単位で人口減少が確実に進んでいるところもあります。

我が蟹江町はいかがでしょう。平成28年7月31日現在3万7,832人、これは7月末現在です。平成29年7月31日現在3万7,879人、47人の微増である。しかし、外国人の方が、平成28年は1,111人、平成29年は1,275人、164人の増加である。単純に考えると、日本人の方が、平成28年は3万6,721人、平成29年は3万6,604人、これも7月末の現在の話です。117人の減であります。我が国における人口減少は、地方でもない当町でも確実に進んでいると思われま

す。ここで示された数字でおわかりのように、本町の人口は、外国人の方々が、住民が増加することにより微増になっているのが現状であります。この住民登録されている外国人の方々は、合法的に日本に滞在され、蟹江町にお住まいで、蟹江町内の企業にお勤めの方も多数おられると思います。ここでご質問申し上げます。

ふえてくる外国人の方々に対する住居のあっせん、企業との就労マッチング等、そして就学支援、また地域コミュニティへの積極参加促進など、町としてはどのような対策をとられていますか。まず1つ目、よろしくお願ひ申し上げます。

○政策推進課長 北條寿文君

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今ご指摘いただきました人口の経緯につきましては、戸谷議員がお調べになられたとおりの数字でございます。若干ではございますが、ここ数年の中で外国人がふえてきているという事実は間違いございません。

ただ、振り返ってみますと、平成20年あたりが、1,200人強の外国人の数がございまして、大体それぐらいのところに来ているのかなというところで、急激にふえたわけではないという状況でもございます。ただ、当時は外国人登録制度でございましたので、今、平成25年以降は、きちんと住民として入国管理局の中で認められた方がお住まいになられているというのが実態でございます。

そんな中で、平成28年以降、徐々に、微増ではあるんですが、外国人の方々がふえてきている中で、我々当局としても今その数字を見守っているところではあります。地域におきましては、とにかく一番困られるのが、やっぱり生活の部分では言葉ということで、今現在は町が単独で主催できているものではございませんが、住民団体の方々と協力しながら、日本語教室へのあっせん、あと、お子さんをお持ちの家庭につきましては、基本的にはまず就学の中で、やはり言葉というものが壁になってまいりますので、こちらのほうも一般社団法人の力をおかりいたしまして、プレスクールという状況で、これは民生部のほうで主導していただいておりますが、なるべく学校生活、日常生活の中でなじむように、まずは言葉の支援というところに取り組んでおります。

あわせて、今、地域というところでもございましたが、住居につきましては、町営住宅があるわけではございませんので、町として今住宅のあっせんができていない実情はありませ

ん。ただ、今後、民間事業者の中で、当然これは不動産の仲介業者の方々との連携というものが必要不可欠になってくると思われま。といいますのが、大家さんによっては、外国人の方を受け入れたくないというようなご意思をお示しの物件もあろうかと思しますので、そこには生活ルールが理解できないことによって、外国人の方がなかなか地域でのルールになじめないという実態もあると思しますので、引き続き言葉の支援、こういったところに力を入れてまいりたいと考えております。

○6番 戸谷裕治君

実は、私少し考えたんですけれども、まず、今までにされていないと思うんですけれども、その今住まわれている外国人の方々にまずアンケート調査をされるとか、これはどういう意味でされるかといいますと、なぜ今この蟹江町にお住まいになっていますか。これは住む理由ですよね。これが、交通に便利で、働くところに便利だから蟹江町。ところが、ここに結婚して住んでいます。そして蟹江町の企業に勤めているから蟹江町に住んでいます。いろいろな理由があると思うんですよ。

そういう、僕は少しでも人口がふえたらいいと思いますもので、そういう調査をされながら、そうしますと、次はこれからまた空き家対策等にかかわってくると思うんですけれども、今、なかなか町としては、あっせんとかそういうのはできないとおっしゃっていただけけれども、空き家対策のときに、不動産屋さんを通じてですけれども、町が支援をして、そういう場合に空き家対策に入っていただくと、空き家パークとかの入居の促進とか、そういうこともこれから考えていけるんじゃないかなと、そういういろいろな理由を考えられるもので、一度アンケート調査でもされたらどうかなということを思っております。

こういうことに対しては、町としては、今はそんなことはできないよとおっしゃるのか、前向きに考えていただけるか、ちょっとご返事がいただきたい。

○政策推進課長 北條寿文君

正直申し上げまして、ただいま貴重なご進言をいただいたと思っております。

実はこの後、ご承知のとおり、平成32年度をもって町の総合計画、第4次計画が満了期間を迎えます。来年度からは3年がかりでその計画、次期計画に向けての取り組みを始めますので、そんな中で住民さんへの意識調査というものは欠かせません。

これまで子育て世帯に特化した調査ですとか、総合戦略を策定してくるような過程の中でもさまざまな角度から住民意識調査を行ってまいりましたが、今の外国人の方にご意見を伺うというのは非常にいい、妙案だなというふうに思いますので、ぜひ前向きに考えさせていただきますと思います。

貴重なご進言ありがとうございます。

○6番 戸谷裕治君

前向きにやっていただけるということで、町のためになると思いますから、これから企業

もやっぱり人材不足になったり、いろいろなことで、そういう方々が働いていただかないと困る企業も出てまいると思いますので、蟹江町の企業を守るという意味でもそういうことをやっていただきたいなと思っております。

次に、またちょっと違う観点から、当町の未来を考えると、もっとわかりやすく、当町も日本全国の地方都市同様人口減少が起きております。そこで、わかりやすく例を出して質問させていただきます。

こちらは小学校児童数の推移です。その予想から、平成29年度と6年後、平成35年度における各小学校児童数を調べてみました。児童数の減少イコール未来の人口であります。

まず、小学校の児童数の推移ですけれども、これはあくまで予想ですから、2、3人は変わってくるかもしれませんが、蟹江小学校、平成29年、706人、平成35年予測ですね、631人、マイナス75人の減少。舟入小学校、平成29年、70人、平成35年、54人、16人減です。須西小学校、平成29年、328人、平成35年、401人、プラス73人です。新蟹江小学校、平成29年、313人、平成35年、267人、マイナス46人です。学戸小学校、平成29年、508人、平成35年、498人でございます。

以上のことから見えてくることで、少し質問させていただきます。

行政の皆様もよくおわかりのことと思いますので、改めて質問ということで。まず、須西小学校の児童数の増加の要因を、これは後々の質問に大変かかわってまいりますので、正しくお答え願いますように、よろしく願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のありました須西小学校が児童増加につながっている要因についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この須西小学校の学区では、JRの蟹江駅の北側約17.7ヘクタールを、蟹江今駅北特定土地区画整理事業として市街化整備を実施し、平成26年10月に換地処分を行いました。その結果、開発による戸建て住宅やアパート、マンションが建設をされ、この地域の世帯数が増加したことが児童の増加の大きな要因であると考えられます。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

続きまして、そうしましたら蟹江小学校、ここはこの2、3年をピークに減少していくということですが、要因は何かということと、もう一つ、質問書になかったんですけども、新蟹江小学校の減少もお調べになっていると思いますから、簡単にお答え願えたら、よろしく願い申し上げます。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のございました蟹江小学校がこの2、3年ピークとして減少していく要因、そして、新蟹江小学校の減少の要因ということでございます。

まず、蟹江小学校の学区でございますけれども、7、8年前に本町のライオンズマンションの近郊の開発がございまして、戸建て住宅やアパート、マンションの建設が行われました。これに伴いまして児童・生徒も増加をしましてまいりましたが、その後、一段落をし、開発も減少傾向であるということで、今後は子供たちの卒業とともに児童数の減少もしていくのではないのかなというふうに思われております。

また、新蟹江小学校でございますけれども、富吉地区等に高層のマンション等がございまして、そちらのほうは年数等もたっており、これまで、以前、子供たちも住んでおりましたけれども、それが高齢化等も相まって減少してきているのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

同様に、私もそういうぐあいに考えているんですけども、まず、須西小学校の場合は、特にここでちょっと言っておきたいのは、今、次長が答えられたとおりなんですけれども、まず一番の起因というのは、やっぱりJR北側の開発というのが起因なんですけれども、しかし、これ最近、藤丸団地のほうを皆さんご見学されたことありますか。余りないと思いますけれども、藤丸団地の中が、家が壊されて更地になると、また新しい家が建つてくると。これは新市街地ができたことによって好循環型になってきている場所ですね。それで児童数がふえていくと。新しい家を建てる方はお若い方が多いと。だからいい好循環型になってきたなど、この地域は思っております。そのために、やっぱり新市街地というのは必要だなと改めて思っております。

それで、蟹江小学校の場合は、これも次長がお答えされたとおりなんです。蟹江小学校校区というのは成熟させてきたとおり、商店街とかも疲弊しまして、その疲弊した商店街の周辺には空き家、空き地等が目立つようになってまいりました。ですけれども、旧の町ということで、やっぱり道路整備とかできておりませんので、なかなか家が建ちにくいというのが現状ですね。

そして、新本町線以東、東は比較的に新しい町ですけども、ここも、新しいと思われていた町も、変な話ですけども、ニューシティを考えていただきますと、もう何十年とたつてきますと、どうしても町が老いていくというんですか、これはどこでも一緒ですから、ですから循環型のまちづくりをしていかないとだめだなと思っております。

学戸小学校は平成35年までは横ばいということで、ですけれども、地元の皆さんに頑張っていたいただいて、人口増は図っていただきたいなと思っております。まだまだ伸びる要素のある地域ですね。

新蟹江小学校は、これはもっと問題で、平成21年には512名の児童がいました。平成21年ですよ。そして、平成35年の予想では267名と約2分の1になりそうです。これは起因して

いるものは、私も考えたんですけれども、次長もさっきお答えされたとおり、昭和40年代後半から富吉駅周辺の開発があり、若い世代がたくさん流入されました。流入されたんですけれども、駅周辺地域も成熟化というんですか、だんだん町が老いていくということで、老いたところから若者たちが流出していくと。

新婚から子育てまでには向いていたマンションというのは、子供たちとの、大きくなった成人男性、そして成人女性、そこに子供たちと同居するというのがなかなか難しい状況で出ていかれるのかなと、結婚すると。それが昭和の50年代、60年代の生まれの世代がそういうぐあいに流出しているのかなと。マンションにはお母さん、お父さんがお住まいになっている。新しいところに家を設けられたりしているのかな。こういうこともあって、蟹江の中で人口増が図れていない。蟹江の中で結構移動されている場合がありますもので、こういうのも原因かなと思っております。

ですから、これは何が言いたいかという、富吉南地区ですね、これの開発はぜひやらないとだめだということで、町がもう老いていくということです。これをやることによって、やっぱり循環型、ちょうど駅北がそういうぐあいに変わってきたように、町というのはそういうものですからと思っております。

私の持論ばかり申し上げてもいかなので、質問を差し上げないと皆さん手持ちぶさたですから、ちょっとお待ちください。

続きましては、舟入小学校に入らせていただきます。

まず、小学校、中学校、高等学校、大学など、教育施設と申し上げますものは、一度その地域につくると、その地域になくってはならないインフラ、集会場、そして防災拠点等になります。しかし、舟入小学校は、平成35年には54人になると予想されています。また、これから少子化に向かっていく地域に立地しております。

今回の一般質問を提出した後、たまたま偶然ですけれども、隣町の愛西市の学校の統廃合が新聞に出ておりました。財政上も考慮して、当町も考える時期に来ていると思いますが、そこで質問いたします。

まず、舟入小学校というのは、地域に根づいた、なくてはならないインフラになっておりますけれども、また今後、それを財政上とか、そしていろいろなことを考えていかなければいけないと思いますので、まず1問目として、舟入小学校での現在の教育は、集団で行う体育などに支障があると言われております。また、少人数学級による教師の目の行き届いた教育ができる等のメリットがあるとも言われております。しかし、先を見たとき、学区編成が急がれるのではないかと。また、税の公平性を考えたとき、少人数学級の優位性をよく言われますが、それが本当によいのだったら、蟹江町全小学校をそういうぐあいにすべきであって、それが税の公平性だと思っております。また、近鉄駅南の開発を20年から30年前に手がけておけば、校区の再編などももう少し先の話か、やらなくてよかったのかなという思いも

あります。

ここでは、1番目の舟入小学校の今の少人数クラスとかそういうことはいかがですかという質問なんですけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

今、ご質問をいただきました舟入小学校の少人数クラスはどんなものかということでございますけれども、学校にはそれぞれの特色がございます。舟入小学校のように児童数が少ないことで、少人数学級のよさを生かし、児童一人一人の能力や個性に配慮した児童の学ぼうとする意欲を育てることを目標としている学校もあれば、他の面に力を入れている学校もございます。それは学校の個性であり、特色でもありますので、それぞれの学校がそれぞれの特色を生かしていくことが大切であるというふうに考えております。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

すごいご意見で、そんなに独特の授業ができて、こういうメリットがあつて、それぞれの学校にそういうことが、独自のことができるんだったら、先ほど申し上げた蟹江小学校少人数学級を全部つくっていただきたいな。そうしたら蟹江小学校はもっといい教育のできる場になるかもしれない。集団で体育もできるし、少人数で教育も受けられると。そういう特色でなしに、これから財政的なことも考えなければいけないんじゃないですか、統廃合というのは。

それは、私は単に舟入小学校をなくしたいと思つて言っていることじゃなしに、町全体のこれからのことを考えて申し上げているだけで、先ほどのちょっとご意見だけでは納得できないもので、また再度、12月でもやらせていただきます、特別に。

次に、また入らせていただきます。

まず、地域開発ですね。先ほども申し上げましたけれども、宝地区の開発、これを手がけないんだったら、舟入小学校の校区編成、そして閉校、そういうことも考えていく時代に来るのかなど。たった5、6年先で、皆さん方は住民の方にお伝えしていないことですよ、これだけの人数になりますよということを。住民の皆さんご存じなんですか、舟入の今の現状を。ご説明でもされていきましたか。そこをちょっと一度お聞きしたい。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

特別にこの件について報告等しているという状況ではございませんけれども、町のホームページ等でも、学校の人数の推移と申しますか、そこら辺のほうを資料として掲示をさせていただいておるような状況でございます。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

少しこのことについてお話をしたいと思いますが、全体に学校の人数の変化というのはお

示しをしていないかもしれませんが、舟入地区さんにつきましては、学区編成会議というのがありました。そのときに、平成26年9月、学区編成会議についての方向を教育委員会とまとめまして、そして舟入区、そして町長部局ということで、現在の状況についての児童数の推移が、若干ですが右下がりではあるけれども、この状況であればもう少し様子を見ていこうと。終わりではありませんよという、そういうようなことを区長さんにも申し上げて、しばらく、そしてまちづくりではありませんが、舟入地区の様子を見てくださいと、そんなような申し出をさせていただいたところでもありますので、全体的にそれが、児童数がそういうふうな右下がりということの実数はつかんでみえないかもしれませんが、舟入地区の方は私にご存じだというふうに思っています。

○6番 戸谷裕治君

学区再編のことにつきましては後々また議論いたしましょう。私の言いたいのは次のことですから。

地域開発ということで、宝地区の開発、これは先ほどまで申し上げていましたけれども、舟入地区の学区、児童をふやすという意味でも、そして新しいまちづくりということでも、舟入というと宝地区ですね。我々海門地区とは隣接しているんですけども、その開発がおくれているものでこういう状況になってきましたよということを申し上げているだけで、まずは。

まず、地域開発をする場合、行政の人たちは、開発だというと、まず地権者が集まり、構想を持っていらっしやいと。構想を持っていただかないと行政は動けないとおっしゃいます。それぞれ土地の広さ、場所、思惑等違う人を誰がどのように説得するのか。そして町は、過去、現在と近鉄南宝地区についてどのような構想をもっていたのか、教えてください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございましたまちづくりの構想等についてお答えをさせていただきます。

まず、まちづくりを推進するためには、その必要性を地元の住民の方及び地権者の方々にしっかりと認識をしていただきまして、その方々の意向を踏まえながら、計画的な推進を図ることが必要だと考えております。そのため、地元としての合意形成を高めていただき、必要が高まれば、町も地元と一緒にまちづくりを推進していくこととなります。

また、地元の合意形成の図り方等について、町としても手法の提案など、可能な限り協力はさせていただくつもりでいます。

次に、過去、現在の近鉄南の構想についてお答えをさせていただきます。

今までの近鉄南の構想の経緯としましては、昭和60年10月に蟹江町新市街地整備計画が策定をされております。その内容としましては、近鉄蟹江駅を中心に商業系の土地利用を配置して、その周りに低層住宅地を誘導するような計画でございました。

その後には、平成4年3月に、この昭和60年に策定された計画をもとに、近鉄蟹江駅南口

周辺についてまちづくりを計画した近鉄蟹江駅南まちづくり構想が策定をされております。その内容につきましては、土地区画整理事業を検討するような内容となっております。

また、平成8年3月に策定をしました蟹江町都市計画マスタープランにも、近鉄蟹江駅南地区で土地区画整理事業による低層住宅地の誘導の位置づけがございました。

しかしながら、土地区画整理事業につきましては、地元の合意形成等の理由により、現在いまだに具現化をなされておられません。現在は、平成23年に策定をしました蟹江町都市計画マスタープランにまちづくり検討地区として位置づけることで、土地区画整理事業にとらわれることなく、計画的な都市基盤の確保に向けた取り組みを検討する地域としております。

平成23年12月には、地権者を対象に土地利用の意向調査を実施いたしました。回答者の約4割の方が、土地利用を図りたいという結果を確認しております。しかし、土地区画整理事業による整備を図ろうと思いますと、土地区画整理法では、土地の所有者かつ地区の面積の3分の2以上の同意が必要でございます。現段階では、直ちに事業化という見込みは低いと考えております。そのような中で、近鉄南地区につきまして、まちづくりについては、平成28年3月に宝地区のまちづくり勉強会として、舟入地区と海門地区の方々が合同で勉強会を発足されましたので、地元の意向を聞き、この地区に何が必要かを話し合いながら、地区にふさわしいまちづくりについて一緒に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今課長がおっしゃられたことはよくわかるんですけども、我々、少しかかわっていきますと、誰が主導してどういうぐあいにしていくかというのが、なかなか手探り状態になりますもので、そこを先例はこうだよ、ああだよということはやっぱり教えていただかないと、なかなかとっつきにくいですから。皆さんそれぞれ事情がありますから、土地の大きさとか位置とか、いろんな事情があると思えますから、そこら辺はご指導のほどをよくお願いいたします。せっかく宝地区の勉強会が立ち上がっているんですから、そして蟹江町で一番大事な地域じゃないですか、あそこは、宝地区というのは。

そういうことで、次に入らせていただきます。

近鉄蟹江駅ロータリーを整備され、駅使用者の方々の利便性は向上すると思われませんが、周辺居住地を含めた駅周辺整備構想をつくり上げ、町としてはこのような構想を考えておりますということを、ホームページ等ではなく、わかりやすく何か10年から20年スパンぐらいのまちづくりの構想を、住民の方々にPRなりアピールすることはできないですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございましたまちづくりの構想の周知等についてお答えをさせていただきます。

町の都市計画の総合的な指針としまして、蟹江町都市計画マスタープランというものを策定してございます。これにつきましては、計画の基準年次から20年後を見据えて、10年後の

目標設定を行い、策定をしております。平成23年度の都市計画マスタープラン策定時には、住民の方々への周知を図るため、概要版のパンフレットを全戸配布いたしております。また、ホームページにも、現在の蟹江町都市計画マスタープランを掲載しているところでございます。

平成32年には、蟹江町都市計画マスタープランの見直しを予定しております。近鉄蟹江駅の駅前広場の整備事業や、JR蟹江駅自由通路及び橋上駅舎化事業の完了後を見据えて、土地利用構想等も新たに見直すこととなりますので、その際には、今まで以上に周知を図れるように努めてまいります。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

よろしく願いいたします。皆さん全戸配布とよくおっしゃるんですけども、全戸配布ほど当てにならないものはないと思ってかかっていたかかないと、案外我々も商工会とかをやっていますが、全戸配布でものを配りましたということはよくあるんですけども、7割ぐらいの方が見ていないとかおっしゃる場合が多いもので。ですから、その地域の開発をされるんだったら、その地域の人たちに、本当にとりあえず町内会とかそういうのを集めていただいて、どこかでしゃべっていただくとか、そういう機会を設けていただかないと、人の口から口に伝わる方がいいことであって、文章を読めといってもなかなか難しいと思います。マスタープランを見て、住民の方がマスタープランすごいなどは誰も気づかないでしょう、わからないでしょう、なかなか説明してあげないと。それはどう言うのかな、マスターベーションだね、マスタープランではなしに。そう思います。ですから、その辺をよろしく願いいたします。

次に、近鉄南の開発に着手できたとしても10年から20年の時間が必要になってくるが、ここ2、3年以内に少しでも着手できないと蟹江町の未来は暗いものになるでしょう。人口の減少時代に、町として人口減少を抑えられる起爆剤になる地域であると考えられる。

名古屋市が、都市や駅近くに公共施設や商業拠点、住宅などを集約するコンパクトシティを目指すなごや集約連携型まちづくりプランの方針を公表されました。案ですね、これは。20年かけて小売店や住宅を、交通の便がよい拠点市街地や駅そば市街地に誘導し、職住近接の歩いて暮らせる町を目指す。少子高齢化や人口減少を見据え、住みやすいまち名古屋市の都市機能をさらに高める。

この名古屋市の計画地域に、駅そば市街地、都市計画マスタープランで位置づけられた拠点に南陽地区が入っております。以前は、南陽地区の玄関口は近鉄蟹江駅が主だったと思っております。南陽地区の開発に当たり、近鉄蟹江駅の南口、宝地区の整備は不可欠であると思うが、名古屋市の情報と広域連携はどうなっておりますか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました名古屋市の情報と広域連携等についてということで、お答えをさせていただきます。

ご質問にございましたとおり、現在、名古屋市では、名古屋市都市計画マスタープランの下位計画としまして、なごや集約連携型まちづくりプランを策定中でございます。その中で、鉄道駅から800メートル、基幹バス路線から500メートル圏域の歩いて暮らせる町を、駅そば市街地として位置づけを予定しております。

ご質問にございますこの南陽地区の駅そば市街地は、茶屋新田のイオン周辺の土地区画整理事業に当たると思われます。地区内にバスの交通広場を鉄道駅相当の交通拠点として設置をすることで、それを中心に歩いて暮らせる町を目指しているものと思われます。この区域は、平成19年に市街化編入がされまして、平成20年に組合施行で土地区画整理事業を実施して、現在も事業中の区域でございます。

このような都市計画事業の都市計画決定及び変更をする場合には、都市計画法の第19条5項に基づきまして、都市計画による影響が一つの市町村の区域を越えて広域に及ぶと考えられる場合は、広域な観点からの判断を適正に行うため、関係市町村に対し広域調整というものを行うこととなっております。この茶屋新田地区におきましても、平成23年に用途地域の変更で町に対し広域調整がなされ、地区のまちづくりの概要について説明を受けております。特に、大規模集客施設や商業系用途については、近隣市町村への影響は想定されますので、今後も情報収集や広域調整には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

大都市名古屋市に隣接する町、蟹江町です。近鉄蟹江駅から名古屋駅まで10分、これは準急ですけれども、近鉄蟹江駅から名古屋市の戸田駅まで2、3分です。それで、戸田駅から南へ真っすぐ行きますと南陽町です。こういう立地にあるんですよ。それで、南陽町といいますと、今回高速道路のインターができたり、茶屋の辺、いろんなことが起こってきております、周辺開発とかも含めて。もともと南陽町というのは、昭和20年代から30年代は海東郡と、海部は一緒だったんですよ、富田もそうですけれども、あの辺まで。海東郡という、そして皆さん古い人だったら、もう仮にちょっと南陽町という隣村という感じでやってこられたもので、以前は名古屋駅への通勤通学、また買い物などの南陽町からの人たちは、近鉄蟹江駅に出てこられて、名古屋駅への行きの本数が多いものでここをよく利用されておりましたよね。そして買い物も蟹江町に来られる方が、結構南陽町の方は多かったんですよ。

今後を見据えますと、近鉄蟹江駅の南口もない現状で、そして周辺でそんな大規模な開発が始まりましたと、それならバスは当然名古屋市内のほうに向かって走りますよね、これからその周辺で開発をされた場合。そうしますと、何が起こるかという、蟹江町に入ってくる通過するお客さん、一時滞在のお客さんが南陽町からは減るということですよ。そのた

めにもやっぱり駅裏、駅南の開発と、そして宝地区の開発は一体化していかないと、名古屋市がそれだけの開発をされて人口増を狙っておられるのに、今我々はどんどんおくれていくということですよ。

そして、こういう情報が入るといえるのか、先ほど課長がおっしゃったように、23年にそういう話がありましたと、広域で。それで19年にはこういうことが起こってきておりますと。そして、我々でも茶屋のイオンができましたとかそういうことを、そうしたらまちづくりが始まりましたというのがわかるもので、もうちょっと敏感に捉えて、蟹江町の玄関はどうなっていくんだろうという発想はあるべきじゃないのかなと、いかがですか、町長、そういう部分では。

○町長 横江淳一君

今、戸谷議員からいろいろご指摘をいただきました。まさに平成3年、4年の時代に、実は戸谷議員にもまたお示ししますけれども、こういう都市構想が実はあったんですよ。商工会青年部のときに、私はこれに携わりをさせていただきました。この場にふさわしくない答弁になるかもわかりませんが、本当にあの当時は、私も40になっておりませんでした。近鉄駅前の再開発計画、JR蟹江駅再開発計画、そのころ同級生の吉田議員もたしか委員に入っておみえになったというふうに思っておりますが、あの当時、本当に近鉄南の開発を含めた、近鉄の周りに非常に希望を持って、話を聞いた時代が実はありました。どうしてこれがお蔵入りになってしまったのか、その当時の人に聞いてみないとわかりませんが、ここまで今、実際経年経過をしてしまいました。

まさに戸谷議員が言われるように、名古屋市との連携も、今市町を通じていろいろお話をさせていただいております。茶屋新田もおくればせながら区画整理事業が始まり、302号線の接合点もできつつあります。名古屋の市議会議員の皆さん、特に南陽町の方にお話をしますと、戸田駅を経由してということ盛んに実はおっしゃいます。私は、確かに名古屋市内でありますので、戸田駅もさることながら、本数から考えると近鉄はやっぱり非常に便利ですと、市町の連携も通じたお願いをこれからもやっていきたいというふうに考えております。

それには、やっぱり今ご指摘をいただきました近鉄南の駅、宝地区、舟入地区も含めた開発が本当に待たなしの状況であるのは、もうずっと理解はできるわけですが、やっぱり地域の皆さんにしっかりとご理解をいただいて、痛みが若干伴うこともあるやに思います。ある意味、人口減になってしまったら何をやっても一緒じゃないかというような、そんな結論にならないように、何とか手だてを打っていきたいなど、これは近鉄南、蟹江駅南も富吉駅南も同じ状況であるやに私は考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

町長がそういうお気持ちで前向きでいらっしゃるもので、我々も励みになって、一生懸命頑張ってやっていきたいなと思っております。きょうの質問で申し上げますのは、校区の再編とかそういうことを私は希望しているわけじゃなしに、住民の方々にも今の状況をわかっただきまして、舟入、海門、その辺の住民の方に皆さんわかっただきまして、蟹江町全体の活性化にかかわる本当の地域ですもので、行政の方も一生懸命あちらのほうに今まで以上に目を向けていただいて、副町長、よろしく願いいたします、それで開発を一生懸命頑張ってもらいますので、お手伝いのほどを積極的によろしく願いたいと、これまで以上に近鉄の南側には目を向けていただくと、あそこはそれこそ宝の地ですから、南陽からの結節点というんですか、結ばれる一番大事なところですから、そののやっぱり開発というのは不可欠だと思っております。

そして十四山、十四山と言ったらいかなのかな、弥富市、旧十四山、そして飛島というのも、ほとんどあそこから、蟹江から名古屋のほうに行かれます、車で以外の方は。そういう重要地域をやっぱりよく見て開発していかないと、そこにお金をかける分だったら僕はいいと思いますので。そして、地主の方もそういうことだったら一肌脱ごうと、町がそういういい目で見えていただけるんだったら、頑張ってみようという方が多くなってきておられますから、ですから、町の姿勢が本当に大事だということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 奥田信宏君

以上で、戸谷裕治君の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

3時20分に再開をいたします。

(午後3時02分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時20分)

○議長 奥田信宏君

質問5番 佐藤茂君の「富吉南の区画整理について」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

10番 佐藤茂です。

議長の許しを得、「富吉南の区画整理について」と題して質問させていただきます。

最近、私が富吉南のまちづくりに対してかかわっていることが皆さんに周知されているようで、地権者以外の方からも私に質問をされてきます。例を挙げますと、これから人口が減少する中で市街化なんて意味がないのではと、また、海拔ゼロメートル以下の地域でどうす

るの、また、たくさんの建物が建ち、土地そのものを既に利活用されている場所では難しいだろうというようなご意見等、多々いただいております。

そんなご意見をいただいている中、ようやくまちづくりの手法の中で、仮同意までこぎつけることができました。そして、その結果であります、70%以上の方々から同意をいただくことができました。しかし、まだ30%近くの人たちの同意をいただいております。そこで、仮同意をいただいている方々に対してご理解をいただけるよう、再度、なぜ市街化ということを進めていかなければならないのか、そしてどんなまちづくりをしていけばよいか、もう一度お聞きしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。先ほど戸谷議員さんのほうからも、いろいろまちづくりに対して話のございでしたが、重なる部分も多々あるかと思いますが、よろしくお願いたします。

全国では少子高齢化が進み、人口がどんどん減っていくわけでありましたが、蟹江町においても例外でないわけでありまして。2040年には、蟹江町の人口は、このまま何も手だてをしなれば3万人を切るだろうと言われております。そこでお尋ねします。もし蟹江町の人口が減り続けて、将来3万人以下になった場合、どんな町になるのか、どこかとまた合併をするのか、このまま蟹江町独自で進んでいくのか、想像できる範囲で結構でございますのでお聞きしたいと思います。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいまのご質問は、私のほうからお答えいたします。

2016年3月に、当町の人口ビジョンというものをお出ししておりますが、人口ビジョンの中では、2040年における当町の人口を3万491人と推計しておりますが、仮に今佐藤議員がおっしゃる3万人を切った場合において、即合併なのか町単独なのかというところは、今の時点でははっきりとはもちろん申し上げることができません。ただ、3万人を切ったからといって、即合併という話が起こるということでもないと思っております。まずは人口減少の流れを鈍化させるために策定したものが、当町の総合戦略ですので、その総合戦略を着実にこの後取り組んでいくということが、まず町の方針でございます。

そのほかにも、取り組み方によっては人口増につながる施策を打つことができるというふうに捉えておりますので、まずは今ある蟹江町のスペックをしっかりと使い切る、上げていく、そんなところの取り組みを考えてまいりたいと思っておりますし、あとは人口推計のとおりに進んでいくかどうかというのは、そもそも今後の住民の皆様方の活動、行政運営の仕方、議会運営、これら全てにかかっているというふうに捉えておりますので、現時点では合併か単独かということではないというふうに思っております。

○10番 佐藤 茂君

そうすると、合併ということとか、そういうことでは考えておらんということでもあります

けれども、人口増を考えていくというようなことを、今ちょっと別のことで考えていくということをおっしゃいましたが、何かそういうこと、ちらっと何かありますでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

政策的にどうのということよりも、一般的に先ほどから出ております区画整理ということですね、今回の質問の中にも出ておりますが、それももちろん一つの手法だと思います。人が住めるところ、市街化を整備して人口をふやしていくというのは、もちろん皆さんご承知の一つの政策論でございます。ただ、それだけではなくて、既存の宅地が当然あるわけなので、今ある市街地が本当にフルに活用し切れているかどうか、これもちゃんと見つめ直していかなきゃいけないところだと思いますので、既に整備されている市街地での政策というものもあわせて進めていくことが、人口をふやしていく一つの道筋だというふうに捉えております。

○10番 佐藤 茂君

今のお話を聞いておきますと、市街化ということを進めていく、そしてまた今現在宅地というところになっておられますところを、空き地ですね、要は——を何とか勘考して人口を増やしていくということのようでもありますけれども、私、何と言いますか、今現在富吉南の市街化のまちづくりを進めておるわけでもありますけれども、先ほど言いましたように、仮同意ということが節目になったというのかどうかちょっとわかりませんが、私を含めて今現在まちづくり推進協議会というものを立ち上げておられますけれども、3役ということでもありますけれども、ちょっと3役がここに来て何かぐらついてきておるような気がするわけでもあります。特に私でありますけれども、一応、特に私はその3役の中でもリーダー格というか、立場におるわけでもありますけれども、本当にどうですか、やっぱり何か不安というものが多々あるわけでございます。

それで、きょうまたちょっとお尋ねしたいんですけれども、市街化ということを実際になぜ進めていかなければならないのか、私も含めてでございますが、地権者の方々に対してももう少しわかりやすいというのかな、町としての考え方をお聞きしたいなど、このように思っておりますが、それで、きょうは学戸からずっとやってみえる河瀬副町長さんにちょっとお聞きしたいなど、こう思っておりますが、よろしくお願いたします。

○副町長 河瀬広幸君

まず、ご質問に答える前に、冒頭に佐藤議員がおっしゃいました富吉駅の南のまちづくり、勉強会、それぞれ地元の関係者の皆様方、いろいろな会議の中で佐藤議員が陣頭に立って、いろいろご苦労をされていることは報告を受けているところであります。そのご慰労に対しまして、感謝を申し上げたいと思っております。

結論から申しますと、このまちづくりの考え方は、富吉の南のまちづくり、特に私どもの施策としては大変重要な位置にあると思っております。必要な事業であるというふうに認識を

しております。その原因といたしましては、先ほど少子高齢化の話が出ました。特に2040年には3万人という人口になっておりますが、これはこのまま何もしないでいくと3万になるというような結果でございまして、我々も日本全国子供が少なくなっている状況の中で、どういう施策を打てばいいのかということで、いろいろな思いをめぐらせているところであります。

特にソフトでいきますと、地方創生の総合戦略の中で、住みやすいまちづくり、子育てのしやすいまちづくりがございまして、ソフトの面で人口増を図ろうとしているところであります。確かに人口増というのは非常に難しいことですので、私どもとしましては、人口減のカーブを緩やかにする、それを主眼に進めていきたいと、今の状況を見ますと、それが一番いい得策ではないかなというふうに考えています。

ソフト事業の中では、そういうような施策を打ちつつ、その受け皿として駅前整備事業を考えていきたいと、そのように考えているところであります。特に富吉の南地区、非常にポテンシャルの高い地区であります。公共交通機関の富吉駅に近いところでありまして、環境条件は整っているというふうに考えているところであります。区画整理事業の推移を見ますと、この庁舎の周りを見ていただくと、昭和50年代後半から平成十五、六年までにかけて区画整理をやってきました。当初は数百人のお住まいでありましたが、今や何と飛鳥村を超える5,000人近い人がここに住んでおられます。これはまさしく土地区画整理事業の効果であります。

そして、それとあわせて佐屋川創郷公園の佐屋川の南側、あそこも新田区画整理事業といって、区画整理事業によって新たな市街地が生み出された場所でもあります。もう一地区、この役場の前の今須成線を北のほうに行きますと、今の土地区画整理事業、これも時期はちょっとずれましたが、区画整理をやって住みやすい市街地が形成されております。直近で言いますと、先ほどからお話が出ていますJRの駅北、こちらも直近の事例として区画整理を行い、約1,000人近い人がもう既にお住みになっていると、非常に効果の高い事業であるというふうには認識をしております。

ただ、ここでしっかりお話をしていかなきゃならないのは、通常、町が公共事業をやろうとすると、例えば道路をつくらうとします、そうすると、起点、終点を都市計画決定しまして事業に入ります。そして測量をかけ、その測量の結果、用地買収を行い、道路整備を行っていきます。これは点と線の整備であります。ところが、土地区画整理事業は面的整備であります。一帯のエリアを都市計画決定しまして、その中に適切な道路、公園、水路等を配備して、良好な市街地を形成する事業でありますので、大変大きな事業費もかかりますし、年数もかかります。その中で一番ネックになりますのが、ネックと申しますか、一番解決しなきゃならない問題は、減歩という問題であります。これはご承知のように、土地区画整理事業は土地の地権者の方から土地を提供していただいて、それで事業を行ってまいります。

ですから、必ず土地所有者の方のご協力が必要であります。

今の段階では、佐藤議員、将来のまちづくりのためにその辺のことをしっかりと説明していただいて、いろいろ議論されているところだと思っております。結果として、7割の方が仮同意を収集できたと、残り3割の方がお見えになりますので、これはもう少し時間がかかるのではないかなということをお申し立てしております。この状況の中で、しっかりとまちづくりの原点に立ち返って説明をしていただき、地権者との協議をした結果の中で、我々町としても将来の方向性を判断していきたいと、そんなふうにいるところでありますので、引き続きのご努力をお願い申し上げたいと思っております。

○10番 佐藤 茂君

まだちょっと全てが頭の中には入りませんので、後ほど見させていただいて、私の頭の中に入れさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、私の市街化に対する考え方ということと、そしてこれからどのようなまちづくりをしていったらいいのかということをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、少子高齢化というようなことを言いましたが、高齢化というものがどんどん進んでいき、その逆に、子供はといいますが、子供の人口というものはどんどん減っていくわけでありまして。今現在、蟹江町は少しふえているようではあります。地域によってはどんどん減っていくようではあります。

先ほど、戸谷議員さんがちらつと言われましたけれども、新蟹江のほうはどんどん減っていくようではございますけれども、最近、私、婚活をやらぬと地元の方々に言われております。私の地域で隣近所を見渡しますと、全てではありませんが、一軒に1人は本当に適齢期の独身の方がお見えになっております。本当にこの先どうなっていくのか、前に質問をさせていただいたときにも言いましたが、このまま何もしなければ、そして対策を講じなければ、大きな家に1人、また空き家ばかりと、間違いなくそんな時代が来るのではないかと思っております。そして、寂れた町、地域になっていくことは目に見えておると思っております。それが時代時代の流れなら仕方がないことかもしれませんが、しかし、その時代時代においてあがいてみるのも、一つの手段ではないかと思うわけでありまして。

そして、先ほどから言われておりますが、その手段の一つとして、今回富吉南の市街化という話が持ち上がったわけでありまして。このことについて、先ほど言いましたが、反対だという方もお見えになりますが、しかし先ほどいろいろと質問をさせていただきましたが、これからの蟹江町、そして我々の地域のことを考えますと、これに乗らない手はないのではないかと思うわけでありまして。

そこで質問させていただきます。町としては、どんなまちづくりを想定されてみえるのかお尋ねしたいと思っております。今現在は、地権者の方々の意見を重視されているようにお見受け

するわけですが、町としての考え、そして蟹江町全体のことを考えると、どんなまちづくりにしたほうがよいのか、コンパクトシティというようなことをうたっておられますが、具体的にどんな町を検討されているのかお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました富吉南地区のまちづくりについてお答えをさせていただきます。

現在、国におきましては、コンパクトシティ・プラス・ネットワークということで推進をしております。コンパクトシティ・プラス・ネットワークとは、公共施設や医療、福祉、商業施設などを鉄道駅などの公共交通機関の周辺に集約し、都市としての効率性を高め、鉄道等公共交通機関のネットワークで結ぶというものになっております。町としても、富吉駅南地区は鉄道駅に近接した利便性の高い地区として、国の施策に沿った利便性の高いまちづくりが実現できる地区であると考えております。また、善太川などの地域資源を生かした水郷のまち蟹江として、特色あるまちづくりができる区域だと考えております。

このように、本地区の高いポテンシャルを生かして、都市機能の集約という観点からも何がこの地区に必要なかを検討し、町の西の玄関口としての特色あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

今のお話を聞いておりますと、国の政策に沿った利便性の高いまちづくりが実現できる地区というようなことを言われましたけれども、ほかに、例えばメリットとかデメリット等はどうかでしょうか。それもちよっとお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございましたまちづくりをした場合のメリットやデメリットについてお答えをさせていただきます。

まず、メリットとしましては、道路や公園など公共施設が計画的に整備されますので、地区の環境及び安全性は向上をすることが考えられます。また、医療、福祉、商業施設等の都市機能を計画的に地区に誘導した場合は、雇用の促進、にぎわいの創出などが期待されることとなると思われれます。それにより、隣接する地区においても相乗効果により、利便性の向上が期待されると考えられます。人口につきましても、基盤整備をすることで、増加もしくは減少の緩和の効果が期待できると考えております。

次に、デメリットですが、固定資産税が上がるのが想定されます。これは、現在の市街化調整区域から計画的な整備により健全な市街地に整備されれば、土地そのものの評価も上がるため、やむを得ないことだと考えております。先ほども答弁したとおり、この地区をより健全な状態で次世代へ継承していくためにも、地区の特色を生かした計画的なまちづくりを進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

デメリット、何度も聞いておりますけれども、やっぱり皆さん、デメリットのほうでは固定資産税が上がるということで、地権者の方々は反対されている方が多いわけでございますけれども、それでも私としては、本当に町というものを市街化して活性化させていきたいなと思っておるわけでございますけれども、私個人的には本当に町をどうしたいのかという、ちょっと簡単なあれですけれども、お話をさせていただきますと、本当に自然を取り戻した、子供たちが自然と遊ぶことができ、そして私も既に高齢者となっておるわけでありまして、自分ではそんな気はさらさらないわけでありましてけれども、でも近い将来は本当につえをついて歩くようになるかと思うわけでありまして、お年寄りにとっても、そして子供さんたちも本当に楽しく遊べるような、そんな町ができればと思うわけでありまして。

私どもの長老さんが、夢を持ったまちづくりをせよと、こういうことを言っておられます。ただ土地を埋めただけで、家を建てるだけなら、そんなことはやらんほうがいいと言っておるわけでありまして。とにかく、私としては災害に強い、そしてこれも先ほど言いましたけれども、子供たち、またお年寄りにとっても住みやすい、そんなまちづくりをしていければなと思うわけでありまして。

ちょっと、えらい私時間が早いのでありますけれども、これはこれからの我々の問題ではなく、蟹江町全体のことでありますので、町は当然ではありますけれども、議員の方々の応援、また一般の方々の応援も必要かと思っておりますので、ご協力のほどをお願いしたいと思っております。本当に簡単ではありますけれども、最後に町長、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

質問の内容がちょっとよくわからないんですけれども、今副町長が答弁をさせていただきました。あれ以上突っ込みますと、町が主導して何かをするという形になってしまって、地権者の意向が全く中に入らない、これはやっぱり区画整理事業の本質ではないというふうに私は考えております。かといって、先ほどの戸谷議員がおっしゃったように、やみくもに開発をしようということでは私はないと思います。

今まさに佐藤議員がおっしゃったように、自然の木々を配置し、小川が流れ、昔の状況を取り戻したい、できないことはありません、すぐ横に善太川が流れております。それから、自噴水も豊富な地域であります。今、幸か不幸か水位がちょっと上がってきておりますので、きれいな水が、小川が再生されることもできるわけでありまして。当然、都市計画をすると公園の必要性がございます。町といたしまして、今年度皆様にお認めをいただいて、委託をさせていただきます。どういう使い方がいいのかということ、今調査をさせていただきます。

ただ、あの地域、農業地域でありますので、ご存知の如く農業用水の改良工事の地域にな

っております。ですから、どれくらいの平米数の土地が市街化区域に編入する土地であるか、まだまだはっきりしていないわけでありますけれども、もしもこういう開発をして、将来に例えばこういう地域を残したいんだというようなお話の中でご同意が得られれば、積極的にまた我々としてはご意見を差し上げ、当然皆さんの貴重な税金も多分投入して、蟹江町の目玉になる、先ほど言いましたように、ポテンシャルの本当に大きな地域であります、もう橋上駅にもなっております、エレベーターも早々とバリアフリー化をしております、若干愛西市のほうが寂しくなりましたが、ある意味、自由通路が十分活躍できるような、そんな場所になるのではないのかなと。

一方、愛知大学を誘致させていただいた若者も、土日はたくさんあそこに集うわけあります。ある意味、愛知大学とのコラボレーションも考えられるわけありますので、どうぞ地権者の皆様方にしっかりご説明をさせていただいて、そしてまた、我々もその中に意見を取り入れさせていただければありがたいというふうに思っております。ただ、これはあくまでも同意をいただくというのが絶対条件でありますので、地権者の中には何も変わらない状況でということ、不可とされる方も、僕はあってもこれはいたし方ないのかなと、こんなことを今思っております。人口減をとめるためにあそこはということではなくて、蟹江町の将来、そして地域のにぎわいを取り戻すためには、今の富吉南というのは絶好の場所であるというふうに今現在では考えてございますので、何とぞお力添えをいただければというふうに思っております。

以上であります。

○10番 佐藤 茂君

我々、こういう立場になりまして、地域を開発せないかんということで、そういう責任をちょっと負われておりますけれども、先ほど戸谷議員も言っておられました、地域を市街化にせないかんというようなお言葉をいただきましたし、今町長からもそういうお言葉をいただきましたので、私一人が頑張るわけではありませんけれども、とりあえず頑張らせていただきますので、本当に皆さんの応援もよろしくお願いします。

私の質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、佐藤茂君の質問を終わります。

質問6番 中村英子さんの1問目「かにえ子ども条例の制定について」を許可いたします。

中村英子さん、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

今度は、さんづけになりましたか。

○議長 奥田信宏君

はい。きょうはさんづけにさせていただきました。

○9番 中村英子君

そうですか。全員さんづけですか。そうではない。私、さんづけですか。

○議長 奥田信宏君

はい。

○9番 中村英子君

さんづけのほうがよくいいですね。ちょっと何か、君とかいうのはそぐわないですね。さんづけをお願いします。

それでは、最初の質問ですが、「かにえ子ども条例の制定について」ということで、お願いいたします。

私は、昨年9月に、このことについて制定してはどうかという質問をさせていただきました。その際、町長から、これは必要であるし、今年度からでも検討に入ってこれを進めたいといったようなご答弁もありましたし、当時の担当の課長からも、熟してきているのではないかなというようなご答弁もありました。

そこで、もう1年を経過いたしましたので、この条例の制定について、町長はどんな指示を行っていたのか、まず、最初の入り口のところからお伺いをしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

それでは、議員の質問に答えさせていただきます。

昨年9月議会以降、他市町村の状況調査の指示を受けまして、調査いたしました。愛知県内におきましては、高浜市のたかはま子ども市民憲章を含む11市町において、子ども条例などが制定済みであること、近隣におきましては、津島市が平成28年4月に津島市子ども条例を制定したことなどがわかっております。

また、自治体で施行されている子ども条例につきましては、健全育成型、子育て支援型、子どもの権利型の大きく3つのタイプに分類され、健全育成型は、従来の青少年健全育成条例を引き継ぎ、非行対策や有害な環境から子供を守るといった性格の強いものであります。子育て支援型は、次世代育成支援対策推進法に依拠しながら少子化対策を図ろうとするものであり、子どもの権利型につきましては、子どもの権利条約の批准を受けて地域の子ども施策に生かそうとするものであるということがわかりました。

先回、議題となりました子ども権利条例は、子供の権利についての理念や権利の保障、権利侵害に対する救済制度、子ども施策の推進などを総合的に定めた条例であります。子供に権利を付与することに対し、反対する意見もあることから、条例の重要性は感じるものの、今少し調査、研究が必要であると考えて、今までの調査に至っております。

以上です。

○9番 中村英子君

私、今お聞きしたのは、最初の質問は町長です。担当課のほうに具体的に指示を出したのか出さないのか、指示を出したんでしょうかと。指示を出したとすれば、どういう指示だったのか。出したのか出していないかもわかりませんが、その辺の最初の一步は、町長からの働きかけかなと思ひまして、まず質問しました。

今の課長の答弁は、勉強していたんですか。では、勉強を今しておる最中ということになるんですか。まず、町長はどのようにこの条例に対して、制定のスケジュールといいますか、見通しといいますか、お持ちなんでしょうか。

○町長 横江淳一君

昨年の9月に中村議員からご質問いただいたのは、十分理解をさせていただいております。私自身、この子ども条例という中身がやっぱりはっきりわかっておりませんので、担当者のほうから、地域でまず子ども条例というのをつくっているところということで、レクチャーを受けました。

ただ、先ほど説明したみたいに、健全育成型、子育て支援型、いろいろやり方はあるようであります。当蟹江町にとってどれが一番いいのかを模索していただけないかということで、ちょっとすみません、時間がかかってまことに申しわけございませんが、もうしばらく時間をいただきたいというのはそういう意味でありまして、今現在子供たちの置かれている状況、貧困も含めてでありますけれども、教育の問題、貧困の問題、いろんな問題を入れようと思ひますと、また別の形になってしまうので、何が一番いいのかということを探しておったのは事実でございます。

ただ、ここまでになってしまったことについては大変申しわけなく思っておりますが、実際進んでいるのは事実でありますので、もうしばらくお時間をいただけるとありがたいというのが今の答弁の中身でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番 中村英子君

勉強中だということですよ、かいつまんで言えば。勉強はしていただかなきゃいけないので、あちこちの条例を調べたり、いろんなことをして、よりその条例に対する知識を深めて取り組んでいただかなきゃいけないことですから、そのように今は勉強中だというふうに受けとめているわけですが、余りこの勉強が長引いてもちょっといけないかなと思ひんです。大体、いつごろを目安にやっていったらいいかというスケジュール感というものがないと、きのうも映画会を中央公民館で開催をしていただきまして、これも男女共同参画の条例を早目につくれということ、もう20年も前から申し上げてきまして、ようやくプランというのが策定をされて、そしてきのう一つのイベントが、たくさんの方に来ていただいて、担当課の頑張りもあったかと思ひますけれども、一つの目に見える形で住民との接触といひますか、知っていただくことができたのかもしれないというふうに思ひんです。

ああいうことをするにいたしましても、一つの根拠となる、基本となるそういう条例なり、

検証なり、プランなりというものを制定してつくって、それに基づいて物事をやっていくという形になりますので、勉強期間を長くしてずるずると、まさか10年、20年はいかないとは思いますが、そういうことであってはならないので、大体いつごろぐらいというような目標設定というものも必要ではないかなと思うんですが、その点については全く考えがないのか、2、3年あればできるというふうに思ってみえるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

質問に答えさせていただきます。

子ども条例につきましては、子供の福祉や教育について、地域の実情に合わせた子供の施策を安定的、継続的に行うためには重要であると考え、平成31年度中の制定及び平成32年度施行のスケジュールを想定しております。少し時間がかかるかもしれませんが、条例を制定するまでのプロセスに重点を置き、ワークショップや子ども会議などを開催し、より多くの子供たちの意見、思いを取り入れていきたいと考えております。今年度中には条例についての策定委員会を設定し、平成30年度に実施する予定のアンケートなどについての協議をする予定でいます。

また、策定委員会には、学校長を初めとする教育関係者、保育園長、幼稚園長、PTA会長、スポーツ少年団長、子ども会会長、民生児童委員、人権擁護委員、学識経験者などの方々の中から、数名の方をお願いしたいと考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

今ご答弁の中にありましたように、子供たちの存在というものを、子ども条例ですから無視してつくるといふわけにはいかないものですよね。それで、教育委員会と学校の対応、協力というものが求められるんですが、教育委員会としまして、この1年間、何かこの条例の制定に向けての作業なり、検討なりがありましたでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

今のお話でありますけれども、子育て推進課とともに、どのようなものをつくるということで、勉強中と今議員が言われたんですけれども、うちもそうありますが、条例をただつくると言えばおかしいですが、大人の目で、これはもういろんな形で去年議員が言われました。ではなくて、実のあるもので、そして何とかならないだろうかというようなことで、勉強しながら打ち合わせをしたところでもあります。

先ほど、子育て推進課長の話の中で、ワークショップや子ども会議等を開催しというようなことがありますので、この子ども会議というようなところ辺が、当然教育のほうにかかわっていきます。そういうことについて、学校にも少しお話をしたところではありますが、実際にまだ全体像がなかなか出てきていませんでしたので、このあたりのところが、スケジュール

ルが、これは子育て推進課が核となってつくられたようでありまして、私も見せていただきました。

そういう点で、あと今議員が言われた子供のかかわり、そのあたりをどうしていくか、それは子ども会議、さらにはどのような意見の取り入れ方をするのか、そのあたりが、昨年議員がある例を出されました、日進市の例でありますけれども、そのようなことも含めながら、津島市も最近つくられたわけでありましてけれども、総合的に蟹江町としてどういう、独自と言ったらおかしいですけれども、どんなものができるだろうか、そのあたりの大前提がなかなか難しかったところではありますが、ここに来て子育て推進課の腹が決まったと言えはおかしいですが、蟹江町の方向性が出ましたので、教育委員会としてはその動きに沿って、一緒につくり上げていけたらというふうに思っております。

以上です。

○9番 中村英子君

では、この1年間、教育委員会はこれについては何も白紙、ゼロ、ノータッチだったということですね。それで、子育て支援のほうから要請があったり、協力があったり、中身がわかったらうまくついて協力しようと、そういうことなんでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

極端に言いますと、そういうような形になってしまうかもしれませんが、教育課も自分たちの、これは課のほうでそういうようなことを話しておりましたんですが、結果としてこのような時間がかかってしまったということでもあります。

○9番 中村英子君

昨年も、重々私事細かく、日進市の例をとりながら、子ども条例である以上、子供がみずからこれに参画し、自分たちの条例だよという意識、そこを持っていくまでに、子供の参加をしながらつくっていかないと、ただ条例をつくってもそこに条例があるだけであって、意味をなしませんということをお話しした記憶があります。

そこで大切なことは、やっぱり子育ての担当課だけではなくて、学校の子供たち、小学校、幼稚園とかそういうところはまだちょっと小さいですから、やっぱり小・中学校、子供といったら高校までも含むわけなんですけれども、一応、小・中学校ぐらいの子供たちがメインになる、あるいは高校生がメインになっていかないと、これはうまくつくっていけないんじゃないかというふうに思うんですよ。

ですから、条例に向けてのまず体制というものがしっかりしていないと、非常にちぐはぐな感じになってくるのではないかと思うんです。ですから、その体制というもの、教育委員会と行政、それから学校、そういうものが一体となって、まずあっちが言うから次にこっちやりますじゃなくて、きちんとした条例制定に向けての体制を最初の一步としてつくっていただきたいというふうに思うんですけれども、それについてはいかがですか、教育長。

○教育長 石垣武雄君

言われたとおりであります。やはり蟹江町としての方向性がはっきりしないと、私も学校になかなか言えない状況であります。ですので、そのあたりのところをやっておりまして、もう一つ言うならば、津島市さんがどういうのをつくられたか、ちょっと勉強しておりますというか、ぱっとはあれですけども、何が言いたいかという、簡単に条例文をつくるだけであればというようなことでもあります。ですので、昨年度中村議員が言われたことを念頭に、それをどういうふうに具現化していくか、もちろん日進市のそういう例も見ながら、もちろんあそこには中学生だけではなくて、小学生も多分入っていたと思いますけれども、そういうこともどういうふうにやっていこうというような元が決まらないと、それは一歩前へ進むことはできません。

この時点で、それこそ遅まきながらであります。ある方向が決まりましたので、これである程度、策定委員というようなものも、先ほど推進課長がお話をしたところであります。この策定委員と、あと学校の校長先生も策定委員でありますけれども、あと子供たちをどんな形で、子ども会議にしても今話があったわけですが、日進市であれば今までそのような積み重ねがあった中でのものでありまして、そのあたりのところをも、どのような形で進めていったらいいかということも、これは教育委員会のほうで整理をしながら、子育て推進課とも打ち合わせをしながら、その時点で私は学校のほうに具体的な働きかけができるということでもあります。

以上です。

○9番 中村英子君

昨年質問した時も、教育長は、何となくの感想ですけども、学校教育の中でいろんなことが十分できているという自負があるのかもしれないけれども、そこまでみたいなことがないような印象があったんですけども、教育長の今の答弁ですと、町がやるならやりましょう、町がやらなきゃやらなくていいでしょうと、こういう姿勢だということなんですよね。

(「いや、違いますよ」の声あり)

違いますか。それで、私はどうしてこの学校や教育委員会が参加しなきゃいけないかと思うのは、日進市のときにも言いましたけれども、どれだけ子供の思いをそこに込めることができるかという作業の重要性なんですよね。その作業をきちんとならなと、今教育長が言ったように、積み重ねのあるところもないところもありますけれども、その作業をきちんとならなとこれは生きたものにならないので、そのためにはやっぱり教育委員会や学校とか、子供とじかに接しているところが、本当にこれ子供たちのためにつくろうという姿勢がなければいけないと思うんですよね。その辺のところ、少し消極的かなという印象を拭えないんですけども、積極的にこれに参加をしていただきたいなというふうに思います。

そこで、この子供が参加するという作業ですけども、ではどんなふうに参加させ

て、どんなふうに意見の調整をしたりしていくのかという、この作業とそれから時間が物すごい必要だと思うんですよ。丁寧に仕事をしていかなきゃいけないので、どのように参加させていくかということについて、先ほどちらりといろいろな子ども会だとかPTAだとか、いろんなところから意見を集約してというようなお話もありましたけれども、まずは子供自体をどのようにこれに参画させるそのやり方の方法をつくっていくのかというところが物すごい大事なところですので、それについて今お考えはないかもしれませんが、もしお考えがあればちょっとお伺いしたいですし、なければないで仕方がないことですが、どんなふうに子供を巻き込むか、子供の意見の子供のものとしていくことに対するプロセスですが、どんなふうに思ってみえるのか、難しいことですが、ちょっとお聞きしたいと思います。担当課でもいいですけども、教育長は消極的なので。

○教育長 石垣武雄君

去年のちょっと言いわけをするわけではありませんが、子ども条例を置いておいても、実は、学校ではそういう道徳とか、そういう相手を思いやる心とか、そういうものを行っているよということを行ったわけでありまして。そして、さらに中村議員から言われたこと、それは子供もそうですが、保護者、そして子供を成長させるためには、保護者、そして地域がそういうことも含めながら育てていくという基本から考えると、そういう条例が公になることによって、さらに皆さん方は意識するんじゃないかということの賛成をしたわけでありまして、現時点もそれに近いことではありませんけれども、子供もやっているよということを行ったわけなんです。私の言い方がちょっと悪かったかもしれませんが。

この後、具体的なことについて、大分子育て推進課も、先ほど制定は何年とかいうような話がありました。スケジュール等をちょっとだけかいつまんで、私が話すよりも推進課長のほうからお聞きいただきながら、またそこに中村議員のお考えも、いただければいただきながらやっていくんじゃないかなと思いますので、課長さん、お願いします。

○子育て推進課長 鈴木 敬君

まだ本当にさわりの部分というか、私どもの思いだけのところがありますが、まずは来年度にちょっとアンケートをとらせていただこうと思っています。それは子供に対しても大人に対してもなんですけれども、まず子供に対しては、先ほど議員が言われたように、余り何というんでしょう、小さい子に関してするということもなかなか難しいと思いますので、小学校の高学年から中学2年生ぐらいまでかなと、3年生になるとちょっと受験とかあるのかなということもありましたので、そこら辺を想定します。

それから、ちょっと先ほど言いましたが、やはりそういう子供に対する権利付与に対して反対というような意見もありますので、大人に対してもちょっとした方がいいのかなと思っています。大人は当然20歳以上の方で、無作為というか抽出した、これは何名ぐらいがいいのかちょっとわかりませんが、そういった大人に対してもちょっとやらせていただき、その

アンケートを集計しながら、また次につなげていきたいと考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

大変これは手間のかかる、丁寧な作業がやっぱり必要なものですから、31年度といってもちょっと難しいんじゃないかなという気もしないでもありません。というのは、教育長が言いましたように、土台がまだ余りできていないところで、ゼロからやるということで、そういう子供が参画するようなスタイルをつくっていくということには、もう本当に手間暇かかりますので、31年度とおっしゃってくださったけれども、ちょっとそれも難しい部分もあるかもしれませんが、いずれにしても、この条例のポイントというのは、子供が相手の子供の権利も一緒に守るよということ、自分にも権利はあるけれども、相手が権利はあるんですよ、それをともに守っていくということが基本の流れでないと、自分の権利だけを言っちゃうというようなことになるわけですから、そういうものではないというところまで落とし込んでいく必要がありますので、実に丁寧に、時間をもうちょっとはかかるかもしれませんが、教育委員会とか学校とか、また子育てとか皆さん体制をつくって、これを推進して制定に向けて作業をじっくりとしていただきたい、そういうふうに思いますので、そのことを申し上げさせていただいて、1問目の質問は終わりにしたいと思います。

○議長 奥田信宏君

以上で、中村英子さんの1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「まちづくりと町財政の実状」を許可いたします。

○9番 中村英子君

それでは、2問目ですが、「まちづくりと町財政の実状」ということで、質問をさせていただきます。

ことしの3月に、蟹江町は、蟹江町公共施設等総合管理計画というものを発表いたしました。これによって、財政状況というのはある程度見やすくなったわけですが、このようなものを公表いたしました。

その中に、気になる記述があるわけですが、気になる記述というのは、今お手元にお配りした資料の一番左下のところに書いてあることなんですけれども、投資的経費についてであります。この投資的経費につきまして書かれていることは、JRの蟹江駅の整備に関するものや多世代交流施設の整備等に関する建設事業も見込まれていますが、それ以外の事業については年間約2億円と計画しておりまして、近年の実績に比べて大きく抑制される見通しとなっていますという記述であります。

また、最後から3行目ぐらいですが、真ん中から単年度ごとの収支で2億から6億の財源不足が生じるものと予測しており、公共施設整備基金等を、基金ですけれども、いろいろな基金を活用しながら財政運営をしていくこととしていると、このように書かれております。

これは、この資料以外にでも、昨年総務常任委員会に出された財政の見通しというものもありますし、それから昨年1月に全員協議会で出されました蟹江町財政計画とかそういういろんなものがあります。これらは内部資料ですので、外に公表しているものではないんですけども、そういうようなものもありました。

それで、これらのことを考えてみますと、将来というのが何となく透けて見えてくるわけですね。簡単に言うと、蟹江町の将来ですけども、借金をますますふやしまして、普通の家庭で言えば貯金を取り崩してやっけていきますよと、こういうようなことになっているかなと思うんですね。少し見通しとしては非常にあれっと思うような、大丈夫かなと思うような見通しになっておりますけれども、このような財政の見通しについて、まず町長はどう受けとめていますかということをお伺いします。

○総務課長 浅野幸司君

では、町長にというご質問でございますけれども、財政主管課の私のほうから、まずもってご質問、まちづくりと町財政の実情というところでお答えをさせていただきます。

本年の3月に策定いたしました蟹江町公共施設等総合管理計画は、これから将来公共施設等の適正な維持管理を計画的に行うための基本的な方向性をお示したものでございます。この計画の主な方針といたしまして、これまでの事後修繕型の管理から、予防保全型の維持管理を推進することで、施設の安全確保を図るとともに、施設の長寿命化や維持管理費用の平準化を図ることが挙げられます。

ご指摘のように、昨年1月、臨時全協でお示しました蟹江町財政計画から予測いたしますと、将来、投資的経費は大きく抑制されまして、大変厳しい財政運営となりますが、投資的経費が全くなくなり、単に町を維持するための経費のみとなるわけではございません。先日の監査委員さんのご意見にもございましたように、現在、蟹江町の財政運営は健全に運営されております。このことから、まちづくりに係る事業などにつきましても、他事業とのバランス、実効性等を考慮いたしまして、その都度慎重に検討し、判断していくものと考えております。

したがって、財政計画にもあるとおり、基金の効果的な活用とあわせて、財政主管課の立場から全ての事業につきまして、毎年度の予算査定において効率性、有効性等の観点から徹底検証を行いまして、さらなる行財政改革を推進することで新たな財源を捻出いたしまして、必要なまちづくりに要する費用を生み出せるよう努力してまいり所存でございます。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

すみません、ご指名をいただきながら、まず財政担当のほうから答弁をさせていただきました。

これを見ていただければ、確かに財政計画を立てさせていただきました。昨年1月で

あります。これは、歳入が伸びないという状況、今の段階で査定をさせていただきました。確かに投資的経費はこれから非常に抑えられるというのは事実ではありますが、実際今ちょっと担当者が申し上げました、まだこれからご審議をいただくわけではありますが、平成28年度の決算報告の中で、経常収支比率も八十五、六、実際地方自治体が、今特に町の場合は、かつては70が健全だと、80なんてとんでもないと、そんな時代があったんですが、今は85という本当に健全な経常収支を示している、むしろ名古屋市のほうが今非常に厳しい状況に、単位がでかいですからあれですけども、そういう状況になるということと、実質公債費率もご存知の如く5.2%、そして基金も2桁の基金を毎年維持しながら運営をしているのがここ10年であります。しかしながら、この後も中村議員からご指摘いただくとありますが、JR、そして多目的施設もそうです、それから下水道の進捗状況によって、実質公債費率が若干上回ってくるのも事実であります。

そういう財政状況をしっかり見つつ、これからは財政運営をやっていかなきゃいけないのが、これからは必要であるということは十分考えられるわけであります。さりとて、このままの状況では全く投資的経費がなくなるということではありませんし、実際これは概算ですと見たわけであります。我々、議員さんとそれぞれ毎年、29年度、30年度も来年度予算を計上させていただくことにつきましても、歳入見込みもしっかりやりながら、行政改革も平成17年度から集中改革プランでもって21年度までしっかりやり、継続的に行政改革も今はしてございます。そんな中で、大きな事業はこの先ありますので、公債費率が若干上がることは覚悟しております。しかしながら、こういう状況のカーブがこのままなるということは多分ないように、一生懸命頑張ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

そうしますと、今の町長の答弁は、この管理計画の中に、蟹江町とは投資的経費についてこのような実情になっていきますよということを、世間一般、外部に公表しながら、いやいや自分たちは従来どおりの規模で従来どおりのことをやっていけるんだよと、そういうことなんでしょか、今の答弁からすると。

ちょっと資料を見ていただきたいんですけども、ちょっと乱暴な資料で申しわけないんですが、多分この総合管理計画というものは、長いスパンで書いてあることだとは思いますが、30年、40年という長いスパンのことだと思えますよ。長いスパンだから先のことだよということになることもあるかもしれませんが、ちょっとこの資料を見ていただきたいんですけども、これは30年前の資料が上段にあるんですが、平成元年度のこの性質別歳出決算額と構成比というものを見ていただいて、ここの投資的経費というところが、全体のちょうど一般会計の中で22.7%やりましたよと、そしてその前4年間でですけども、そこに書かれている数字のとおり、大体63年度、25.3%で16億円、その前は18.3%で10億円と、

その前は22.8%で13億円、その前は23.1%で12億8,000万円と。

つまり、この投資的経費が一般会計の中に占める割合というのは、非常に高い状態であったわけですね、過去。これは30年も前のことなんですけれども、このような投資的経費の内訳になっていまして、その他の経費というのが非常に30%とかぐらい、前後だったわけですが、これが今年度、28年度の決算額でどうなっているのかということを見てみますと、一番下が28年度の決算の数字になっておりまして、年度によって投資的経費も、大きな事業をやるやらないということがありますので、年度によって若干の変動があることは、それはもちろんあるんですけれども、結果としてこの使った金額というのが、28年度は8.8%で8億8,000万円、それから27年度が7.9%で7億9,000万円と、あとは見ていただければいいんですけれども、そのような投資的経費になってきているわけですね。

そこで、これは蟹江町だけの問題ではなくて、全国的に財政の厳しさがありますので、どこの自治体もこのような投資的経費の割合になっているかと思うんです。このような現状ですから、国のほうが現在ある公共施設を、従来でしたらもう耐用年数が過ぎたら建てかえとかしてきましたけれども、これを長寿命化とって引き延ばし、引き続き80年間も手入れをしながら使ってくださいというふうになってきているわけですよ。現時点においても、もうそういうものにお金がかけれないという実情の中で、国の方針に基づいてこの公共施設の総合管理計画というものができたんです。もうお金が従来どおりにはかけられませんよということの証拠なんです。

それで、さらにここよりもこれから先、先ほどもありましたけれども、人口は減少するでしょう。これは何も手だてをしなければこういうふうには減少しますよというようなお話ですよ。もちろん対策というものは常に必要ですから、何らかの対策ということはするかもしれませんが、しかし、このような財政の流れの中で、やっぱりこの先は今よりももっとももっと、本当に2億円ぐらいの、浅野総務課長は投資的経費が全くなくなるわけではないと、それはもちろん全くなくなるわけではないですよ、そういうことはあり得ませんので、全くなくなりませんが、しかし、蟹江町がまちづくりの中でしなければならぬ、求められている再開発、再整備、あるいは道路の整備とかという問題はたくさんありますけれども、そのような多く要求されている、整備していかなければならぬそういうものに対して、果たして財政というのは追いついていくのかということ、やっぱり真剣に考えないといけないのではないのでしょうか。

町長は楽観的で、何か何も心配しないでもいいよというような印象を私は持つんですけれども、そうじゃないですよ。やっぱりこれは非常に厳しい、そしてしかも、その他経費というものは、非常に高齢者が多いわけですから、繰出金を始め、あるいはまた下水の問題もありまして、どんどんこれはふえていくわけですから、町の財政、投資的経費の未来が今と同じだとか、現状で行けるとか、明るいとかということはどうしても言えないのではないかと

など、そういうふうにして思えてならないわけですよ。こういう私は認識を持っているんですけども、この認識の差が町長と私の間にあるんでしょうか。ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

すみません、明るく答えてしまいまして申しわけございません。決してそういうことを言ったわけではなくて、投資的経費が大変厳しいということは事実でございます。ただ、社会保障費が本当にどんどん伸びてきてございます。これについては、蟹江町だけではなくて、どこの自治体も同じであります。今回、来年度見直しをされます国保事業に関しても、非常に危惧をいたしております。そういう意味で、それは中村議員と全く一緒だと僕は思います。

ですけれども、今後投資をしていくのに、例えばJRとか、それから多目的の施設もそうありますけれども、将来に向けて明るい蟹江町が描けるような、そんな施策がやっぱり最低限は欲しいなど、それで予算を組ませていただいております。大変厳しい予算どりを毎年実はやっております。国のほうも普通交付税がだんだん先細くなってきて、臨財債でお願いしたいというようなこともございます。そういう意味でいけば、来年度の予算要求も非常に厳しいものになるとは思いますが、実際財源をしっかりと見据えつつ、地方税の確保をしながらやってまいりたいというふうには、そんな考えは全く変わってございませんので、厳しさはこれからもずっと続くと思っております。

○9番 中村英子君

まず、財政の責任者でありますので、もう少しこの財政について、合理的なきちんとした姿勢というのを持っていただけたらありがたいなというふうに思うんですが、町長、この6月の議会ですけれども、当選した後、4回目の当選をされましたので、その後の議会で、吉田議員が質問しましたが、その代表質問のときに、その質問に答えまして、未来永劫、蟹江町が蟹江町であるために頑張るといような趣旨の発言をしておりました。未来永劫、蟹江町は蟹江町であってほしいと。先ほど佐藤議員からは、合併もしなきゃいけないんじゃないのみたいな、合併の話もありましたけれども、未来永劫、蟹江町が蟹江町であるために頑張るといようなご発言があったので。

この気持ちはわかりますけれども、このような将来的な財政見通しの中ですから、現実には、特にまちづくり、道路の整備や、それから区画整理やそういうようなさまざまな問題において非常に財源不足が生じて、どんどん事業はおくれていく、1年か2年で済むところを5年かけてやる、10年かけてやる、もっとかけてやるというふうな話になってきて、本当におかれて、どんどんますますおくれる状況というのがつくられるのではないかと、そういうふうに思うんです。

それは、町長は同感だといような話ですので、その前提に立っているわけですが、ではそうだとすれば、町長は未来永劫、蟹江町が蟹江町でいたいんですしたら、こういうこ

とに対してやっぱり打てる手があるなら何とか手を打っていかないと、このままでいいんだよ、進んでいくんだよ、毎年毎年厳しいけれどもやっていくんだよじゃないんですよね。打てる手があるとしたら、打てる手を打っていくというのを考えなきゃいけないと思うんですけども、浅野総務課長、先ほどの答弁の中で、新たな財源を生み出していくというようなご答弁もありましたけれども、どうやって財源を打ち出していくのか、私ちょっとよくわかりません。

打てる手というのは、ではどういう手があるのかということですが、大きく分ければ3つ手が打てると思うんです。方法論ですよ、実際にできるかどうかはわからない、方法としては、歳出を大幅に削減するという事です。この歳出の大幅な削減をする、しかし、歳出の大幅な削減といっても、もうこれまでも行政改革でいろいろやっていますので、年間1億とか2億とかそんな削減というのはできないと思うんですよ。町長、特別職が全部報酬を半分にしますよとか、議員も半分にしますよとかと言えば、5,000万円ぐらい年間出てくるかもしれないですけども、この削減といっても、非常に難しい問題ではないかなと私は思うんですけれども。

2つ目に考えられることというのは、収入をふやすということですよ。いかにしてこの収入をふやすか、歳入をふやすかということだと思うんですが、この歳入をふやすということだって、これは簡単なことではないんですけども、しかし歳入をふやす方法を考えないでこのままいくと、じり貧状態ですので、歳入をふやす方法というのを、町長と今一緒に考えたいわけなんですけれども、私が思いついたのは、第1番目ですが、町長さんもイチジクというのが好きなんです、イチジクというのが大好きですから、このイチジクというのを、例えば町の方針として、町の調整区域でも何でもいいですけども、植えるだけ植えて、昔のように貨車にいっぱい運んで、ここから収入を得るとか、そういうこともおもしろいし、考えないでもないと思うんですけども、イチジクに関することはまずどうでしょうか。

○町長 横江淳一君

イチジク大好きであります。ただ、蟹江イチジクというのは、もう本当に今はちょっとブランド化しておりますし、糖度、それから形、色、コク、申し分ないというふうに自負しておりますし、生産者も非常にプライドを持って今つくっております。今、ふるさと納税の返礼品として大変重宝で、50箱限定ということで、今何箱いつているのかちょっとまだチェックしておりますが、ただ残念ながら、イチジクが蟹江町全域でできるかといいますと、土壌によって相当味が違うそうでありますので、もしもそこがいいということでしたら試す機会はあるのかなというふうには思っておりますが、イチジクというのは税収を助ける救世主になる可能性としてはないわけではないと思っています。

○9番 中村英子君

そうですね。イチジクは難しいということですよ。好きなだけぐらいでとどまる、次に、

ふるさと納税というのがあるんですけども、これもふるさと納税をしてもらおうということで、予算までつけて、今もお話があったように、イチジクを返すだとか、町の特産品を返すだとかいってやっていますけれども、このふるさと納税を頑張って、1億円も2億円も収入を得ているというところもあるんですね。持続性については、私はよくわかりませんが、これは、例えば町外に住んでいる蟹江町出身者に、全ての人に何とかお願いして、ふるさと納税をやってくださいみたいなことを言って、これを持続的にふやすという方法もあるかもしれませんけれども、これについてはどのようにお考えですか。

○町長 横江淳一君

大変素晴らしいことだと思います。我々もふるさと納税の推進をするために、いろんな方法で今アピールをしています。残念ながら、出のほうが大変多くて、非常に苦戦をしております。蟹江町は本当に魅力のある町だと思っておりますし、議員各位も多分お思いだと思います。そういう意味で蟹江町に思いのある方に、ぜひとも蟹江町に対してふるさと納税をとすることは、いろんなところで申し上げておりますので、それは今後とも続けていきたいというふうに考えております。

○9番 中村英子君

従来続けているやり方を私今言っているんじゃないです。町の財政についてプラスになる額を得るための方策ということですから、ちょっとやればいいという話を今しているわけではないんです。そうすると、ふるさと納税というの、ちょっと期待ができないかもしれないですね。

では、前の2人の質問にもありましたけれども、区画整理事業をどんどんして、市街化をふやして人をふやし、そしてまた税収をふやす、大体500戸あると1億円近い税金というのは入ってきますから、それは土地とか建物とかいろいろですよ、全部を含めてですよ、土地の所有とか全部含めてですけども、含めてあれですので、例えば500世帯をつくるというような目標を設定して、その500世帯分のことに区画整理を初め、投資していくというような物事のやり方もあるかもしれませんけれども、これにはまず莫大なお金がかかりかかるといえますよね。お金がないのにお金をかけてこれをやるということに難しさがある、この事業そのものに。15年に1カ所ぐらいやっていく、20年に1カ所ぐらいやっていくという、従来のやり方だったらそれはできるかもしれないんですけども、これを効果的に税収にするまでの物事のやり方をするといったら、非常にこれは腹をくくって、1カ所に500世帯、1,000世帯をつくる計画をして、そこに人を集めるということを目に見える形でやらないと、税収にはつながらないということだと思います。そういうことだと思います。

もう一つ、私が言いたいのは、ではものすごく安定的に、しかもまとまったお金が税収として入ってくる道として、都市計画税というのがあるんですね。この都市計画税というのは、以前蟹江町が徴収しておりました。大体年間1億5,000万円というお金が税収として当時あ

りました。これを佐藤篤松町長が町長になるときに、何かこれはもう負担だからやめようとかいうことでやって、これを廃止するというのを公約に掲げて当選し、これを廃止いたしました。

しかし、この都市計画税というのは、このように市街化していかなければいけない地域、また街になっていく地域には、ある程度の税収の塊として非常に効果がある税なんですね。今は市街化地域が広がっておりますので、多分毎年2億円ぐらいの税収に私はなるのではないかなというふうに、これは予想ですよ、今から20年以上前が1億5,000万円でしたので、それから市街化が広がっていますから、都市計画税ということを考えれば、年間2億円ぐらいにはなってくる、この2億円ぐらいは、事業をしますと国のほうの補助金、県のほうの補助金がついてきますので、大体倍以上の事業がここで確保できるということになるんですよ。

そうすると、1年間に少なくとも4億円から5億円の事業がこの都市計画税によって、目的税ですので、まちづくりにこれを充てていくことができると、こういうものなんですよ。急に今私に都市計画税はどうかといわれても、それはどうしようという話かもしれませんが、しかし、そのことまでも踏み込んで考えていかないと、いろいろ町の区画整理をしたり、道路1本つくるのに10億円も20億円もかかるとか、それから今須成線をどうするかだとか東郊線をどうするだとか、富吉の南の区画整理をするだとか、いろいろなさまざまなこの要求に対して考えていくときには、このことを考えずして、果たして町がまちづくりの中で必要な整備がしていけるのかどうか甚だ疑問に思うわけですが、この対策について、都市計画税も含めて税収をふやすということについて、どのようにお考えなのかお伺いします。

○町長 横江淳一君

都市計画税のことまで言及をいただきました。まさに中村議員がおっしゃるとおりでありまして、大変今あればいいなという税金であります。100分の0.3でしたかあの当時は。今0.2でしたか、蟹江町が取っておりますのは。

(「何」の声あり)

100分の利率が0.3だと思いましたね。0.2でしたか。1億5,000万円、あの当時あったというふうに、私は議員をやっておりませんでしたので、あの当時は。中村議員はよくご存じだというふうに思います。また、たしかその当時、議員は一部の地域を早く市街化をして、税収が入るようにしたらいいんじゃないというような質問も、蟹江町議会でしてみえたのも私は記憶をいたしております。まさに都市計画税の復活というと非常にあれですが、下水道を今まさにやっておる最中でありまして、大変惜しい税金であったなと今は思っております。

ある意味、海部郡では今津島が都市計画税を取っておるというふうに思います。あま市も都市計画税を取ってございませんし、弥富市も取ってございません。これから市街化整備をする、下水道をするには、あれば本当にいい税金であるのは事実でございますので、また議

員各位のご協力が、仮に得られてそんな盛り上がりがあれば、また協議をしていただいて、ただ下水道がここまでくるちょっと前に本当にやるとよかったなというふうに、今現在では考えております。非常に有効な手段である事は事実ですが、非常に難しい状況になるのではないのかなということは、今考えられます。

あと、ふるさと納税につきましては、小さな額かも知れませんが、これが何かがあればまた大きく膨らむこともありますので、めげずにふるさと納税のお願いだけはしっかりしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○9番 中村英子君

町長が率先して、この将来の見通しを打開するために方法を見つけて、少しでもプラスになる実質的なやり方、効果的なやり方というものを取り込まない限り、未来永劫、蟹江町でいるためにということは非常に難しい現実だと思うんです。

それで、3番目の対策としては、それは大きなところに合併するという事だって、それはあり得るでしょう。だけれども、私はその合併論者ですので、名古屋市に行ったほうがいいというのは、こういうような状況のもとで言っているわけですがけれども、だけれども、町長は未来永劫、蟹江町は蟹江町であるために頑張るというのでしたら、やっぱりそのために手を出さなきゃ、そのために対策を打って、こうしますということを行わなければ、これだけ先行きが細っていく状況を、みすみすというか、黙って毎年毎年厳しいなと言って予算を組んでいるだけでは済まされませんよと、私はそのことを申し上げたいと思うんです。

ですから、これは町長の課題でもあるかもしれないし、また議員各位の課題でもあるかもしれません、蟹江町全体の課題ではありますけれども、しっかりとこの現状と見通しを踏まえて、どのように対応していくべきかということ、真剣に真摯に議論をしていくべきであるし、していかなければいけないと、そういうことを申し上げまして質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で、中村英子さんの質問を終わります。

お諮りをいたします。

少し早いようではありますが、次の質問者、安藤洋一君は、明日1番ということにして、本日はこれにて散会といたします。

(午後4時40分)